

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業
自治体職員向けQ&A

令和7年6月10日
こども家庭庁成育局成育環境課

目次

制度趣旨	3
予算執行関係	6
妊婦等包括支援事業	11
妊婦のための支援給付	15
支給対象者 給付額・住民票・転出転入・申請届出・認定関係	15
妊娠の事実確認関係	37
妊婦支援給付対象範囲	40
経過措置関係	47
その他法定事項・府令・政令	48
現金その他確実な支払方法	56
受給者同意のうえでの現金その他確実な支払方法以外の給付	56
その他	58

凡例

●: 令和6年度出産・子育て応援交付金自治体向けQ&A(第1版)【令和6年8月20日】に同趣旨の内容を記載

○: 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業Q&A【令和6年12月27日】に同趣旨の内容を記載

追加版Ver1: 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業Q&A_追加版Ver1【令和7年2月27日】に同趣旨の内容を記載

追加版Ver2: 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業Q&A_追加版Ver2【令和7年3月19日】に同趣旨の内容を記載

追加版Ver3: 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業Q&A_追加版Ver3【令和7年3月27日】に同趣旨の内容を記載

◇: 新規情報として記載

◎: 産科医療機関向けQ&Aに同趣旨の内容を記載

番号	分類	質問	回答
制度趣旨			
1	●	出産・子育て応援交付金事業を制度化した経緯は如何。	<p>出産・子育て応援交付金は、令和4年度第2次補正予算から開始した妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援と伴走型相談支援を一体的に実施する予算事業ですが、こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)において、「出産・子育て応援交付金」(10万円)については2025年度から子ども・子育て支援法の新たな給付として制度化し、「伴走型相談支援」については児童福祉法の新たな相談支援事業として制度化するとされたことを踏まえ、今般成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号。以下「子子法改正法」という。)において所要の規定を整備したところであります。</p> <p>それぞれの法律では、「出産・子育て応援給付金」は「妊婦のための支援給付」、「伴走型相談支援」は、「妊婦等包括相談支援事業」と規定されています。</p>
2	○	妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業の趣旨・ねらいは如何。	<p>妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担の軽減し、もって妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として、妊婦のための支援給付として妊婦支援給付金を支給します。これは、妊娠による心身の負担に着目した給付金であり、出産に関する保険給付を行うことを目的の一つとする健康保険の対象ともなり得る内容であるが、その申請や支給の際に相談支援や保健指導とあわせて行うことを法律上も明確にしているとおおり、直接的には子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることのできる環境を整備することを目的としたものであること、市町村が行う妊娠・出産期の母子支援サービスと一体として行うものであることを踏まえ、子ども・子育て支援法に位置付けたものです。</p> <p>また、児童福祉法において、妊婦等包括相談支援事業として伴走型相談支援を位置づけることで、市町村による相談支援の実施を確実なものとし、妊娠時から出産・子育てまで一貫して、すべての妊産婦に寄り添い、継続的な情報発信や定期的な相談対応を実施するとともに、必要な場合により専門的・個別的な支援につなげていくことで、より安心して出産・子育てができるようにすることがねらいです。</p>
3	○	妊婦のための支援給付と妊婦支援給付金の違いは何か。	「妊婦のための支援給付」は給付の名称であり、「妊婦支援給付金」は認定を受けた申請者に対して支給される給付金の名称です。
4	○	出産・子育て応援交付金事業は令和6年度限りでなくなるのか。	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>ただし、令和6年度までに出生したこどもの養育者への経済的支援及び令和6年度までに出生した児童の母でやむを得ない特別な事情により支給されていない妊娠に関する経済的支援は、妊婦のための支援給付ではなく、出産・子育て応援交付金として支給することとしていることから、その対応のために、令和7年度の事業継続について引き続き検討してまいります。</p>
	追加版 Ver1	<p>支給対象について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R6年度中に出生した子の養育者でR7年度に申請があった場合(従来の子育て応援ギフト)→出産・子育て応援交付金 ・R6年度中に妊娠届を提出したが、出産応援ギフトをR6年度中に申請しておらず、R7年度に入って継続して妊娠している方から申請があった場合(従来のお産応援ギフト)→妊婦のための支援給付となるという解釈で間違いはないか。また、その認識で誤りでない場合、そのように分ける理由は何か。 	<p>お見込みのとおりです。支給が異なる理由ですが、妊婦のための支援給付の規定が令和7年4月1日施行のため、令和6年3月31日までに出生した場合は、令和7年4月1日の段階で「妊婦」には該当せず妊婦給付認定をすることができないためです。後段の場合は、令和7年4月1日の段階で妊婦であることから、本給付の認定対象となります。</p>

	追加版 Ver1	<p>現行の伴走型相談支援事業について、現実施要綱における対象は、「全ての妊婦及び主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯」としているが、本事業の期限は、経過措置の対象者に対する子育て支援ギフトの支給期限である「令和8年3月30日」という理解でよいか。</p> <p>もしくは、改正児童福祉法の施行日である令和7年4月1日以降における伴走型相談支援については、全て「妊婦等包括相談支援事業」によるものとし、現行の伴走型相談支援事業は令和7年3月31日で全て終了ということになるのか。</p> <p>※各市町村で現実施要綱の改廃日を設定するにあたり、現行の伴走型相談支援事業の期限(終了日)について、確認したいという趣旨です。QA29番では、令和7年度に実施する面談の費用は「利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)」の対象となる旨記載されていますが、経過措置対象者への子育てギフト支給にあたっては、現行の実施要綱に基づき面談を行うことになると考えますので、期限は前者(令和8年3月30日)になると認識していますが、合っているでしょうか。</p>	<p>令和7年4月1日より前に出産している場合については、出産・子育て応援ギフトとして支給しますので、実施要綱(改訂する場合は改訂版)に基づき面談等を実施のうえ、令和8年3月30日までに給付申請を受けて支給してください。</p>
	追加版 Ver2	<p>①出産・子育て応援交付金事業の経過措置による出産・子育て応援給付金の支給、②妊婦支援給付金、③妊婦等包括相談支援事業、④妊婦のための支援給付事業補助金の交付要綱及び実施要綱の提示を早急にお願ひしたい。 実施要綱や給付事務マニュアルを国が示さない場合、市区町村独自に実施要綱を定めることは問題ないか。</p>	<p>①出産・子育て応援交付金事業の経過措置による出産・子育て応援給付金の支給に関する交付要綱及び実施要綱については、改訂したものを3月末までに案を提示し、予算成立後に正式に発出する予定です。</p> <p>②妊婦支援給付金については、交付要綱案を3月18日付事務連絡にて送付させていただいています。実施要綱については、法定給付となり、子ども・子育て支援法及び同施行令に、支給要件や申請書の記載事項等が定められることとされており、また、12月20日にお示しした事務フロー並びに様式例を基に支給していただくことが可能であること、加えて、申請の方法や認定や取消の通知等について、従来の出産・子育て応援給付金の運用により引き続き対応する市町村が多いこと等から、妊婦支援給付金の実施要綱は策定しません。</p> <p>③妊婦等包括相談支援事業の交付要綱及び実施要綱については、全国こども政策主管課長会議資料でお示ししております。</p> <p>④妊婦のための支援給付事業補助金の交付要綱及び実施要綱については、3月末までに案を提示する予定です。</p> <p>妊婦支援給付金の実施に関する取扱いについて市区町村独自に実施要綱や給付事務マニュアルを定めることは差し支えありませんが、法令及び国からの通知等を超えた取扱いはできません。</p>
5	○	<p>伴走型相談支援事業はなくなるのか。</p>	<p>出産・子育て応援交付金事業として実施していた「伴走型相談支援事業」は令和6年度限りとなり、令和7年度以降は、同趣旨の事業として児童福祉法に基づく「妊婦等包括相談支援事業」が施行されますので、引き続き、伴走型の妊婦に寄り添う相談支援の実施をお願いします。</p> <p>なお、「伴走型相談支援」の名称は、当該妊婦等包括相談支援事業の通称名などで引き続き利用していただいても差し支えありません。</p>
	追加版 Ver1	<p>妊婦等包括相談支援事業において、出産前面談の名称として現行の伴走型相談支援事業と同様に「妊娠8か月頃面談」の用語を引き続き用いることは差し支えないか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
	追加版 Ver1	<p>「妊婦等包括相談支援事業」における補助対象は伴走型相談支援事業と相違はないと考えて良いか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>
6	○	<p>出産・子育て応援ギフトは市町村の創意工夫によりギフトの名称を設定することが可能であったが、妊婦支援給付金も同様か。</p>	<p>妊婦のための支援給付の名称については、市町村の創意工夫により、親しみの持てる名称を検討いただいで差し支えありませんが、その場合においても妊婦支援給付金と同一であることが妊婦に分かるようにしてください。</p>

	追加版 Ver1	給付金の名称について、妊婦給付認定時と胎児の数の届出時で混同せず、住所の異動があっても判別がつくような統一した名称が好ましいと考えます。例示でもいいのでお示しいただければ、特定の名称を使用せざるを得ない市町村以外はその名称を使用できますのでお示しください。	子ども・子育て支援法上の名称は、「妊婦支援給付金」です。
	追加版 Ver1	出産・子育て応援給付金の名称を引き続き使用し、妊婦給付認定申請を出産応援給付金、胎児の数の届出を子育て応援給付金の名称での申請としてよいか。	差し支えありません。妊婦のための支援給付の名称については、市町村の創意工夫により、親しみの持てる名称を検討いただいて差し支えありませんが、その場合においても妊婦支援給付金と同一であることが妊婦に分かるようにしてください。
	追加版 Ver1	妊婦支援給付金の1回目・2度目の支給の名称について、受給対象者や市町村間で誤認等の発生回避のため、各給付回の名称に含める単語指定の予定はあるか。(旧制度では、出産/子育て応援給付金の単語で、1回目・2度目の支給を区別)	法律上に名称を定める予定はありません。
7	○	妊婦支援給付金の支給にあたって、公金受取口座を活用することはできるか。	可能です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報提供ネットワークシステムの使用による情報連携を可能とする手続(令和7年2月改訂版データ標準レイアウト)により発効済です。 また、今後、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第二条の改正を行い、妊婦のための支援給付を公的給付の支給と位置づけることで公金受取口座を活用可能とする予定(令和7年4月1日施行予定)です。 なお、令和7年度についても引き続き公金受取口座を活用することは可能ですが、妊婦のための支援給付とはデータ標準レイアウトが異なりますのでご注意ください。
8	○	妊婦のための支援給付に市町村独自で上乗せ支給する場合、当該上乗せ支給分については別途特定公的給付の指定は必要か。	市町村独自の乗せ支給について、既存の給付金(妊婦のための支援給付)の有受給資格者に対し、要件の変更等無く支給を行うのであれば、上乗せという整理を行い、特定公的給付の指定を受けることなく事業を行うことは差し支えありません。 なお、この件については、デジタル庁へ確認済です。
9	●	転出入による給付金支給記録や伴走型相談支援の記録の市町村間の情報伝達の事務負担が大きいですが、DXを活用した情報連携を可能にすることは考えないのか。	国が新たに共通基盤等のシステム構築を行うことは予定しておりません。地方公共団体の標準システム(健康管理システム)で管理項目の標準化を行ったうえで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報提供ネットワークシステムの使用による情報連携を可能とする手続(令和8年6月向けデータ標準レイアウトの改版作業)を進めてまいります。 当該手続後(改版後のデータ標準レイアウト公開後)、市町村で当該改版に対応していただくことで、市町村間で情報連携が可能となります。 【現時点で目指しているスケジュール】※関係機関との調整により変更があり得ます。 ・令和7年6月 令和8年6月向けデータ標準レイアウト公開 ・令和8年6月 給付履歴の情報連携開始
	追加版 Ver1	妊婦のための支援給付費補助金のうち、「自治体間情報連携に係るシステム改修費」の説明には「転出入の際に給付履歴等を確認するためのデータ標準レイアウト改訂版へのシステム改修費」とありますが、データ標準レイアウトを改訂する改修はもとより、現行のシステムに情報連携機能を追加する改修も含まれると解してもよろしいでしょうか。	現行のシステムに情報連携機能を追加する改修が当補助金の目的に沿うものであれば、当補助金の対象となりえます。
	追加版 Ver1	令和8年6月に給付履歴の情報連携開始とされているが、対象となる給付は令和8年6月以降に給付申請があった分が対象となるということによいか。	令和8年6月以前に給付申請があった給付金の支給記録についても、市町村において副本登録をされていれば、令和8年6月のデータ標準レイアウト改訂日以降に、情報連携することは可能です。

10	○	情報提供ネットワークシステムを使用した妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業の市町村間情報連携については、全ての市町村が対応する必要があるか。	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第22条第1項により、情報提供者は、利用特定個人情報の提供を求められた場合には、情報照会者に対し、当該利用特定個人情報を提供しなければならないこととされていることから、全ての市町村において特定個人情報の提供の求めに応じる必要があります。</p> <p>（参考）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（利用特定個人情報の提供） 第二十二條 情報提供者は、第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十一条第二項の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該利用特定個人情報を提供しなければならない。</p>
予算執行関係			
11	○	妊婦等包括相談支援事業、妊婦支援給付金、現金以外のクーポン発行等にかかる委託経費等は、それぞれ別々の交付要綱等に基づく交付となるか。	<p>お見込みのとおり、事業が異なりますのでそれぞれ交付要綱を定めることとなります。 なお、妊婦等包括相談支援事業は、利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）により交付するため利用者支援事業の交付要綱により、妊婦支援給付金は、妊婦のための支援給付費交付金の交付要綱により、クーポン等の委託経費は、妊婦のための支援給付費補助金（仮称）の交付要綱により交付される見込みです。</p>
	追加版 Ver1	それぞれの交付要綱はいつごろに発出される予定か。	<p>各交付要綱及び実施要綱は案文が整い次第速やかにお示しさせていただきます。 なお、クーポン等での支給による委託事業者にかかる経費については、クーポン等の支給のためのランニングコストとして、「妊婦のための支援給付事業費補助金」により補助する見込みです。詳しくは交付要綱及び実施要綱によりお示します。</p>
	追加版 Ver1	クーポン等で支給した場合に発生する委託事業者支払う商品交換代金の経費は「妊婦のための支援給付費交付金」により交付されるのか	
12	●	妊婦支援給付金は全額国負担で、都道府県及び市町村の負担は生じないという理解で良いか。	<p>お見込みのとおりです。なお、従来の出産・子育て応援交付金と同様、市町村から国へ交付申請いただく仕組みは変わりません。</p> <p>（参考）子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第65条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。 一 妊婦支援給付金の支給に要する費用 一の二～六 （略） 第68条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第65条の規定により市町村が支弁する同条第1号に掲げる費用に充当させるため、第71条の3第1項の規定により国が徴収する子ども・子育て支援納付金を原資として、当該費用の全額に相当する額を交付する。 2・3 （略）</p>
13	●	妊婦支援給付交付金の市町村から国への交付申請に係る執行スケジュールは決まっているか。	<p>国から市町村に対しての支払は、交付決定日（8月頃を想定）以降から年度末にかけて複数回に分けて支払うことを予定しています。 また、令和10年度までは、妊婦支援給付金は、全部またはその一部が子ども・子育て支援特別公債によって確保されることとされていることから、交付決定を受けた妊婦支援給付金は、官署支出官に滞留させることがないように速やかに支出していただく必要があります。</p>

14	○	妊婦支援給付金に係る交付金は、概算払と考えてよいか。 また、妊婦のための支援給付は法定給付であることから、交付決定額に不足が生じた場合、実績報告に基づき追加交付されるという理解でよいか。	国から市町村に対して概算払を行う方向で調整していきます。 また、お見込みのとおり、今般の法定給付化に伴い、国からの交付決定額に不足が生じる場合は、実績報告に基づき交付額を確定し、不足分は精算交付することになります。
15	○	現金その他確実な支払方法以外で支給する場合の妊婦支援給付金に係る交付金の精算方法は如何に。	妊婦のための支援給付においては、受給者が現金その他確実な支払方法以外で給付金を受け取ることを希望した場合、当該受給者が希望するポイント等が利用可能となった時点で、市町村は妊婦給付認定者に対して給付金を支給した整理となるため、妊婦給付認定者がポイント等を一部未使用であったとしても、国と市町村の間で交付金の精算をすることはありません。 また、受給者と市町村(委託業者)の精算について、国は関与する立場にありません。 なお、受給者のポイント等が未執行とならぬよう使用期限の設定や利用勧奨をするなどの市町村の工夫が必要であると考えます。
	追加版 Ver1	出産・子育て応援給付金の現金以外での支給の未使用分については、これまでどおり、R7の申請分でR8年度に交付金の精算があるということか。	出産・子育て応援交付金は令和7年度末までの事業となることから、出産・子育て応援給付金は令和7年度末(出納整理期間含む)までに支払っていただき、令和8年度に実績報告書に基づき交付額を確定します。なお、令和8年度に追加交付することはできません。
	追加版 Ver1	東京都と広域連携の契約が実績払いとなっており、「妊婦給付認定者がポイント等を一部未使用」となり、過剰歳入になることも問題はないということか。	
	追加版 Ver1	当該受給者が希望するポイント等が利用可能となった時点で、市町村は妊婦給付認定者に対して給付金を支給した整理となるため、妊婦給付認定者がポイント等を一部未使用であったとしても、国と市町村の間で交付金の精算をすることはありません、とされています。 この場合、市町村が受け取る「支援給付」の額と、市町村の「実支出額」に差が出てしまうのではないかと考えられます。こども家庭庁さんの想定する対応方法について御教示ください。	クーポン等での支給は、給付した現金をもって、受給者によりクーポン等を購入いただいた整理となります。国からの支給は現金給付が行われた時点で交付済となるため、クーポン等の使用の有無で国に対して返還が生じることはありません。 なお、虚偽の申告等により、認定に誤りがあった場合等により国に対して、返還が生じる場合には、50,000円(×1(妊娠していることによる給付)+妊娠しているこどもの人数)であり、差額を返還いただくことはありません。
	追加版 Ver1	市町村が独自にクーポンを支給する場合で、例えば、50,000円を超える金額(52,000円相当など)でクーポンを支給する場合において、ポイントの一部(例えば1000円相当のポイント)を使用した受給者に対し、何らかの理由により、妊婦支援給付金を支給できないことが判明した場合、返還を求めることとなる。 その場合の返還は、妊婦支援給付金1000円を使用したと考えるのか、市町村独自部分を1000円使用したと考えるのか。	
16	○	妊婦支援給付金に係る交付金の交付は、国から市町村への直接交付と理解してよいか。	お見込みのとおりです。 (参考) 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第65条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。 一 妊婦支援給付金の支給に要する費用 一の二～六 (略) 第68条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第65条の規定により市町村が支弁する同条第1号に掲げる費用に充当させるため、第71条の3第1項の規定により国が徴収する子ども・子育て支援納付金を原資として、当該費用の全額に相当する額を交付する。 2・3 (略)
17	○	妊婦のための支援給付交付金の市町村における予算計上は、歳入予算は国庫負担金、歳出予算は扶助費として差し支えないか。	市町村の歳入歳出予算科目については当該市町村ごとの判断により予算計上してください。

18	○	妊婦のための支援給付は地方自治法施行令第百六十一条第一項第十号の「生活扶助費、生業扶助費その他これらに類する経費」に含まれるものと解してよいか。 (市町村の規則で定めずとも職員への資金前渡が可能か。)	妊婦のための支援給付は、地方自治法施行令第161条第1項第10号の「生活扶助費、生業扶助費その他これらに類する経費」ではなく第17号に該当する経費です。そのため、妊婦のための支援給付を資金前渡するためには、同号に基づき、市町村の規則で定める必要があります。 (参考) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) (資金前渡) 第百六十一条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。 一～九 (略) 十 生活扶助費、生業扶助費その他これらに類する経費 十一～十六 (略) 十七 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの
19	○	妊婦支援給付金を現金で支給する際の経費のうち振込手数料や人件費以外の経費は、妊婦のための支援給付費補助金(仮称)と妊婦等包括相談支援事業型のどちらの対象経費となるか。	妊婦支援給付金を現金で支給するための経費はすべて、妊婦のための支援給付費補助金(仮称)により補助を行うこととしています。 詳しくは交付要綱でお示しします。
	追加版 Ver1	「妊婦給付認定通知書」等の発送が必要となるが、「妊婦のための支援給付のための事務費」で通信運搬費の補助をしてもらえるのか。また、システム構築等により、メール等で給付認定通知書等を送れるようになれば、その方法も検討したいが、メール発送のための新たなシステム構築となる。「システム改修(構築)費」等の費用は補助対象となるのか。	妊婦給付認定通知書の発送にかかる経費については、妊婦のための支援給付事業費補助金の対象経費とする見込みです。詳しくは交付要綱及び実施要綱によりお示しします。また、同通知のメール発送のためのシステム構築費は、令和6年度出産・子育て応援交付金のシステム構築・改修費で補助対象としております。
	追加版 Ver1	現金給付事務について可能な限り委託を考えている。この費用に対する補助金は、「妊婦支援給付金を現金で支給するための経費はすべて、妊婦のための支援給付費補助金(仮称)により補助を行うこととしています」に含まれるものと考えて間違いないか。	お見込みのとおりです。
	追加版 Ver1	クーポン等を併給する際の郵送費や事務経費も当該補助に含まれると考えてよろしいか？	クーポン等及び現金その他確実な支払方法を併用する場合、その郵送費や事務経費は妊婦のための支援給付事業費補助金の対象経費とする見込みです。詳しくは交付要綱及び実施要綱によりお示しします。
	追加版 Ver1	妊婦のための支援給付について、現金支給システムのランニングコストへの補助はあるか。またその場合の補助率は。	現金支給システムが、本給付のものであれば現金給付の事務費の対象となり得ます。ただし、他の給付金等の支払システムと併用する場合には、本給付にかかる経費のみが対象経費となります。対象範囲や金額が明確に切り分けられない場合は対象外となります。
20	○	利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)の補助基準額の考え方如何。	制度化後も伴走型相談支援が適切に行えるよう、現在の補助基準額を引き継いだうえで、これまでの伴走型相談支援事業の市町村の事業費を参考に補助基準額を算定し、こども家庭センターの業務量を考慮した区分を設ける予定としています。 補助基準額の基になるこども家庭センターの数は、各市町村における統括支援員の人数ではなく、旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能窓口数となります。複数の旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能窓口がある場合は、それぞれの窓口の妊娠の届出受理数を基に補助基準額が決まり、その合計額が交付申請の際の補助基準額となります。
21	○	利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)の補助対象となる経費は。	事業にかかる消耗品費の需用費、面談を実施する職員の人件費、法人等に委託する場合の経費、市町村がプッシュ型の情報発信や相談支援等を行うシステム(子育て関連アプリなど)が想定されます。 詳しくは交付要綱でお示しします。

	追加版 Ver1	補助対象経費として、面談等の実施に必要な経費となっていますが、例えば、面談実施の際に渡す記念品の経費は対象となりますか。	記念品は妊婦等包括相談支援事業型の補助対象とはなりません。
	追加版 Ver1	新たに職員を採用し、面談等訪問回数を増やすために訪問で使用する公用車を購入する場合その経費は補助対象となるか。	妊婦等包括相談支援事業は子ども・子育て支援交付金の利用者支援事業の一部になり、他の事業では車両購入費を認めていないことから、リース等を検討してください。
	追加版 Ver1	伴走型支援の面談予約に特化した予約システムのアプリを導入し、オンライン予約に変更する場合のシステム導入費については、利用者支援事業の対象経費に含まれる、という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	○	既に市町村で相談支援を行っていた正規職員が妊婦等包括相談支援事業の相談支援を実施する場合、人件費を計上することは可能か。	地方交付税措置対象となっている経費を除いて計上可能です。
23	○	伴走型相談支援の面談に係る事業費は、利用者支援事業の基本型、こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型いずれの型で交付申請すればよいか。	妊婦等包括相談支援(令和7年度以降の伴走型の相談支援)をどの事業を用いて実施するかは市町村が決めることができます。妊婦等包括相談支援を実施するための場合や、地方交付税で配置された職員及びこども家庭センターの配置基準の職員を超えて人員配置を行い実施する場合は、利用者支援事業の妊婦等包括相談支援事業型で交付申請を行ってください。 また、新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問と併せて行う場合や、利用者支援事業基本型により委託して相談対応を行う場合など、妊婦等包括相談支援は既存の相談事業と一体的に実施することが考えられますが、妊婦等包括相談支援事業の実施による追加的な費用が発生しない場合は、妊婦等包括相談支援事業型は利用できません。追加費用が発生する場合には、妊婦等包括相談支援事業型が利用できますので、各事業の実施の実態に応じて、事業費や従事する職員の業務区分を明確にしたうえで、重複して交付申請することがないように、各交付金の交付申請を行ってください。
24	○	利用者支援事業のこども家庭センター型と妊婦等包括相談支援事業型の両方を申請することは可能か。	利用者支援事業のこども家庭センター型と妊婦等包括相談支援事業型の両方を活用することは可能です。業務実態に応じて事業費を明確に区分していただき重複して交付申請することがないようにしてください。 なお、伴走型相談支援に必要な需用費等の経費を妊婦等包括相談支援事業型で申請することは可能ですが、伴走型相談支援と関係ない、例えばこども家庭センターの運営に必要な需用費等の経費を妊婦等包括相談支援事業型で申請することはできず、同様に、伴走型相談支援のみにかかる経費をこども家庭センター型で申請することもできませんのでご注意ください。
25	○	伴走型相談支援の面談を引き続き乳児家庭全戸訪問の機会と併せて行う場合の利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)と乳児家庭全戸訪問事業との補助対象経費の棲み分けはどのように考えるか。	乳児家庭全戸訪問事業等での妊婦等と面談する機会と併せて、妊婦等包括相談支援事業の面談を実施する場合においては、付加的に発生する業務に要する追加費用分を利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)として交付申請することが考えられます。
	追加版 Ver1	「乳児家庭全戸訪問事業等での妊婦等と面談する機会と併せて、妊婦等包括相談支援事業の面談を実施する場合においては、付加的に発生する業務に要する追加費用分を利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)として交付申請する」とあるが、付加的に発生する業務に要する追加費用分とは具体的にどういった業務を指すのか。	例えば、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問と妊婦等包括相談支援事業の面談を併せて実施する場合に、新生児訪問の当該保健師以外に妊婦等包括相談支援事業の相談員や子育て支援員が同行する場合の経費など、付加的にかかることを想定したものです。

26	○	会計年度任用職員が妊婦等包括相談支援事業にかかるアンケート集計業務と妊婦支援給付金の支給にかかるいずれの業務も行う場合は、どのように交付申請することとなるか。	当該職員の人件費については、勤務時間等により按分して利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)と妊婦のための支援給付費補助金(仮称)に、各交付要綱に基づき各事業にかかった経費を交付申請することになります。
27	○	令和6年度に、事業開始準備のために会計年度任用職員を雇用した場合など、事業開始日前に準備経費としてかかった費用は全て補助対象外か。	一般的に、事業実施のための「施設の改修」や「備品の購入」がいわゆる開設準備経費として国庫補助の対象とされていることがある一方、人件費や需用費については、あくまでも事業を開始してから要した経費が国庫補助の対象となると承知していますが、具体的には申請を検討されている事業に関する交付要綱をご確認ください。 なお、令和6年度に雇用された会計年度職員が出産・子育て応援交付金の事務に従事しているのであれば、出産・子育て応援交付金の補助対象となり得ます。
28	○	出産・子育て応援交付金事業で購入した備品は、妊婦等包括相談支援事業以外の用途で使用することはできるか。	補助金は、補助事業の目的を達成するために交付されるものです。出産・子育て応援交付金事業で購入した備品を出産・子育て応援交付金の後継事業と整理できる妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業以外の事務・事業の用に供するために使用することは想定されておりません。場合によっては財産処分等の手続きが必要になることも考えられますので、個別にご照会ください。
29	○	令和6年度までに出生した子どもに関する子育て応援ギフトを、令和7年度に支給する際の面談にかかる費用は対象経費か。	利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)の対象経費となります。 詳しくは、交付要綱でお示します。
30	○	令和6年度までに出生した子どもに関する子育て応援ギフトを令和7年度に現金で支給する場合の事務費は対象経費となるか。	妊婦のための支援給付費補助金(仮称)の対象経費となります。 詳しくは、交付要綱でお示します。
	追加版 Ver1	令和7年度の、出産・子育て応援交付金は子育て応援ギフトの給付金(5万×新生児)のみ対象ということか。	出産応援ギフトも未支給の場合が想定されるため対象となります。
31	○	令和6年度までに出産・子育て応援給付金を現金以外のクーポン等により受給した支給対象者が、令和7年度にクーポン等を使用し、当該使用した額に応じて業務委託事業者に精算払いする場合の委託経費は対象経費となるか。	妊婦のための支援給付費補助金(仮称)の対象経費となります。 詳しくは、交付要綱でお示します。
	追加版 Ver1	実施要綱の発出時期はいつか。 システム改修をするに当たって、一刻も早く仕様を確定する必要があるため早急にご対応頂きたい。 また、妊婦のための支援給付費補助金について、クーポン等の支給に係る委託経費について、子ども家庭庁長官が必要と認めた額とされているが、いつ頃決定されるか。 令和7年度4月からの事業であるため、令和6年度中にクーポン事業者の選定を行う必要がある。クーポン事業者からもこの補助単価が基準となり、提供可能な内容も決定できないという意見があるため早急に決定していただきたい。	システム構築・改修経費の補助に係る実施要綱については、出産・子育て応援交付金の交付要綱を改正して令和6年12月20日に発出済みです。なお、令和7年度以降の事務手続きのフローについては、10月31日の自治体向け説明会の資料で示しておりますのでシステム構築の際には参照ください。 また、妊婦のための支援給付事業費補助金の長官が必要と認めた額については、予算の範囲内で交付決定を行いますので、交付申請により市町村の必要経費全体を集約した後に決定します。クーポンの支給に係る委託経費については、現行(令和6年度)補助単価を示しているところですので、令和7年度については、制度化後の実施状況を踏まえ決定してまいります。

妊婦等包括相談支援事業

32	●	<p>伴走型相談支援事業の制度化後の運用面の主な変更点は。</p>	<p>伴走型相談支援の妊婦等との面談実施に関する運用面において大きな変更点はないと考えております。これまで市町村の創意工夫で行っていた伴走型相談支援事業を引き続き法律に定められた妊婦等包括相談支援事業として実施していただくこととなります。</p> <p>妊婦等包括相談支援事業の具体的な内容は、子子法改正法による改正後の児童福祉法第6条の3第22項において、内閣府令で定めるとされているところ、現在検討中の府令においては、面談について、妊娠の届出時、出産前、出産後の適切な時期に面談を実施することを定める予定です。</p> <p>なお、相談支援の質の向上は重要な課題であると認識しており、具体的な相談支援の方法などを国としても調査研究結果を踏まえガイドラインでお示しすることを予定しています。市町村が地域の実情にあわせた効果的な支援ができるよう必要な支援を行ってまいります。</p>
33	●	<p>出産・子育て応援ギフトの支給は面談が必須であったが、妊婦支援給付金の受給に当たって面談は義務ではない理解でよいか。 「面談は不要だが妊婦支援給付金は必要」という方については、面談をせずに支給することは可能か。</p>	<p>「妊婦のための支援給付」と「妊婦等包括相談支援事業」は、それぞれ別の法律に定められており、面談を支給の条件とすることとされていないことから、面談を行わずとも支給することは不可能ではありません。ただし、子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法第10条の3においては、支給を行う際に、妊婦等包括相談支援事業による援助その他の支援を効果的に組合せて行うよう配慮することとされており、令和7年度以降においても、身体的・精神的・経済的な面で、妊婦への支援を総合的に行う観点から、面談と給付を一体的に実施することが求められています。</p> <p>当該法律の趣旨を踏まえ、妊婦のための支援給付を、妊婦等への支援の機会としていただき、市町村のこれまでの伴走型相談支援の運用をさらに充実する形で、妊婦等への支援に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>(参考) 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第10条の3 市町村は、妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦支援給付金の支給と児童福祉法第6条の3第22項に規定する妊婦等包括相談支援事業による援助その他の支援とを効果的に組み合わせることにより、妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行うよう配慮するものとする。</p>
	追加版 Ver1	<p>出産・子育て応援交付金事業を制度化するにあたってなぜ妊婦対象としたのか？また面談必須でなくしたのはなぜか？面談必須としたことで面談や訪問等市との関りを拒否する家庭への介入がしやすくなり、伴走型支援ができるようになっていたが、面談必須ではないので拒否されたら介入はできず、給付するだけで市との関わりができず伴走型支援ができない事例が増加することが予測されます。また妊婦対象となることで流産死産も給付対象となり事務量が増加し、流産については時期を確認するための文書がない(母子手帳に記載なく、流産時期の確認は病院でしかとれないため)ので本人申し出のみではなく、病院への確認が必要になり、業務の煩雑化が懸念されます。市との関りがしづらくなるのに伴走型支援は継続するようと言われても市がますます関わりにくくなる状況になってしまいます。今まで児相で対応していたような事例も今後市での対応の増加が見込まれ、ますます市の負担が増えているが介入はしづらくなっており、支援したくてもできない事例の増加が見込まれます。</p>	<p>子子法の趣旨としては、妊婦給付認定申請と胎児の数の届出を分けることにより、2回に分けた支給を機として、妊婦等包括相談支援事業の面談を行うことで、妊婦に対して寄り添った支援を継続して講ずるものです。このため、同法第10条の14において、妊婦支援給付金のうち、5万円は妊婦給付認定後遅滞なく、残りの胎児の数に応じた額は胎児の数の届出があった後に行う旨が定められているところです。</p> <p>「妊婦のための支援給付」については、法律上位置付けられた給付となるために、受給権を明確化するため、面談を支給要件とはしていません。ただし、子子法第10条の3において、市町村は、給付と面談を組み合わせることで、妊娠中への総合的な支援を行うよう「配慮するものとする」としており、引き続き、給付と面談を併せて行っていただく必要があります。</p> <p>なお、省令等で追加的な要件等を定めることはありませんし、自治体が定める業務要綱等において、法律の規定を超えて、支給に当たっての追加的な要件を定めることは認められません。</p> <p>また、妊娠中の総合的な支援の実際の実施の在り方は、各自自治体における創意工夫の下、検討されるべきものと承知しています。</p>
	追加版 Ver1	<p>法律の建付け上、面談を給付の必須要件とできないことは理解できるが、「胎児の数の届出」の必要性のみで、対象者と面談をするための根拠とするのは難しいと感じる。 (出生に至った場合は、)胎児の数＝子の数であり、住民記録からも確認ができるため、行政の怠慢であるといわれても否定できない。 伴走型相談支援の充実を目的とするのであれば、出産後の給付にはアンケートの回答や出生連絡はがきの提出を要件とする方が適切ではないか。 自治体の実情に合わせた対応が可能な省令であることを求める。</p>	

	追加版 Ver1	法的給付に対して、第10条の3で定める「総合的な支援を行う配慮」によって本人の権利行使を妨げる(1回で受給できるものを2回に分けて受給)ことは可能か。不可能である場合、QA58の特別な事情がない場合に一括給付を認めないとする法的根拠は何か。	仮に妊婦給付認定の申請が出産予定日8週間前の日以降に行われた場合には、給付を併せて1回で行うことは考えられますが、通常、妊婦給付認定の申請は妊娠届の提出と同時にされるものと考えています。 流産の場合については、基本的に本人からの申告に基づき、胎児の数の届出を流産した日以降に提出していただき、本届出をもって支給していただく必要があります。支給に当たって医療機関等への照会は必須ではありませんが、仮に疑義等があれば、本人の同意を得た上で、照会をしていただくようお願いいたします。 なお、流産等をされた方への対応及び給付金の支給に伴い、市町村の事務負担が増加することは承知していますが、このような方にこそ伴走した相談支援が重要と考えておりますので、妊婦等包括相談支援事業の補助金を活用いただき、切れ目のないきめ細やかな相談支援の充実を図っていただくようお願いいたします。
	追加版 Ver1	出産・子育て応援交付金の支給要件として、アンケート回答を条件としているが、同様にアンケート回答を妊婦支援給付金の支給要件にしても差し支えないか。	
	追加版 Ver1	妊娠8か月のアンケートに「胎児の数の届出書」を加えアンケート回収率上昇を図るとともに、提出後に2回目の給付を行うことで妊娠中に給付を完了したいが可能か。	
	追加版 Ver1	「面談と給付を一体的に実施する」「面談の実施を、(中略)支給の要件とすることはできません」と相反する記載がある。『市民へ「8か月アンケート時や乳児全戸訪問時に胎児数の届出書を配布する」と案内する』運用ならば問題ないか。	
	追加版 Ver1	妊婦等包括相談支援事業の2回目の面談はこれまでどおり、アンケートでよいのか。	
	追加版 Ver1	給付に当たっては面談が必須ではなくなるとのことだが、自治体に業務要綱に面談を支給要件に含めることは法に反するか。国からの補助対象にならないなどのペナルティはあるか。	
	追加版 Ver1	給付に面談が必須ではないとしつつも、面談と給付を一体的にと記載があるが、基礎自治体に対して、給付をする上で面談を必須とする要綱を定めて実施して欲しいという解釈でよいのか。QAのあいまいな状況だと、自治体によって取扱いが異なり、事業としての統一性に欠く。	
	追加版 Ver1	出産応援ギフトの申請について、本市の今までの運用と同様に申請の時期を『妊娠安定期となる16週目以降』と定めて運用しても良いものか、また今回の給付では面談を義務としないとの考え方から、妊婦であれば出産までの期間でいつでも申請ができるようにすべきなのか	
34	○	妊婦等包括相談支援事業において面談等の実施機関はどこか。本事業の一部または全部をNPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等へ委託して実施することは可能か。	妊婦等包括相談支援事業の実施主体は市町村であり、基本的にこども家庭センターがその業務を担うことを想定していますが、市町村が本事業を適切に実施できると判断されれば、団体や法人に委託することも可能です。
35	○	面談等を実施する者は保健師等の専門職であることが必要か。	専門職だけでなく、相談支援の実績や研修の受講など、市町村が認める要件を満たす者が面談等の対応をすることも想定しています。
36	○	母子保健法に基づく保健指導と本事業の違いは何か。	保健指導は、妊産婦や保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関する専門的な知見による必要な指導を行い、又は医療専門職から指導を受けることを勧奨するものです。一方、本事業は妊産婦等の状況を面談の実施等により把握し、妊娠、出産又は育児に関する困りごとや不安に対する相談に応じ、母子保健及び子育てに関する情報の提供を行うなど、妊娠時から妊産婦等に継続的に寄り添った相談支援を行うものです。

37	○	面談の回数に決まりはあるのか。	<p>法律上の規定はありませんが、少なくとも、現行の伴走型相談支援と同水準の対応は必要と考えています。妊婦等包括相談支援事業の具体的な内容は、子子法改正法による改正後の児童福祉法第6条の3第22項において、内閣府令で定めるとされているところ、現在検討中の府令においては、面談について、妊娠の届出時、出産前、出産後の適切な時期に面談を実施することを定める予定です。</p> <p>(参考) 子子法改正法による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第六条の三 この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居その他内閣府令で定める場所における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援(以下「児童自立生活援助」という。)を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。 一・二 (略) ②～④ (略) ② この法律で、妊婦等包括相談支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、妊婦及びその配偶者その他内閣府令で定める者(以下この項において「妊婦等」という。)に対して、面談その他の内閣府令で定める措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業をいう。 ③ (略)</p>
	追加版 Ver1	「面談について、妊娠の届出時、出産前、出産後の適切な時期に面談を実施することを定める予定です。」とされているが、その際、現制度「出産・子育て応援事業」で配布・回収しているような「アンケート」は必須とされるか。対象者全員と面談し、現アンケート内容と同様の質問を面談内で確認し、妊産婦のニーズ把握等が可能な場合は、アンケート配布・回収は省略してもよいか。	アンケートは必須ではありません。
	追加版 Ver1	アンケートの回答が出産・子育て応援ギフトの給付要件の1つとなっていたが、妊婦等包括相談支援事業では回答不要でよいか。	給付に当たってアンケート等の要件はありません。
	追加版 Ver1	Q32、Q37において、利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)を実施するにあたり、①妊娠の届出時②出産前③出産後の適切な時期に面談を実施することを定めることとしているが、①～③の時期に3回の面談をすることが交付金交付の要件となるのか。特に②出産前の面談にあたっては、妊婦と面談することが難しい(産前休暇に入る前で、働いていることが多い)と考えるが、例えば②出産前にあたっては、希望する妊婦のみ電話や面談等で支援し、③の出産後以降に2回面談を実施する等する場合も交付要件に該当するのか。QAに記載のとおり適切な時期に3回面談することは望ましいと考えるが、人員体制もあり3回面談することのできる自治体は限られると考える。	児童福祉法施行規則に定められた時期及び方法により行わなければ補助対象にはなりません。なお、施行規則には「面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)(又はこれに準ずる方法)により行うものとしていますので、対面での面談が望ましい一方で、各自自治体、妊婦等の状況により、面談が著しく困難である場合には、これに準ずる方法として出産前の時期に電話での面談となったとしても補助対象外とはなりません。
	追加版 Ver2	3回の対面での面談(電話等)の実施が補助対象となる場合、「出産前」の対応をして、アンケートを実施し、面談を希望されない方はアンケートの回収のみをもって1回の面談としてカウントしても良いか。	府令において、面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)(又はこれに準ずる方法)としており、アンケートを実施し、その回収をもって面談を実施したことにはなりません。なお、面談の実施確認や面談の実施に要する経費については、利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)の補助対象となります。
38	○	面談は誰に対して行うのか。	面談の対象は、子子法改正法による改正後の児童福祉法第6条の3第22項において、「妊婦及びその配偶者その他内閣府令で定める者」とされています。具体的な内容は府令で定める予定ですが、婚姻関係にないパートナーや、祖父母が養育する場合の祖父母等も、相談支援の対象となるものと考えています。なお、面談に当たっては、出産・子育て応援交付金における伴走型相談支援の対応と同様に、妊娠期間中の過ごし方や出産までの見通し、子育てガイドにより産前・産後のサービス等を、可能な範囲で配偶者やパートナーの同席のうえで確認することが望ましいと考えています。

39	○	面談は対面で実施することが必要か。	面談の方法は、子子法改正法による改正後の児童福祉法第6条の3第22項において、「面談その他内閣府令で定める措置を講ずることにより」とされています。具体的な内容な府令で定める予定ですが、対面を基本としつつ、妊婦の体調や地域の特性に応じ、オンラインやこれに準ずる方法を可能とすることを考えています。
	追加版 Ver1	「対面を基本としつつ、妊婦の体調や地域の特性に応じ、オンラインやこれに準ずる方法を可能とする」とあるのですが、電話でのやり取りはこの準ずる方法に含まれるでしょうか？	対面やオンラインによる面談が望ましいですが、妊婦等による意向により難しい等の事情がある場合には、準ずる方法として電話は含まれるものと考えられます。
40	○	面談は複数回実施されるが、それぞれ異なる者が面談を担当しても良いのか。	面談内容の継続性の担保や妊婦との関係構築の観点から、当該妊婦との間で信頼関係の構築が困難である等の特殊な事情がある場合を除き、可能な限り、同じ者が継続して面談を行うことが望ましいと考えられます。担当者の異動や退職、繁忙の状況等、やむを得ない事情により別の者が担当する場合であっても、前回の面談情報を共有するなどの体制整備に努め、妊婦に寄り添った対応をお願いいたします。
41	○	産前や産後の面談以降の随時の相談対応の考え方は具体的に示されるか。	妊婦等包括相談支援事業として行う面談のほか、各面談の間や産後の随時のタイミングにおいて、これまで市町村の創意工夫で実施している子育て関連のイベント等の情報発信や相談対応を継続的に実施することは、妊婦に寄り添った支援を行う観点から重要だと考えています。 こうした具体的な相談支援の方法などについては、国としても調査研究結果を踏まえガイドラインでお示しすることを予定しています。市町村が地域の実情にあわせた効果的な支援ができるよう必要な支援を行ってまいります。
42	○	市町村子ども・子育て支援計画の手引きに示された妊婦等包括相談支援事業の量の見込み及び確保方策について、面談回数の考え方と計画の記載方法を具体的に示していただきたい。	市町村子ども・子育て支援事業計画の面談回数の量の見込みにおいては、令和7年度以降妊婦等包括相談支援事業が施行され、相談支援を更に推進していく必要があることから、3回以上を設定することを検討していただきたいと考えています。なお、ここでいう回数は対面での面談を想定していますので、出産・子育て応援交付金事業で実施していたアンケートの回収のみでは面談回数としてはカウントされません。アンケートにより面談を希望された方に対してのみ面談を実施する場合においては、仮に全員が希望すれば全員に面談を実施することになるため、住民の潜在的ニーズとして量の見込みを3回と設定してください。一方で実績においては、面談を実施した回数を計上していただくこととなります。 また、記載方法については、先に、「令和6年10月10日付け、第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版ver.2)」について(送付) (https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/law/jimurenaku)、においてお示した記載例にあるとおり、妊娠届出数・1組当たりの面談回数の記載をお願いいたします。これは、合計回数だけの記載では、1人当たりの面談回数が不明確であり、潜在的なニーズを把握して適切に算出されたか不明瞭な記載となることが危惧されるためです。 なお、記載箇所については、妊婦等包括相談支援事業又は子ども・子育て支援法改正新規3事業の枠に記載をお願いします。利用者支援事業の枠組みの中で整理いただく場合、既存3項目(基本型、特定期、こども家庭センター型)の後に追記することは差し支えありません。
	追加版 Ver1	拒否や連絡がつかない等で面談や電話が実施できていないが、給付金の申請書のみ郵送や電子申請で提出された場合について、面談実施せずに妊婦のための支援給付金を支給しても問題ないか。	妊婦支援給付金の支給は妊婦等包括相談支援事業を組み合わせることで実施していただくこととしておりますが、ご質問のような状況において、面談は妊婦のための支援給付を支給する要件ではないため、面談を実施せずに支給することは差し支えありません。

妊婦のための支援給付

支給対象者 給付額・住民票・転出転入・申請届出・認定関係

43	●	妊婦支援給付金の額の考え方は如何。	妊娠に着目した支援給付であるため、妊娠に対して5万円、妊娠しているこどもの人数に応じて5万円を支給することになります。 双子を妊娠している場合は、計15万円が支給されます。
44	●	流産・死産・人工妊娠中絶は給付金の支給対象となるか。	妊娠に着目した支給であるため、流産・死産の場合も支給の対象となります。
	追加版 Ver1	流産・死産・人工妊娠中絶後に胎児の数の届出を希望しない方や妊娠届をした保健センターからの連絡を希望されない方もいると想定します。また、妊婦が出産後に子どもと世帯を同一にせず、子どもの住民票所在地市町村以外に住民票を置いている場合があり、妊婦が出産したかどうかの把握が困難な場合があります。これらの場合のように、出産予定日以降に胎児の数の届出がない場合は、妊婦給付認定をした市町村から妊婦給付認定者へ連絡し、胎児の数の届け出をしてもらうよう促し、2回目の支給について説明する必要がありますでしょうか。	子法に基づき、給付に当たっては胎児の数の届出を提出していただく必要があります。流産・死産・人工妊娠中絶等をされた方が、給付を希望しないため、胎児の数の届出を行わない場合もあると考えられますが、一方で単なる失念等により未届となっているおそれもありますので、妊娠8か月頃の面談の実施の案内と併せて、胎児の数の届出について案内する等の対応をお願いします。 なお、流産・死産・人工妊娠中絶された方へのアプローチについては、国において流産等した場合でも妊婦のための支援給付が受け取れる旨のチラシを作成の上、国から医療機関等に対し、当該チラシの周知をお願いすることを検討しています。
	追加版 Ver1	死産届出者にもれなく案内できる為には、死産届出を住民登録地以外に提出する場合もあるため関係省庁へ協力依頼文や、保健部門では把握が難しい為に対象者への案内文を全国統一で出す予定はあるか。	
	追加版 Ver1	「人工妊娠中絶」について触れていないのですが、人工妊娠中絶も給付の対象になるのでしょうか？ R6.10.31妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の施行に向けた自治体説明資料5ページでは、「母子健康手帳が交付される前に流産や人工妊娠中絶等をしている場合でも、…により妊婦支援給付認定及び給付金の給付は可能。」とされていることから、対象ととらえてよいでしょうか？	人工妊娠中絶についても、胎児の心拍が確認されていれば、給付の対象となります。
	追加版 Ver1	妊婦のための支援給付の対象に人工妊娠中絶による人工流産を含める理由は。(対象に含めるという判断に至った経緯如何)	法律上、給付は妊婦に対して行われるものであるため、人工妊娠中絶する場合であっても、胎児の心拍が確認されていれば支給していただく必要があります。また、支援が必要な場合も想定されますので、給付とともに必要に応じて面談等の支援へ繋げていただくようお願いいたします。
	追加版 Ver1	人工妊娠中絶及び流産した場合で妊娠届出がない場合の対応は、医師の診断書等の提示により給付認定及び給付金(1回目・2回目)の給付が可能との理解でよいか。	お見込みの通りです。
	追加版 Ver2	国が作成された妊婦のための支援給付に関するチラシを全ての妊婦さんに配布することになるでしょうか。「知らなくて申請が出来なかった」という事態を防ぐために全員に配るべきでしょうか。 また、流産等の場合にも、妊娠の事実が確認されていれば給付対象となるため、「流産等の場合のチラシ」も対象者に配るべきでしょうか。4月から配付したいため可能であれば早急に拝見したい。	令和7年4月1日の施行に向けて、リーフレットを作成し、こども家庭庁HPに掲載する予定です。医療機関にも同様に周知し、特に流産等の方へは別途案内していただくことを依頼しています。市区町村においては、国が作成したリーフレットを市区町村が加工できる媒体で準備予定ですので、ご活用ください。なお、独自に制度概要の案内を作成している自治体において、重ねて本リーフレットを配布していただくことは想定しておりません。

	◇		※「妊婦のための支援給付リーフレット」は、こども家庭庁HPからご確認いただけます。 https://www.cfa.go.jp/policies/shussan-kosodate
45	○	妊婦給付認定をするのはどこの市町村か。	当該妊婦の申請時点の住民票所在地の市町村が行います。
	追加版 Ver1	子:当町 母:町外 という住民票の状態の場合、母の住民票がある市町が支給するで問題ないか。	お見込みの通りです。
	追加版 Ver1	妊婦給付認定後、支払い前に転出した場合について妊娠した妊婦に対し、給付認定申請の審査後、市が認定通知書兼支払通知書を妊婦に送付したが、1回目の支払日前に妊婦が他市町村に転出した。この場合でも、転出元の市町村(認定した市町村)が1回目の支払いを行うという認識でよいか。	届出や申請のタイミングと支給自治体の関係は以下の通りです。 <1回目給付> 最初の妊娠届出(認定申請)まで:転出元 ※申請に不備があり再申請や不備の修正を求めている間に転出した場合は、受理したもとは認められない。 <2回目給付> 最初の胎児の数の届出まで:転出元 ※1回目同様。
	追加版 Ver1	妊娠届出後に転出した妊婦については、転出前の住所地で給付するというでよいか。	
	追加版 Ver1	妊婦給付認定をするのは「当該妊婦の申請時点の住民票所在地の市町村」とのことだが、申請から認定まで時間を要する場合、申請時点で市民であれば認定時点で市民でなくとも1回目の給付金の支給は可能か。例えば、認定申請を受理し、申請内容の審査中に当該妊婦が転出した場合、認定時点では住民票所在地の市町村でなくとも、1回目の給付金を支給してよいということか。 本市の場合、妊娠届出時の面談後、その場で出産応援ギフト申請案内チラシを交付します。対象者は出産までに、そのチラシの二次元コードを読み取り申請フォームからギフトを申請する、という流れで実施しています。その後、申請日時点で市民であることやその他支給要件を確認したうえで、申請から2か月ほどで支給決定し口座振込で現金を支給しています。	
	追加版 Ver1	子育て応援給付金の時は、 「(1) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第3条第3項第1号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者 (2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者 (3) 法人」 は支給対象外であったが、妊婦支援給付金②は条件はないか。	「妊婦のための支援給付」は法律に基づいて妊婦に対して支払われるものであり、養育の状況等は関係ありません。

	追加版 Ver2	<p>申請日から認定をする間に他の自治体に転出した場合は、市町村の区域内に住所を有しないため認定行為が不可能(法的には認定取消の対象)と考えます。国の示した内容は「申請や届出が受理できたものは認定日までに転出して転出元自治体が支給する」という説明と受け取れますが、この理解で良いか改めて確認したいです。</p> <p>不備のない状態の妊婦給付認定申請や胎児の数の届出を受け付けた後、審査をし、認定または支給決定を行います。認定日・支給決定日はいつになるでしょうか(申請日に遡って認定等するのではなく、自治体側の審査を行い、認定等した日でよいでしょうか。)申請があつてから審査・認定するまでに時間を要するため、その間に転出があつた場合でも転出元自治体が支給することになり、認定日及び支給日は取消日の後になりうる場合があることでも差し支えないとの考えでよいか。</p> <p>また、2回目給付が終わる前に転出した妊産婦について、妊婦給付認定を取り消さない場合は市町村に支払い義務が存置されるとあるが、支払い義務が存置された場合でも、胎児の数の届出がない限り市区町村は支給義務を負わないため、実質は影響がないが、転出した場合に認定を取り消す処理や通知または自動的に取り消されることを説明しておくことを促していると理解してよいか。</p>	<p>転出入時の転出先自治体や転出者の負担に鑑み、「申請や届出が受理できたものは認定日までに転出して転出元自治体が支給する」取扱いとしています。認定日・支給決定日は、認定又は支給決定を行った場合に、当該認定等した日となります。</p> <p>不備なく申請・届出を受け付けた場合には、速やかに認定・支給決定を行っていただくものと承知しております。申請受理から認定までの期間内において転出が生じてしまった場合においても基本的には認定していただいた後速やかに取り消していただくものと想定しています。</p> <p>「転出した場合に認定を取り消す処理や通知または自動的に取り消されることを説明しておくことを促している」という点はお見込みの通りです。</p>
	追加版 Ver2	<p>追加QAの回答の中で、「※申請に不備があり再申請や不備の修正を求めている間に転出した場合は、受理したものと認められない。」とありますが、この「不備の修正」についてお尋ねします。省令に定める妊婦給付認定申請事項や胎児の数の届出事項に不備がない場合であっても、口座情報に不備があり、何らかの修正ないし追加提出を求めている間は「不備の修正を求めている間」といえるでしょうか。</p> <p>口座情報は省令上の認定申請事項及び胎児の数の届出事項ではないとの考えの前提です。また、口座情報以外に不備がないため受理し、口座情報の修正を求めている間に住民票をおいたまま海外に引っ越しする場合、修正が間に合わないため現金や小切手での支給を求められた場合に対応しなければならないか。</p> <p>さらに、住民票があるままなので認定の取消はできず、支給が出来ていない状態は申請不備ではないとの解釈により支払いを留保し続ける必要があるとの取り扱いか。</p>	<p>口座情報の不備が明らかになるのは、口座振込を行う時点になると考えられることから、この段階において、転出が生じた場合であっても、引き続き支払いをしていただく必要があると認識しています。</p> <p>なお、現金は支払いの方法として法律で規定されている以上、現金での支給を求められた場合にはいかなる理由であれ対応する必要があります。</p> <p>住民票を存置したまま海外転出した場合に、支払いが実質的に行えない場合には、支払いを留保し続ける取扱いになります</p>
	追加版 Ver2 相続	<p>妊婦が出産予定日の8週間前に死亡した場合、胎児の数の届出は出産予定日の8週間前を待たずして遺族が届出可能との解釈で間違いないか。時効の起算日はいつか。また、認定者である死亡した妊産婦は認定を取消して相続者を再認定することになるか。また、遺族からの申請を受けて支給することのだが、相続者が遺族内で決まっていなかった場合に誰から申請を受け誰に支給することになるのか。その場合、どこの市区町村が申請を受けることになるのか。</p>	<p>出産予定日8週間前に妊婦が死亡した場合、時効の起算点は妊婦死亡日となります。</p> <p>また、妊婦のための支援給付も含め、相続される財産は遺族内で調整されるべきものであり、その整理に則って、当該妊婦の住民票があつた市町村からお支払いいただくこととなります。</p>
	◇	<p>妊婦給付認定の申請と市外への転出の届出を同時に行っている場合、転出届出日より遡及して住民でなくなることが考えられる。そういった場合は、転出元、転出先どちらで認定給付を行うのでしょうか。</p> <p>申請時点で転出元の住民ではない、ということで転出先で申請、認定を受けるという考え方でよろしいでしょうか。</p>	<p>妊婦給付認定の申請と市外への転出の届出が同時になされた場合であつて、遡及して転出届出日から住民でなくなった場合については、申請を受理する前に市外へ転出した整理となるため、転出元自治体において、申請の却下または不受理の旨を申請者に説明し、転出先自治体で申請するように案内した上で、再度の申請に基づき転出先自治体から支払っていただくこととなります。</p> <p>届出がなされた時点において、転出予定がないのか等の情報を聞き取ることで、転出先における再申請が必要とならないよう配慮をお願いいたします。</p>
46	○	日本国内に住所を有するとは、どういう意味か。	日本国内の市町村に住民票を有することを意味します。現に住んでいる、居住実態がある市町村ではありません。

47	●	妊婦のための支援給付の対象者は妊婦のみか。父親や祖父母その他現に子どもを監護する者は対象者となりうるか。	妊婦のための支援給付の支給要件は、子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法第10条の8において、「妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行う。」とされており、妊婦にはなり得ない父親や祖父母その他の者は、支給対象者にはなりません。 (参考) 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） (支給要件) 第10条の8 妊婦のための支援給付は、妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行う。
	追加版 Ver1	妊婦が、出産後胎児の数の届出を行う前に亡くなった場合、給付対象外か。	
	追加版 Ver1	支援給付の対象者が妊婦のみと示されているが、例えば妊娠中に妊婦が死亡した場合、胎児数の届け出による給付金の申請は申請者不在のため不可という認識で良いか。	受給権は相続されますので、遺族から胎児の数の届出を提出いただき、支給してください。
	追加版 Ver1	妊婦のための支援給付の支給要件は、「妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行う。」とされており、日本国籍を持つ持たないに関わらないと考える。Q51・52において、住民票をおいたまま海外で妊娠出産して帰国した場合とあるが、この「帰国」の対象は誰を指すのか。この場合であっても日本国籍を持つ持たないに限らず、外国籍の人も同様に支給することができるのか(住民票をおいたまま海外で妊娠出産し日本に再び入国した外国人も対象となるのか)。	法律上は「妊婦であって、日本国内に住所を有する者」が支給対象となるため、仮に住民票をおいたまま海外で妊娠出産し日本に再び入国した外国人であっても、住民票があった時点において妊婦であり、入国後に妊婦給付認定の申請をすれば、支給対象となります。
	追加版 Ver1	妊婦のための支援給付の支給要件は、「妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行う。」とされているが、R7.4.1以降住民票を1日だけおき、その後海外へ住民票を除票し転出した場合、その1日の間に妊婦給付認定申請をすれば支給の対象となるのか。	お見込みの通りです。
48	○	妊婦給付認定やその取消しは、行政手続法上の行政処分に該当するという理解でよいか。	お見込みのとおりです。
	追加版 Ver1	P15の「妊婦のための支援給付」の部分で、48番目の質問と回答について「妊婦給付認定やその取消しは、行政手続法上の行政処分に該当する」ということは、妊婦給付認定取消通知書のなかで「認定の取消し理由」を示す必要があると思うのですが、さらに、同通知に、相手その理由を不当だと思うときに行政不服審査法に基づき不服申立てができるよう、教示文も記載すべきでしょうか。	お見込みの通りです。決定通知書・取消通知書等については、令和6年12月20日に令和6年度出産・子育て応援交付金変更交付申請の事務連絡に、妊婦のための支援給付に係る支給事務の様式例には記載していませんが、教示文は必要ですので、改めて様式例をお示しする際には表示することといたします。なお、妊婦のための支援給付は自治事務であることから、不服申し立て先は市町村長であり、市町村で作成されている教示文の例により、記載いただいて差し支えありません。
	追加版 Ver1	先日提示のあった申請書等の様式について、認定通知書や取消通知書に審査請求の教示が必要ではないか。	
	追加版 Ver1	妊婦給付認定やその取消が行政手続法上の行政処分に該当すると記載があるが、妊婦支援給付金の支給(不支給)決定についても行政処分に該当するのか。また、子ども家庭庁から示された様式例に、教示文の記載がなかった。様式への教示文の記載は必要との認識でよいか。	

	<p>追加版 Ver2 様式</p>	<p>「妊婦給付認定通知書」や「妊婦支援給付金」の支給決定通知について、「行政不服審査法事務取扱ガイドライン(R4.6)総務省行政管理局」によりますと、「申請に対する処分について申請どおりの処分をする場合には、一般に、当該処分の相手方には不服申立ての利益はないと考えられるから、当該処分は不服申立てをすることができる処分には当たらず、教示を要しないと考えられる。」とあるため、教示文の記載は予定しておりませんが、必要でしょうか？</p> <p>それとも、以下①～④の全てが行政処分に該当し、それらの通知文書には教示文が必要との認識でしょうか。</p> <p>①妊婦給付認定における認定及び却下 ②妊婦給付認定の取消 ③妊婦支援給付金の支払い(支給決定) ④妊婦支援給付金の不支給</p> <p>また、12月20日示された各様式例は例示であり、申請書様式の同意欄に、「医師による胎児心拍の確認がされていること」や、公金受取口座利用のためのチェック欄(口公金受取口座への振込を希望します。)等を自治体独自で追記することは問題ないでしょうか。</p>	<p>胎児の数の届出について、争いがある可能性が否めないことから、様式例において教示文は記載するものですが、あくまで様式例は例示であり、法令やお示しのガイドラインを踏まえ、地方自治体において独自に様式を定めることは差し支えありません。</p>
	<p>追加版 Ver3</p>	<p>「例えば、自治体の規則において、転出した場合には妊婦給付認定が自動的に取り消される旨を定めた上で、支給決定通知書においてその旨を明示することが考えられます。」との回答があったが、取消し通知は行政手続法上の行政処分とされており、子子法省令案でも通知しなければならないとされているが、不確定な未来に対する通知は、行政処分の通知の効力を果たしたことになるのか。</p> <p>また、不確定な未来に対する通知にも不服申立ての教示文が必要となるか。</p>	<p>これまでQ & Aでは、妊婦のための支援給付に関する認定、支給決定、取消し等の支給に関する処分にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法施行規則第1条の4の5に基づき通知を行う必要があること、 ・本通知の在り方は自治体において検討しても問題はなく、例えば、認定の際にあらかじめ転居した際には取り消す等の通知を示すことで、自治体の規則において、転出した場合には妊婦給付認定が自動的に取り消される旨を定めた上で、妊婦給付認定通知書においてその旨を明示することで、取消時に転居先まで通知をしなくてもよいこと、 ・通知に際しては、これらの処分が行政処分にあたることから行政不服審査法に基づき教示文を示すこと、 ・一方で、教示文は市町村がそれぞれ作成されているもので差し支えないことをお示ししてきました。基本的な考え方は、これまでの整理と変わるものではありませんが、総務省と調整の上、「妊婦のための支援給付」の通知と教示文について、改めて以下の通り整理しましたので、お示しいたします。 <p>○ 妊婦のための支援給付は、行政手続法第2条第3号における「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分」である許認可には該当しうると考えられるものの、当該者が転出した場合には、住民基本台帳法第24条に基づく転出届の提出をもって、子ども・子育て支援法第10条の10に基づき取り消すものであり、これは行政手続法第2条第4号二でいう「許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの」に該当し、不利益処分には該当しないものと考えられます。</p> <p>○ 一方で、妊婦給付認定申請の取消の際には、子ども・子育て支援法施行規則第1条の4の5に基づき通知を行っていただく必要がありますが、当該通知は、あらかじめ認定の通知や支給決定通知等において、「転出した場合には取り消す」旨を記載することをもって足りるものとします。</p> <p>○ 行政不服審査法第82条に基づく教示文については、「行政不服審査法事務取扱ガイドライン(令和4年6月)総務省行政管理局」において、「申請に対する処分について申請どおりの処分をする場合には、一般に、当該処分の相手方には不服申立ての利益はないと考えられるから、当該処分は不服申立てをすることができる処分には当たらず、教示を要しないと考えられる。」とされていることを踏まえると、認定の通知や支給決定通知では不要ですが、認定の取消や認定の却下の通知においては必要になります。このため、仮に認定の通知や支給決定通知等において、「転出した場合には取り消す」旨を記載し、取消通知を省略する場合には、「転出した場合には取り消す」旨に加え、行政不服審査法に基づく教示文を記載する必要があります。</p> <p>○ この際、教示文において示すべき「不服申立てをすることができる期間」の開始日については、「転出した日の翌日」としてください。</p>

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）

（転出届）

第二十四条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）※令和7年4月1日施行

（市町村の認定等）

第十条の九 妊婦のための支援給付を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定（以下「妊婦給付認定」という。）は、当該妊婦給付認定を受けようとする者の住所地の市町村が行うものとする。

（妊婦給付認定の取消し）

第十条の十 妊婦給付認定を行った市町村は、妊婦給付認定を受けた者（以下「妊婦給付認定者」という。）が当該市町村以外の市町村の区域内に住所地を有するに至ったと認めるときその他政令で定めるときは、当該妊婦給付認定を取り消すことができる。

行政手続法（平成5年第88号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～二 （略）

三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

四 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分

ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

五～八 （略）

			<p>行政不服審査法（平成26年法律第68号） （不服申立てをすべき行政庁等の教示） 第八十二条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。 2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。 3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面で行なければならない。</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号） ※令和7年4月1日施行 （妊婦支援給付金の支給に関する事項の通知） 第一条の四の五 市町村は、法第十条の九第二項の妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の額の決定その他その支給に関する処分を行ったときは、その内容を申請者又は届出者に通知するものとする。</p>
49	○	胎児の数の届出に基づく認定は必要か。	<p>令和6年8月20日に発出した「令和6年度 出産・子育て応援交付金自治体職員向けQ&A(第1版)」において、「支給要件を満たした妊婦が妊娠しているこどもの人数の届出を受けて認定することで、妊娠しているこどもの人数×5万円を支給すること」と示しておりましたが、胎児の数の届出書に記載された胎児の数と母子健康手帳の記載やこれまでの記録等と齟齬がないかを確認していただくことで、一般的に十分な事実確認ができることから、胎児の数の届出に基づく認定を別途実施する必要はありません。</p>
	追加版 Ver1	胎児の数の認定は、届出書に記載される胎児の数と母子健康手帳の記載等により判断可能なのであれば、流・死産、出産に関係なく、胎児の数の確認は母子健康手帳の事実確認だけでいいのか。	<p>お見込みの通りです。ただし、疑義がある場合には、本人からの同意を得た上で、医療機関に確認をお願いいたします。</p>
	追加版 Ver1	海外で出産した場合、母子手帳等の日本の書類が記載されない。日本で妊娠届、海外で出産後に、母のみが日本国内に帰国した場合で、妊娠届や母子手帳交付数と異なる数の胎児数を届出された場合の、胎児数の確認方法をお示しいただけるか。	<p>子法第10条の5に基づき、「妊婦若しくはその配偶者若しくは妊婦の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者又はこれらの者であった者」に対して、「報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命ずる」ことが出来ますので、他の世帯員に確認するほか、海外医療機関における双子の出産であることを示唆する文書等の提出を求めることによる確認をお願いいたします。 なお、同法第82条に基づき、虚偽の報告や提出があった場合には、10万円以下の過料を科する規定を条例において設けることが可能です。</p>
	追加版 Ver1	何を以って、母子健康手帳で胎児数の確認ができたとすればよいか。（胎児数分すべての母子健康手帳が存在すれば確認済みとするか、母子健康手帳内の妊娠経過のページの確認も必要か）	<p>原則的には、母子健康手帳が胎児の数の分だけ存在し、かつ全ての手帳において各胎児の経過が確認できることが必要です。</p>
50	○	短期在留資格により本邦に在留している妊婦やいわゆるオーバーステイの状態である妊婦に対して妊婦給付認定できるか。	<p>日本国内に住所を有する妊婦が認定の対象となります。住民票の有無でご判断ください。</p>

51	○	住民票をおいたまま海外で妊娠出産して帰国した場合は支給されるか。	妊婦支援給付金は、妊婦が、住民票所在地の市町村に対し、妊婦支援給付金の支給を受ける資格を有することについての認定の申請(以下、「妊婦給付認定申請」という。)を行い、妊婦給付認定者として確認された後に支給されます。2回目の支給についても、妊婦給付認定者が胎児の数の届出を妊娠期または出産後に行うことで支給されます。 海外で妊娠・出産をした場合であって、当該妊娠期間に、市町村における住民票がある場合には、認定の申請と胎児の数の届出を速やかに行っていただき、妊婦給付認定を行った後に支給していただくこととなります。
	追加版 Ver1	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業自治体職員向けQ&A(令和6年12月27日)の51「住民票をおいたまま海外で妊娠出産して帰国した場合は支給されるか。」に関連して質問します。 令和6年5月1日に妊娠届出時に出産応援給付金申請をし、出産応援ギフトを支給。その後住所をおいたままベトナムへ里帰りし、令和6年10月に出産。子の住民票はベトナムにあります。令和7年7月に子どもはベトナムに在住のまま、母のみ日本に戻ってくる予定です。この場合、令和6年度生まれではあるが、妊婦支援給付金(2回目)は支給できるか。また、子どもの住民票が海外にあっても支給できるか。 支給できる場合、妊婦給付認定者の胎児の数の届出は、どのような方法で確認するのか。	法律上は「妊婦であって、日本国内に住所を有する者」が支給対象となるため、妊婦支援給付金の法律の施行日である令和7年4月1日時点において既に妊婦ではなく且つベトナムに住民票があるのであれば、妊婦支援給付金の支給対象とはなりません。 また、子育て応援ギフトも子がベトナムにあり、養育の事実が確認できないので対象外となります。
	追加版 Ver1	住民票を置いたまま、海外で妊娠出産し、帰国しない場合でも支給対象か。	
	追加版 Ver1	令和7年度以降に海外で妊娠・出産した後に日本国内へ帰国した母は、妊娠中は日本国内に住民票がないため、妊婦認定ができず、給付対象外であるという認識で相違ないか。	法律上は「妊婦であって、日本国内に住所を有する者」が支給対象となるため、令和7年4月1日時点において妊婦であって住民票があれば、帰国しない場合であっても、妊婦給付申請及び胎児の数の届出をもって支給対象となります。 ただし、申請時点において住民票を有しており、かつ妊娠していたことを確認する必要があります。
	追加版 Ver1	日本に住民票を置いたまま海外で妊娠出産した場合に、海外から認定の申請を行い、市は認定を行うことができると記載がありますが、支給については帰国が条件となるとの解釈でよろしいでしょうか。	
52	○	住民票をおいたまま海外から妊婦給付認定申請及び妊娠の事実となる証明等を提示し妊婦給付認定された場合に、出産して帰国後に胎児の数の届出をすれば支給はされるか。	ご認識のとおり、支給いただくこととなります。
	追加版 Ver1	住民票をおいたまま海外から妊婦給付認定申請及び妊娠の事実となる証明等を提示し妊婦給付認定された場合に、出産して帰国後に胎児の数の届出をすれば支給をされるかという問いに対し、支給するとの回答があるが、出産して帰国せず、引き続き海外に居住実態がある場合でも出生届が国内にいる父等から提出され胎児の数が確認できれば支給することとなるのか。その場合、No.67の回答のように面談の実施を支給の要件とすることはできないため、面談することなく海外に居住実態のある妊婦に支給することになるのか。	お見込みの通りです。面談は支給の要件とはなっていません。ただし、面談を実施していただくことは引き続き重要であり、オンラインや電話等での実施を模索していただくようお願いいたします。
	追加版 Ver1	1回目・2回目両方支給できるということか。	令和7年4月1日時点で妊婦であり、日本国内に住居があり、妊婦給付申請を行った場合には、海外在住であったとしても1回目の支給が行われます。一方で、例えば、胎児の数の届出を提出前に国内の住所がなくなった場合には、胎児の数の届出が行えないため、2回目の支給はできません。ただし、この場合であっても、時効の範囲内に帰国し、日本国内の住所を取得した上で、妊婦給付申請及び胎児の数の届出を行った場合には、2回目の支給を行う必要があります。
	追加版 Ver1	住民票をおいたまま海外で妊娠・出産した場合、帰国せずに海外から妊婦給付認定・胎児の数の届出をした場合、支給の対象となるのか。帰国が条件となるのか。	海外在住であったとしても、日本に住民票がある限りは、申請・届出に基づき支給する必要があります。

	追加版 Ver2	海外の医療機関からの診断書が提示された場合、その真正性をどのようにどの程度確認するべきか。また、確認できない場合、再度、日本の医療機関を受診した受診日を胎児心拍の確認日とすることは問題あるか。時効の起算点にも関わるとかと思ひます。	海外の医療機関の診断書が提出された場合、その真正性が確認できない場合は申請書の根拠資料として申請者への聞き取りや追加の確認資料を求めることも可能です。いずれにしても、胎児心拍の確認日は、医療機関を受診し、胎児心拍の確認できた日となります。
	◇	住民票を市に置いたまま、海外で生活されている妊婦が妊娠届出をし、妊婦給付認定申請をされた。妊娠の確認を受けた病院は現地の病院で、国内の医療機関は受診しないとのことである。海外の医療機関名を記載してもらうことで妊婦給付認定の対象になるということでしょうか。	海外の医療機関名を記載いただいても差し支えありません。
53	○	出産後、児童相談所による一時保護や里親委託等により、子どもが里親や乳児院に預けられ、申請(認定)時点で子どもの養育を行っていない場合も、妊婦へ支給するという理解で良いか。	ご認識のとおりです。 妊婦のための支援給付の支給要件は、「妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行う」とされており、子どもを現に監護していることや子どもと生計を同一にしているといったことは要件とはされておきません。
	追加版 Ver1	出産後父母が離婚協議中などで別居している場合で、申請日(認定)時点で子どもと異なる住所におり、生計同一でない場合でも、妊婦(母)へ支給するという理解でよいか。	本給付は、妊婦に対して支給されるものであり、妊婦が住所を有する市町村が支給する必要があります。
	追加版 Ver1	母が本市、子どもが他市の場合、現制度では子の住民票地にて乳児家庭全戸訪問を行い、子の住民票地にて子育て応援ギフトの支給があるが、新制度では出産後母と子の住民票地が異なる場合はどうなるのか。	
	追加版 Ver1	出産をした妊婦と、生まれた子どもの住民票所在市町村が異なる場合でも、妊婦の住民票所在市町村に胎児の数の届出を行えば、胎児の数×5万円は妊婦が受け取ることとなるのか。その場合、出生届や住民基本台帳で妊婦の住民票所在市町村が胎児の数を確認できないため、情報連携により、生まれた子どもの住民票所在市町村に胎児の数を確認することとなるのか。	
	追加版 Ver1	妊婦が出産後、子供の住民票が妊婦と異なる他市や他県に所在する場合、母子健康手帳で出産が確認できれば、妊婦の住民票所在地の市町村が、胎児の数の届出を受け支給するのか。	
54	○	妊婦が代理人への支給を希望した場合、代理人に支給先を変更することは可能か。	
	追加版 Ver2	「他の手続き同様代理人による申請は可能」における代理人の指すものは何か(法定代理人でしょうか。この場合、一方でQA56、57に記載の未成年の妊産婦による申請は可能としていますがそのことの関係はいかがでしょうか。)、また、代理人の範囲の制限はあるか、代理人による手続きが認められる条件はあるか、その手続きの範囲に制限はあるかご教示ください。また代理人が手続きを行う際、一般的には委任状等の書類による権限の委譲がなされるかと思ひますが、その必要はありますか。	代理人による申請とは、妊婦本人から委任を受けた申請代理人を示しています。一般的に委任状により委任を受けた者が行う他の手続きと同様です。委任の範囲において、一般的に委任状に記載がある内容の範囲で代理人が申請手続きを行うものと考えますが、委任状に法令等を超えて記載があった場合には、その申請手続きは行えないものと考えます。この場合、例えば、本人以外に支払うことが委任状に記載されていた場合でも、本人以外に支払うことは法令上認められません。

55	○	妊婦が、出産したこどもの名義の銀行等への口座振込を希望した場合、その希望に応ずることは可能か。	<p>妊婦のための支援給付は、「妊婦」に対して行うものであるため、たとえこどもの名義の口座への振込を希望された場合であっても、妊婦本人の口座に振り込んでいただくようお願いいたします。</p> <p>(参考) 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第10条の6 妊婦のための支援給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 第10条の8 妊婦のための支援給付は、妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行う。</p>
	追加版 Ver2	<p>「他の手続き同様代理人による申請は可能」における代理人の指すものは何か(法定代理人でしょうか。この場合、一方でQA56、57に記載の未成年の妊産婦による申請は可能としていますがそことの関係はいかがでしょうか。)、また、代理人の範囲の制限はあるか、代理人による手続きが認められる条件はあるか、その手続きの範囲に制限はあるかご教示ください。 また代理人が手続きを行う際、一般的には委任状等の書類による権限の委譲がなされるかと思われませんが、その必要はありますか。 ※No.54の追加版Ver2の再掲</p>	<p>代理人による申請とは、妊婦本人から委任を受けた申請代理人を示しています。一般的に委任状により委任を受けた者が行う他の手続きと同様です。委任の範囲において、一般的に委任状に記載がある内容の範囲で代理人が申請手続きを行うものと考えますが、委任状に法令等を超えて記載があった場合には、その申請手続きは行えないものと考えます。この場合、例えば、本人以外に支払うことが委任状に記載されていた場合でも、本人以外に支払うことは法令上認められません。 ※No.54の追加版Ver2の再掲</p>
56	○	妊産婦が未成年であった場合、妊婦支援給付金はどのように支給すればよいか。	妊婦支援給付金の支給に年齢要件はないため、成年の方と同様の手続きを経て支給してください。
57	○	未成年である妊婦に妊婦支援給付金を支給することは、親権者との関係で問題ないのか。	<p>妊婦のための支援給付は、「妊婦」に対して行うものであることから、たとえ未成年であっても妊婦本人に支給することが必要です。さらに、妊婦支援給付金の支給は、それを受けることにより未成年者である妊婦が何らかの債務・責務を負うものではないことから、給付認定を受けるための申請を行うに当たって、親権者の同意は不要と考えています。</p> <p>なお、未成年者が妊娠・出産するケースの中には、要保護児童や特定妊婦としての対応が必要になる可能性があることから、妊婦等包括相談支援事業を行う中で、関係機関と適切に連携して対応いただくようお願いします。</p> <p>(参考) 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) (支給要件) 第10条の8 妊婦のための支援給付は、妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行う。</p>
58	○	令和6年8月20日付の出産・子育て応援交付金自治体職員向けQ&A(第1版)NO.121に妊婦給付認定と胎児の数の届出を同時に受け、妊娠中に全額妊婦支援給付金を支給することは可能と示されているが、今般の自治体向け説明動画で胎児の数の届出は産後との説明があったが、考え方に変更があったのか。	<p>令和6年8月20日付の出産・子育て応援交付金自治体職員向けQ&A(第1版)NO.121において、支給対象者が1回の面談で全額給付金を受給したいと希望された場合に、妊娠届出時に胎児の数が確認できれば可能と回答していましたが、この趣旨は、当該NO.121の回答にも記載しているとおり、妊婦給付認定者に特別な事情があり、1回で受給したいと希望された場合のことを鑑みて可能であると回答を記載したところです。</p> <p>法の趣旨としては、妊婦給付認定申請と胎児の数の届出を分けることにより、2回に分けた支給を機として、妊婦等包括相談支援事業の面談を行うことで、妊婦に対して寄り添った支援を継続して講ずるものであり、この考え方に変更はありません。</p> <p>その後、令和6年10月31日の自治体説明動画において、胎児の数の届出の時期を内閣府令で定める案として「出産により胎児の数が明らかになった日以降」としたのは、特に2回目の面談について、その実施時期を検討している中で、その時点での案としてお示ししたものです。</p> <p>胎児の数の届出時期を内閣府令の定めるにあたり、市町村からの意見を伺いながら引き続き検討を進めて参りますが、現時点においては、今般提示した「出産により胎児の数が明らかになった日以降」をベースとしつつ、出産前(妊娠後期)の面談の重要性と、出産に係る準備費用に充てていただく場合もあることを踏まえ、「出産予定日の8週間前以降」として規定することを検討しています。</p> <p>引き続き、支給の時期について、法の趣旨を踏まえつつ、市町村と受給者の希望に応じたものとなるよう、検討してまいります。</p>

	追加版 Ver1	<p>胎児の数の届出を妊婦給付認定時に行えば、市民は申請が一度で済み、自治体の審査業務の事務負担の軽減も期待できる。</p> <p>胎児の数の届出を妊婦給付認定時に同時に行っていたら、妊婦給付認定後は、届け出た胎児の数に変更があった場合や口座の変更がある場合のみ申し出ていただくなどの工夫をすることは認められるか。</p> <p>なお、全戸訪問等による全数面談の継続や、出産後の給付にはアンケートの回答を必要とするなど妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせて支援を行うことを前提した上で、自治体の実情に合わせた創意工夫を認めていただきたい。</p>	<p>胎児の数の届出は省令において、「出産予定日の8週間前の日以降」に行うものと規定することとしています。自治体において、妊婦給付認定時に届出を行っていただき、届出の処理を数か月留保した上で、出産予定日の8週間前の日以降に受け付ける取扱いとすることについて、一般論として申し上げれば、処理できない期間中に届出を受け付けることは、通常想定されていないものと考えます。</p> <p>子子法の趣旨としては、妊婦給付認定申請と胎児の数の届出を分けることにより、2回に分けた支給を機として、妊婦等包括相談支援事業の面談を行うことで、妊婦に対して寄り添った支援を継続して講ずるものです。このため、同法第10条の14において、妊婦支援給付金のうち、5万円は妊婦給付認定後遅滞なく、残りの胎児の数に応じた額は胎児の数の届出があった後に行う旨が定められているところです。</p>
	追加版 Ver1	<p>胎児の数の届出の時期について、「出産により胎児の数が明らかになった日以降」を基本とし、「出産予定日の8週間前以降」と規定するとあるが、自治体の判断で胎児の数の届出の時期を出産後以降としてもいいのか。</p>	<p>妊婦給付認定者に対して、胎児の数の届出の時期を出産後として案内することは可能です。ただし、この場合においても、胎児の数の届出は省令において、「出産予定日の8週間前の日以降」に行うとしているため、省令で定められた期間に届出があれば、速やかに処理していただく必要があります。</p> <p>また、胎児の数の届出の時期を出産予定日の8週間前の日以降としているのは、妊婦が感じる妊娠後期の身体的な変化や不調、精神的な不安などに寄り添うきっかけになることや、そうした身体的変化を受けて妊婦本人にとって出産や育児がより現実味を帯びたものとなり必要な情報や助言が受け入れやすくなっていると考えられること、また、出産後の育児が始まった後の時期より妊婦が落ち着いた時間を過ごせることが多いと想定されることから、事前の準備として育児支援等の案内を行うことに適していると考えているからであり、面談の時期の参考にされたい。</p>
	追加版 Ver1	<p>一括給付を認める「特別な事情」について、具体的にどのような事情なら認めることができるか、いつごろ何で示される予定か。</p>	<p>例えば、出産予定日の8週間前の日以降まで妊婦給付認定の申請がなかった場合が考えられます。</p>
	追加版 Ver1	<p>「面談と給付を一体的に実施する」中で、妊娠8か月アンケートと同時に申請も可能とする認識で相違ないか。</p>	<p>妊娠8か月の面談のタイミングで、胎児の数の届出の案内をしていただくことは問題ありません。</p>
	追加版 Ver1	<p>胎児の届出については、出産予定日の8週間前とする方向とのことですが、妊娠届時点で、二つの申請を同時に行うことは難しいのでしょうか。</p> <p>死産や流産をされた場合、これらがわかった際に再度申請いただく形となるため、申請者の負担がかかると感じ、母子手帳交付等の面談で同時に申請することを考えていました。</p>	
	追加版 Ver1	<p>「妊婦のための支援給付」事業について、〇〇市では一括支給を検討しております。これは以下の理由によるものです：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、母子健康手帳交付時に胎児数が確認可能であること 2、流産・死産等を経験された方が申請手続きをすることによる精神的負担の軽減 3、流産・死産等の正確な把握の困難さと、一括支給による給付漏れの防止 4、本市における高い面談実施率と、既存の妊婦等包括相談支援事業の質の維持 5、受給者および市の手続き負担の軽減 <p>特に、本市では出産・子育て応援交付金事業が始まる前から面談実施率が高く(9割以上)、妊娠8ヶ月面談も原則全戸訪問とし、こちらの面談実施率も高いため、給付金の分割支給がなくとも支援の質は維持できると考えております。</p> <p>また、一括支給により、流産・死産等を経験された方への配慮や、正確な給付管理が可能となります。</p> <p>これらの点を踏まえ、自治体の判断によって一括支給の取り扱いを認めていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>胎児の数の届出は省令において、「出産予定日の8週間前の日以降」に行うものとしています。子子法の趣旨としては、妊婦給付認定申請と胎児の数の届出を分けることにより、2回に分けた支給を機として、妊婦等包括相談支援事業の面談を行うことで、妊婦に対して寄り添った支援を継続して講ずるものです。このため、同法第10条の14において、妊婦支援給付金のうち、5万円は妊婦給付認定後遅滞なく、残りの胎児の数に応じた額は胎児の数の届出があった後に行う旨が定められているところです。</p> <p>死産・流産された方の場合にあつては、流産・死産を経験した女性等への心理社会的支援等について(令和3年5月31日付通知)、不妊症・不育症患者や子どもを亡くした家族に対する情報提供等について(令和4年4月8日付事務連絡)を踏まえ、相談窓口やピアサポートを案内するなど、きめ細やかな配慮をした面談を実施していただくことが望ましく、この際に、胎児の数の届出に基づき2回目の給付をしていただきたいと考えています。なお、流産された場合には、医療機関において面談と給付を周知するチラシを配付する予定です。</p>

	◇		※「流産・死産等をされた方へのリーフレット」は、こども家庭庁HPからご確認いただけます。 https://www.cfa.go.jp/policies/shussan-kosodate
	追加版 Ver1	妊婦給付認定者に特別な事情があり1回で受給したいと希望された場合に1回で支給することは可とのことだが、その「特別な事情」とは何を想定しているのか。妊婦給付認定後、すぐに海外に転出する場合を本市では想定しているが、他にもあるか。	例えば、出産予定日の8週間前の日以降まで妊婦給付認定の申請がなかった場合が考えられます。
	追加版 Ver1	1回目支給の案内の際に、2回目の支給の申請用紙等と一緒に案内しても良いのでしょうか。 ・面談実施がどれくらい強制なのか(温度感) ・2回目(もしくは3回目の)面談の際に2回目支給の申請案内をする必要があるのか伺いたい。	2回目の面談の際に胎児の数の届出をご案内いただくことが望ましいですが、1回目の支給の案内の際に、2回目の支給の申請用紙を案内いただくことは差し支えありません。なお、面談は支給の要件ではありませんが、全ての妊婦が精神的にも安心して出産・育児に臨めるよう面談の実施をお願いします。
	追加版 Ver1	本市においては、妊娠届出の面談の際に「出産応援給付金申請書」を同時に交付し、自宅で記入したものを郵便で投函し申請することとしている。 その場合、令和7年3月に申請書を交付し、4月に「出産応援給付金申請書」を提出することが想定される。 3月に交付し、4月に申請した「出産応援給付金申請書」を「妊婦支援給付」の申請として読み替えることが可能か、再度「妊婦支援給付金」としての申請が必要か等、運用についてご教示ください。	妊婦給付認定の申請にあたって必要な届出事項は、省令において、「届出年月日」、「氏名、年齢、個人番号及び職業」、「居住地」、「妊娠月数」、「医師又は助産師の診断又は保健指導を受けたときは、その氏名」とすることとしており、妊娠届と同一のものとしています。このため、妊娠届の提出があれば、新たに申請しなおしていただくことは不要ですが、「妊婦のための支援給付を受ける資格を有すること及び認定を求めることについての申告」をしていただく必要があることから、電話等により本人から「妊婦のための支援給付を受ける資格があること、その認定を求めること」について確認をとるようお願いいたします。
59	○	里帰り出産をした妊婦から、里帰り先の市町村に胎児の数の届出があった場合、里帰り先の市町村が2回目の支給をすることになるか。	胎児の数の届出は妊婦給付認定者が住民票所在地市町村に行うこととされており、給付認定を行っていない里帰り先の市町村で支給手続を行うことはできません。 (参考) 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第10条の9 妊婦のための支援給付を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。 2 前項の認定(以下「妊婦給付認定」という。)は、当該妊婦給付認定を受けようとする者の住所地の市町村が行うものとする。 第10条の13 妊婦給付認定者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、当該妊婦給付認定者の胎児の数その他内閣府令で定める事項を届け出なければならない。
	追加版 Ver1	住民票が母と子で違う場合は、どのように子の数の確認をするのでしょうか。	胎児の数は通常母子健康手帳から確認していただくことを想定しています。

60	○	<p>妊婦が転出した場合、転出元の市町村は妊婦給付認定を取り消すことができるが、その際は、既に支給済となった妊婦支援給付金について、返金を求める必要があるか。</p>	<p>返金を求める必要はありません。転入先の市町村は、転入してきた妊婦からの妊婦給付認定申請を受け、妊婦給付認定を行い、妊婦給付認定者からの胎児の数の届出により転出元で支給された給付金の額を控除した額を支給することになります。</p> <p>ただし、転出元の市町村は、当該妊婦の妊婦給付認定を取り消す必要があります。</p> <p>(参考) 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） (妊婦給付認定の取消し) 第10条の10 妊婦給付認定を行った市町村は、妊婦給付認定を受けた者（以下「妊婦給付認定者」という。）が当該市町村以外の市町村の区域内に住所地を有するに至ったと認めるときその他政令で定めるときは、当該妊婦給付認定を取り消すことができる。 第10条の12 市町村は、妊婦給付認定者に対し、妊婦支援給付金を支給する。 2 (略) 3 妊婦給付認定者が当該妊婦給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として他の市町村から妊婦支援給付金の支給を受けた場合には、当該妊婦給付認定者が市町村から支払を受けることができる妊婦支援給付金の額は、前項に規定する額から当該他の市町村から支払を受けた額を控除した額とする。</p>
	追加版 Ver1	<p>妊婦給付認定の取消しの手続き方法は、本人への取消し通知は必須か。 Q&A No.60には「～取り消す必要があります。」法第10条の12「～当該妊婦給付認定を取り消すことができる。」No.61には「～取り消すことができます。」</p>	<p>妊婦給付認定は、子子法第10条の9第2項に基づき、妊婦が住所地を有する市町村が行いますが、仮に2回の支給が終わってないにも関わらず認定を取り消さない場合には、転出元における市町村において支払い義務が存置してしまうため、妊婦給付認定を行った市町村が全額分を支給する前に、妊婦給付認定者が転出した場合には、転出元の市町村は同法第10条の10に基づき妊婦給付認定の取消しを行うことを想定しています。</p> <p>省令において、「市町村長は、同法第十条の九第一項の規定に基づく妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の額の認定その他その支給に関する処分を行ったときは、その内容を請求者に通知しなければならない。」と規定することとしており、取消の決定に当たっても通知いただく必要があります。本人から同意が得られればメール等による通知も可能です。</p> <p>ただし、自治体において、取消の通知の在り方を独自に定めていただくことに問題はないと考えており、例えば、自治体の規則において、転出した場合には妊婦給付認定が自動的に取り消される旨を定め、また、支給決定通知書においてその旨を明示することが考えられます。</p> <p>また、転出先での妊婦給付認定の申請を行う必要がある旨は認定通知書に記載することが考えられます。</p>
	追加版 Ver1	<p>妊婦給付認定者の異動(転出)が明らかとなった場合に、認定取消通知書は必ず送る必要があるのか。転出先での妊婦給付認定申請はどのように案内をする想定か。</p>	
	追加版 Ver1	<p>転出時の認定取消の事務手続きについて、転出時期(以下に推測される例を記載。なお、当該例は、自治体説明資料P.8の出産した場合の期限の説明で用いられた流れ及び標準仕様書3.0(案)の管理項目を参考としている)により事務手続き(給付可否含む)が変わるのでしょうか。その場合の事務の流れを、具体的にお示しいただきたいです。なお、【】内は、標準仕様書3.0(案)の管理項目です。</p> <p>①妊婦認定【給付申請日(妊娠時)】後、【支給決定(認定)日①】までの転出 ②【支給決定(認定)日①】から【給付日①】までの転出 ③【給付日①】後～出産後のこどもの数の届出【胎児の数の届出日】前の転出 ④出産後のこどもの数の届出【胎児の数の届出日】後、【支給決定(認定)日②】までの転出 ⑤【支給決定(認定)日②】から【給付日②】までの転出 ⑥【給付日②】以降の転出</p>	<p>①妊婦認定【給付申請日(妊娠時)】後、【支給決定(認定)日①】までの転出 ②【支給決定(認定)日①】から【給付日①】までの転出 →妊婦給付の申請が不備なくなされ受理した場合は、1回目の支給をしていただく必要があります。支給後に、妊婦給付認定を取消してください。転出先で再度妊婦給付認定の申請をしていただき、転出先から2回目の給付を支給していただく必要があります。 ③【給付日①】後～出産後のこどもの数の届出【胎児の数の届出日】前の転出 →妊婦給付認定を取り消し、転出先で再度妊婦給付認定の申請と胎児の数の届出をしていただき、転出先から2回目の支給をしていただく必要があります。 ④出産後のこどもの数の届出【胎児の数の届出日】後、【支給決定(認定)日②】までの転出 ⑤【支給決定(認定)日②】から【給付日②】までの転出 ⑥【給付日②】以降の転出 →胎児の数の届出が不備なくなされ受理した場合は2回目の給付を行ってください。給付は済んでいますので、妊婦給付認定の取消は不要です。</p>

追加版 Ver1	<p>転出における認定取消日は、「住民でなくなった日」となるのでしょうか。</p> <p>また、当該取消しについては、例えば、他市町村から、給付の有無に関する連絡等で転出を認識したときなどに取消しを行えばよいのでしょうか。それとも、転出について定期的に確認を行い、積極的に取消しを行う必要があるのでしょうか。</p>	<p>転出届の提出日を認定取消日としてください。</p> <p>転出届等で転出を認識したことを契機に認定取り消しを行うことを想定しています。その他、認定の取消については上記を参考としてください。</p>
◇		<p>転出届の提出日をもって住民でなくなった日であるとして、認定取消日としてくださいと回答していますが、住民でなくなる日が未来日の場合、認定申請時点で住民と認められれば、認定申請は受理することになります。</p>
追加版 Ver1	<p>妊婦給付認定を受け1回目の支給も受けた者が転出した際、取消はするが返金を求めないとなっていますが、1回目の支給後に支給要件を満たしてなかったことが判明した等の理由で、認定が誤りだった場合は取消しする必要がある認識です。そのため、同じ支給後の取消処理でも返還金が発生する場合としない場合がありますが、子ども・子育て支援法の定めのみで区別できる解釈でしょうか？それとも、各自治体の要綱で定める必要があるでしょうか？</p>	<p>3月公布予定の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」において、以下の場合には取り消すことが出来る旨を定めることとしています。これらに該当する場合には、返金を求める必要があります。</p> <p>一 妊婦給付認定者が、正当な理由なしに、法第十条の五の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同条の規定による職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>二 妊婦給付認定者が法第十条の九第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。</p> <p>妊婦給付認定は妊娠ごとに行われるものであり、2回の支給が終われば追加的に講ずる措置はないため、実務上支給の終了後に取消しを求めることは考えておりません。</p>
追加版 Ver1	<p>胎児の数を届け出て、給付金の振込まで完了した場合、妊婦支給認定は取消さないといけないのか。→申請権利同様、2年後時効で自動消滅するという理解でいいのか。短期間で妊娠・流産等を繰り返した人などは重複認定のようにみえないか。</p>	
追加版 Ver1	<p>1年度内に複数回妊娠が判明する場合がありますが、妊婦支援給付認定について回数制限はなく、1回の妊娠に対し認定・支給可能という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>
追加版 Ver1	<p>1回目の給付を受けた妊婦が転出し、転出先で出産した場合、妊婦給付認定申請を行い、その後、胎児の数の届出を行う流れになっている。認定申請を行い、胎児の数の届出を行うこととなり、妊婦の負担が増えるため、他市町村で1回目の給付を受けている場合は、胎児の届出をもって、妊婦給付認定申請が行われたとみなすことは運用は可能か。</p>	<p>妊婦が転入した場合は、妊娠届を再度提出されるものと承知しており、また、出産した場合は出生届を提出するものと承知しています。妊婦給付認定の申請はしていただく必要があります。妊娠届と同時に妊婦給付認定申請が行える旨は省令案でお示している通りであり、様式も改めて正式にお示しますので、それらの届出と合わせて申請していただくようお願いいたします。</p> <p>なお、胎児の数の届出と合せて妊婦給付認定申請を行うための様式を一つにすることは、市町村の任意であり差し支えありません。</p>

追加版 Ver2	<p>申請日から認定をする間に他の自治体に転出した場合は、市町村の区域内に住所を有しないため認定行為が不可能(法的には認定取消の対象)と考えます。国の示した内容は「申請や届出が受理できたものは認定日までに転出して転出元自治体が支給する」という説明と受け取れますが、この理解で良いか改めて確認したいです。</p> <p>不備のない状態の妊婦給付認定申請や胎児の数の届出を受け付けた後、審査をし、認定または支給決定を行います。認定日・支給決定日はいつになるでしょうか(申請日に遡って認定等するのではなく、自治体側の審査を行い、認定等した日でよいでしょうか。)申請があつてから審査・認定するまでに時間を要するため、その間に転出があつた場合でも転出元自治体が支給することになり、認定日及び支給日は取消日の後になりうる場合があることでも差し支えないとの考えでよいか。</p> <p>また、2回目給付が終わる前に転出した妊産婦について、妊婦給付認定を取り消さない場合は市町村に支払い義務が存置されるとあるが、支払い義務が存置された場合でも、胎児の数の届出がない限り市区町村は支給義務を負わないため、実質は影響がないが、転出した場合に認定を取り消す処理や通知または自動的に取り消されることを説明しておくことを促していると理解してよいか。</p> <p>※No.45の追加版Ver2の再掲</p>	<p>転出入時の転出先自治体や転出者の負担に鑑み、「申請や届出が受理できたものは認定日までに転出して転出元自治体が支給する」取扱いとしています。認定日・支給決定日は、認定又は支給決定を行った場合に、当該認定等した日となります。</p> <p>不備なく申請・届出を受け付けた場合には、速やかに認定・支給決定を行っていただくものと承知しております。申請受理から認定までの期間内において転出が生じてしまった場合においても基本的には認定していただいた後速やかに取り消していただくものと想定しています。</p> <p>「転出した場合に認定を取り消す処理や通知または自動的に取り消されることを説明しておくことを促している」という点はお見込みの通りです。</p> <p>※No.45の追加版Ver2の再掲</p>
追加版 Ver2	<p>Q60の回答で「妊婦が転入した場合は、妊娠届を再度提出されるものと承知している」とある。ここで指す妊娠届は何を指しているか。広義の意味での妊娠届(転入妊婦を把握するための届出等妊婦である告知。妊婦受診券の申請等も含む。)または狭義の意味の妊娠届(母子保健法の妊娠の届出の内容を再提出)か。</p> <p>広義の場合は記載事項が少なく、認定申請の項目が不足するがどのように扱えばよろしいか。狭義の場合、母子保健法第15条による定めでは「妊娠したものは速やかに市町村長に妊娠の届出をしなければならない」と定めているのみであると認識していることから、当市では転入者に再提出は求めている。一方で、母子健康手帳の作成及び取扱い要領(厚生省児童家庭局長通知)において母子健康手帳の転出入の取扱いが規定されていることから、母子健康手帳については移管されている。狭義の場合においては、妊娠届を再提出までは求めずとも、妊婦給付認定の届出書に「母子健康手帳に記載の内容と同じ」の確認欄を設けることにより、記載省略の対応をしてよいか。</p>	<p>追加Q&A60に記載した転入の際の妊娠届は、妊婦が転入して来た際の妊娠している事実の告知を示したものです。市区町村は転入があつた場合に、妊婦への支援に必要な妊娠の事実の確認について案内をするなど、事実の把握に努めていただいているものと承知をしています。</p> <p>なお、転入してきた妊婦の妊婦給付認定申請にあたっては、転入元の母子健康手帳の記載内容や転入の際の広義の意味での妊娠届で申請項目が確認できる場合には、確認欄を設けることでも差し支えありません。</p>

追加版
Ver3

「例えば、自治体の規則において、転出した場合には妊婦給付認定が自動的に取り消される旨を定めた上で、支給決定通知書においてその旨を明示することが考えられます。」との回答があったが、取消し通知は行政手続法上の行政処分とされており、子子法省令案でも通知しなければならぬとされているが、不確定な未来に対する通知は、行政処分の通知の効力を果たしたことになるのか。

また、不確定な未来に対する通知にも不服申立ての教示文が必要となるか。

※No.48の追加版Ver3の再掲

これまでQ&Aでは、妊婦のための支援給付に関する認定、支給決定、取消し等の支給に関する処分にあたっては、

- ・子ども・子育て支援法施行規則第1条の4の5に基づき通知を行う必要があること、
- ・本通知の在り方は自治体において検討しても問題はなく、例えば、認定の際にあらかじめ転居した際には取り消す等の通知を示すことで、自治体の規則において、転出した場合には妊婦給付認定が自動的に取り消される旨を定めた上で、妊婦給付認定通知書においてその旨を明示することで、取消時に転居先まで通知をしなくてもよいこと、

- ・通知に際しては、これらの処分が行政処分にあたることから行政不服審査法に基づき教示文を示すこと、

- ・一方で、教示文は市町村がそれぞれ作成されているもので差し支えないこと

をお示してきました。基本的な考え方は、これまでの整理と変わるものではありませんが、総務省と調整の上、「妊婦のための支援給付」の通知と教示文について、改めて以下の通り整理しましたので、お示しいたします。

○ 妊婦のための支援給付は、行政手続法第2条第3号における「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分」である許認可には該当しうると考えられるものの、当該者が転出した場合には、住民基本台帳法第24条に基づく転出届の提出をもって、子ども・子育て支援法第10条の10に基づき取り消すものであり、これは行政手続法第2条第4号二でいう「許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの」に該当し、不利益処分には該当しないものと考えられます。

○ 一方で、妊婦給付認定申請の取消の際には、子ども・子育て支援法施行規則第1条の4の5に基づき通知を行っていただく必要がありますが、当該通知は、あらかじめ認定の通知や支給決定通知等において、「転出した場合には取り消す」旨を記載することをもって足りるものとします。

○ 行政不服審査法第82条に基づく教示文については、「行政不服審査法事務取扱ガイドライン(令和4年6月)総務省行政管理局」において、「申請に対する処分について申請どおりの処分をする場合には、一般に、当該処分の相手方には不服申立ての利益はないと考えられるから、当該処分は不服申立てをすることができる処分には当たらず、教示を要しないと考えられる。」とされていることを踏まえると、認定の通知や支給決定通知では不要ですが、認定の取消や認定の却下の通知においては必要になります。このため、仮に認定の通知や支給決定通知等において、「転出した場合には取り消す」旨を記載し、取消通知を省略する場合には、「転出した場合には取り消す」旨に加え、行政不服審査法に基づく教示文を記載する必要があります。

○ この際、教示文において示すべき「不服申立てをすることができる期間」の開始日については、「転出した日の翌日」としてください。

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）

（転出届）

第二十四条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）※平令和7年4月1日施行

（市町村の認定等）

第十条の九 妊婦のための支援給付を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定（以下「妊婦給付認定」という。）は、当該妊婦給付認定を受けようとする者の住所地の市町村が行うものとする。

（妊婦給付認定の取消し）

第十条の十 妊婦給付認定を行った市町村は、妊婦給付認定を受けた者（以下「妊婦給付認定者」という。）が当該市町村以外の市町村の区域内に住所地を有するに至ったと認めるときその他政令で定めるときは、当該妊婦給付認定を取り消すことができる。

行政手続法（平成5年第88号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～二 （略）

三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であつて、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

四 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分

ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

ニ 許認可等の効力を失わせる処分であつて、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があつたことを理由としてされるもの

五～八 （略）

			<p>行政不服審査法（平成26年法律第68号） （不服申立てをすべき行政庁等の教示） 第八十二条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。 2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。 3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でなければならない。</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号） ※令和7年4月1日施行 （妊婦支援給付金の支給に関する事項の通知） 第一条の四の五 市町村は、法第十条の九第二項の妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の額の決定その他その支給に関する処分を行ったときは、その内容を申請者又は届出者に通知するものとする。 ※No.48の追加版Ver3の再掲</p>
61	○	<p>転出前の市町村において妊婦給付認定を受け、その後転出した場合、転入先の市町村は転入前の市町村における妊婦支援給付金の支給の有無のみならず、妊婦給付認定の取り消しの有無を把握する必要があると考える。その場合どのように行うべきか。</p>	<p>妊婦給付認定者が転出した場合は、当該妊婦は転入先の市町村で再度妊婦給付認定申請を行い、妊婦給付認定を受けて支給を受けることになります。 転入先の市町村は、転出元での給付金の受給確認をしていただく必要がありますが、妊婦給付認定の取り消し有無の確認は必要ありません。 転出元の市町村は、妊婦給付認定者が転出したことが明らかとなった場合は、妊婦給付認定を取消することができます。この際、当該妊婦給付認定者の申請・同意は不要です。 なお、令和8年度以降は、番号法による情報提供ネットワークシステムでのデータ連携により、転出してきた方の受給状況の確認をできるようにする方向で準備を進めています。</p> <p>（参考）子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第10条の10 妊婦給付認定を行った市町村は、妊婦給付認定を受けた者（以下「妊婦給付認定者」という。）が当該市町村以外の市町村の区域内に住所地を有するに至ったと認めるときその他政令で定めるときは、当該妊婦給付認定を取り消すことができる。</p>
	追加版 Ver1	<p>転出により妊婦給付認定を取り消した妊婦が再度転入してきた際は、転入時に再度妊婦給付認定を申請してもらう必要がありますか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>
62	○	<p>転出先で改めて妊婦給付認定を行うケースにおいて、その申請が出生後となった場合の取扱如何。</p>	<p>妊娠していた事実及び出産している事実を確認のうえ、妊婦給付認定申請を受け、妊婦給付認定を行い、妊婦給付認定者として支給することになります。</p>
	追加版 Ver1	<p>妊娠届を他自治体で提出している転入者は、申請書様式の「3. 妊婦支援給付金の支給」でチェックされた項目に関わらず、全て前自治体への支給・申請状況の照会が必要ですか？それとも、例えば「<input checked="" type="checkbox"/>他の市町村で、1回目の支給(5万円)を受けていません」にチェックがあったとしても申告通りに受理し、前自治体への照会は不要ですか？</p>	<p>複数回転入・転出を繰り返した妊婦への運用については、各自治体のご判断で行われるものと承知しておりますが、法律においては、虚偽の報告等をした場合には条例により罰則を科すことが出来るとされており、そうしたことをお伝えした上で、正確な申告をしていただく必要があると考えられます。</p>

	追加版 Ver2 省令	妊娠届(個人番号記載済み)が提出されている場合、妊婦給付認定申請で個人番号の入力は省略できる運用は可能か。省略できる場合、電子での申請においても同様の運用が可能と考えてよいか。	追加Q&A 省令の5番目に可能と回答しているとおり、電子申請の際に個人番号の入力の取扱いについて、妊娠の届出に個人番号が記載されている場合、妊娠の届出と妊婦給付認定申請の必要項目は同一であるため妊婦給付認定申請の個人番号を省略することは差し支えありません。また、同様に、妊婦給付認定を受けた者が胎児の数の届出を行うことから胎児の数の届出においても省略できるものとするが、胎児の数の届出内容を規定した省令事項において、個人番号は届出項目としない(求めない)こととしたので改めてお知らせします。
	追加版 Ver2 省令	産後に転入した場合など、妊娠の届出を提出せずに行う妊婦給付認定申請については、個人番号を省略する取り扱いはできないということによいか。また、オンライン申請を活用する場合、申請フォームが個人番号に対応していないことがある。この場合は、認定申請を紙で受け付ける必要があるのか。入力項目に「市が個人番号の照会をするに同意する」チェック欄を設けて、個人番号の記入を省略し申請させることに可能か。	妊娠の届出がないことにより、個人番号の記載が確認できない場合には、妊婦給付認定申請書に個人番号を記載していただく必要があります。なお、入力項目に「市が個人番号の照会をするに同意する」チェック欄を設けることについては「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、個人情報保護委員会から示されている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」等に基づき適切にご対応ください。
63	○	妊娠の届出時に認定の申請がなかった者は、出産後に認定の申請を行うことで、妊婦支援給付金の支給を受けられるか。	出産後でも、当該者が認定の申請を行い、市町村において妊娠していた事実及び胎児の数が確認できれば、支給を行うことは可能です。
64	○	出産時点で妊婦給付認定がなく、認定の申請前に他の市町村に転出している場合は転出元、転出先のどちらが申請を受けるのか。	出産までに妊婦給付認定がなく、認定の申請までに他の市町村に転出している場合は、転出先の住民票がある市町村が認定の申請を受け、妊娠していた事実及び胎児の数の届出を確認のうえ支給することになります。
	追加版 Ver1	転入者が認定申請した場合、転出前市町村へ対象者の面談有無の確認が必要か。	面談は支給条件でないため確認は不要です。
65	○	DV等により住民票所在地から住民票をおいたまま避難している場合の対応は如何。	当該ケースにおいても、住民票所在地の市町村が、妊婦給付認定申請を受け、妊婦給付認定を行い、妊婦給付認定者として支給することになります。各手続きに際しては、当該者の状況に十分配慮のうえ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)等の関係法令に基づき、住民票所在地市町村と避難先の市町村等が連携のうえ適切に対応をしてください。
	追加版 Ver1	DVを理由に避難している妊婦も、避難先の市町村では認定・支給はできないのでしょうか。	子法第10条の9に基づき、妊婦支援給付金を受けようとする者は、住所地の市町村に対して申請を行うこととされていますので、申請の相談があった際には、郵送やインターネット等を通じて申請を案内するなど、当該者の状況に十分配慮のうえ、適切に対応をしてください。 なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)等の関係法令に基づき、住民票所在地市町村と避難先の市町村等が連携のうえ適切に対応をしてください。

66	○	<p>「面談は不要だが妊婦支援給付金は必要」という方については、面談をせずに妊婦支援給付金を支給することは可能か。</p>	<p>「妊婦のための支援給付」と「妊婦等包括相談支援事業」は、それぞれ別の法律に定められており、面談を支給の条件とすることとされていないことから、面談を行わずとも支給することは不可能ではありません。ただし、子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法第10条の3においては、支給を行う際に、妊婦等包括相談支援事業による援助その他の支援を効果的に組合せて行うよう配慮することとされており、令和7年度以降も、身体的・精神的・経済的な面で、妊婦への支援を総合的に行う観点から、面談と給付を一体的に実施することが求められています。</p> <p>当該法律の趣旨を踏まえ、妊婦のための支援給付を、妊婦等への支援の機会としていただき、市町村のこれまでの伴走型相談支援の運用をさらに充実する形で、妊婦等への支援に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>(参考) 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第10条の3 市町村は、妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦支援給付金の支給と児童福祉法第6条の3第22項に規定する妊婦等包括相談支援事業による援助その他の支援とを効果的に組み合わせることにより、妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行うよう配慮するものとする。</p>
	追加版 Ver1	<p>対象者等には、どのような案内をすることを想定するのか(書かない窓口との逆行もある状況下)。 例えば、対象者への案内としては、「対象者：日本国内に住所を有する妊婦」、「支給方法：2回にわけて、対応する。①妊娠届を区役所で交付を受けた方に申請をご案内します(Logoフォームの電子)②新生児訪問を受けた方に申請をご案内します(Logoフォームの電子)※国により、対面の面談と経済的支援を一体的実施を求められたことによる。」として「支給要件」ではなく「支給方法」での提示なら構わないのか。</p>	<p>出産予定日8週間前の日以降に申請できる環境が整えられている限りにおいて(実質的に新生児訪問を受けることが支給の要件となっていないければ)、問題ありません。 法律を超える要件を設けることはできません。</p>
	追加版 Ver1	<p>区で定める要綱等で、面談・訪問を実施しない場合は給付対象外とするなど、面談要件を設けても良いか。</p>	
	追加版 Ver2 省令	<p>妊娠届(個人番号記載済み)が提出されている場合、妊婦給付認定申請で個人番号の入力は省略できる運用は可能か。省略できる場合、電子での申請においても同様の運用が可能と考えてよいか。 ※No.62の追加版Ver2の再掲</p>	<p>追加Q&A省令の5番目に可能と回答しているとおり、電子申請の際に個人番号の入力の取扱いについて、妊娠の届出に個人番号が記載されている場合、妊娠の届出と妊婦給付認定申請の必要項目は同一であるため妊婦給付認定申請の個人番号を省略することは差し支えありません。また、同様に、妊婦給付認定を受けた者が胎児の数の届出を行うことから胎児の数の届出においても省略できるものとするが、胎児の数の届出内容を規定した省令事項において、個人番号は届出項目としない(求めない)こととしたので改めてお知らせします。 ※No.62の追加版Ver2の再掲</p>
	追加版 Ver2 省令	<p>産後に転入した場合など、妊娠の届出を提出せずに妊婦給付認定申請については、個人番号を省略する取り扱いはできないということによいか。また、オンライン申請を活用する場合、申請フォームが個人番号に対応していないことがある。この場合は、認定申請を紙で受け付ける必要があるのか。入力項目に「市が個人番号の照会することに同意する」チェック欄を設けて、個人番号の記入を省略し申請させることに可能か。 ※No.62の追加版Ver2の再掲</p>	<p>妊娠の届出がないことにより、個人番号の記載が確認できない場合には、妊婦給付認定申請書に個人番号を記載していただく必要があります。なお、入力項目に「市が個人番号の照会することに同意する」チェック欄を設けることについては「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、個人情報保護委員会から示されている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」等に基づき適切に対応ください。 ※No.62の追加版Ver2の再掲</p>

67	○	<p>妊娠届未提出・母子健康手帳未発行、妊婦健康診査未受診又は極端に受診回数が少ないといった妊婦より、出産後に認定の申請を受け、その際に面談は不要との意思が示されたような場合、ハイリスクの家庭であることは明らかであり、こどもの安全確認・確保といった観点から、母子と面会・面談を実施することを条件として妊婦支援給付金を支給することは可能か。</p>	<p>ご指摘のようなハイリスクな事例について、面談を行うことが望ましいことは明らかであるものの、面談の実施を、法定給付である妊婦支援給付金の支給の要件とすることは出来ません。認定申請手続きで来庁する機会等を活かす等の工夫をお願いいたします。</p> <p>(参考) こども家庭庁の審議会の報告書「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）」によれば、令和4年度に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例における心中以外の虐待死（54例56人）のうち、「妊娠期・周産期の問題」として、「妊婦健康診査未受診」が28.6%あったとされています。また、同報告書には、虐待による死亡事例等を防ぐために養育者の側面として留意すべきリスクとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である ・ 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない ・ 予期しない妊娠／計画していない妊娠 ・ 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は ・ 予防接種が未接種である（途中から未受診の場合も含む） <p>といったことが例示されています。 妊婦支援給付金の支給にかかる認定申請の手続き等の機会を、これらの要件に合致する方を支援に繋げる機会としても、ご活用いただければと思います。</p>
68	○	<p>妊婦給付認定を受けずに出産または流産・死産された場合は妊婦支援給付金の支給を受けることはできるか。</p>	<p>妊婦給付認定を受けずに出産または流産・死産された場合、妊娠の事実が確認できれば、出産または流産・死産後に妊婦給付認定することで、妊婦支援給付金の支給を受けることは可能です。</p>
69	○	<p>妊娠の届出がなく、また妊婦健診も未受診のまま流産している場合は妊婦給付認定ができるか。</p>	<p>妊婦給付認定には、妊娠の事実が客観的に確認できる必要があります。このため、産科医療機関を受診することなく、流産に至った場合には、妊婦給付認定することはできません。妊娠の届出がない場合でも、流産等の前に産科医療機関の受診により医師が胎児心拍の確認をしたと診断書等により証明できる場合には、流産後に妊婦給付認定を行うことは可能です。</p>
	追加版 Ver1	<p>「妊婦の認定」をするために医師による心拍の確認が必要とのことだった。申請書案には受診医療機関名を記載する欄があったが、受診のみで心拍の確認までは至っていない場合もあるのではないかと懸念している。申請書に「医師による心拍確認済み等のチェック欄を設ける」ことや別の手段で、心拍の確認ができていないことを担保するべきではないか。</p>	<p>申請書においては、「妊婦支援給付金を申請する資格があること」の申告はいただく予定であり、ご懸念の点はこの申告文によって担保していると考えます。</p>
	追加版 Ver1	<p>出産後の「胎児の届け出」にあたり、すでに流産・死産された方は、「流産・死産がわかる公的書類」の提出はどれくらい強制力があるのか。公的書類の取得にもお金がかかるため聞いた次第である。</p>	<p>妊娠届が提出されており妊娠の事実が確認されている場合は、胎児の数の届出において、基本的には申告された数によってお支払いいただくことを想定しており、流産・死産・人工妊娠中絶された場合も同様です。ただし、疑義がある場合には、本人に同意をとった上で、医療機関に照会していただきますようお願いいたします。 また、妊娠届が未提出のまま流産・人工妊娠中絶に至った場合は、医療機関において発行された診断書を提出していただくことを想定しています。 なお、死産の場合は、死産証書及び死産届により妊娠していた事実があったと判断できるものと考えます。</p>
	追加版 Ver1	<p>エコー写真に心拍の記載があれば胎児心拍の確認書類と認めてよろしいか。</p>	<p>妊婦給付申請の受付は、基本的には妊娠届の提出に併せて行っていただき、特段エコー写真等の確認を行っていただくことは想定していません。</p>
	追加版 Ver1	<p>妊娠届出前に流産をした場合も、医師の診断書等があれば妊婦給付認定ができるとされていますが、診断書等の等とはどのようなものと考えられていますか。産婦人科医療機関への周知はされますか。</p>	<p>産科医療機関には、日本医師会、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会を通じて周知しております。診断書等の等は、診断書以外の医師が証した書類を想定しており、市町村が独自に作成した様式に医師がサインしたものでも差し支えありません。</p>

追加版 Ver1	<p>妊娠の届出がなく、産科医療機関で妊娠の確認をしないまま死産している場合(胎児心拍を確認せずに12週相当以降の出産をした場合)の給付額はどうか。死産と取り扱いができる週数と見なして5万円×2としてよいか。</p>	<p>妊娠12週以降の死産は対象となります。 医療機関において心拍の確認が行われないうまま12週未満で流産した場合には、妊娠の事実が確認できず、給付はできないものと考えられます。</p>
追加版 Ver1	<p>妊娠の届出がなく、また、妊婦健診も未受診のまま死産した場合は、妊婦給付認定ができるか。(71で、妊娠の定義は胎児心拍が確認できた場合とあるが…)</p>	
追加版 Ver1	<p>妊娠届出時に心拍を確認できていなかったが、その後流産した場合、心拍確認後の流産かどうかの判断は自己申告で良いか、届出前流産と同様の診断書が必要か。</p>	<p>医療機関等を受診しておらず、12週未満の流産であり、かつ心拍確認が出来ていない場合には、妊娠の事実が確認できないため支給できません。 診断書が必要な場合は、妊娠届が提出されないうまま12週未満で流産した場合であって、医療機関において心拍がすでに確認されている場合になります。 なお、産科医療機関に対しては、改めて、胎児心拍を確認した後に妊娠届と妊婦給付認定申請を行うことになる旨を説明しており、文書により協力依頼を通知しています。</p>
追加版 Ver1	<p>母子手帳交付前の流産等について、「医師の胎児心拍の確認及び妊娠していた胎児の数を証明する診断書等」により給付が可能とのことだが、この「診断書等」とは診断書の他どのようなものを想定しているか。医療機関で任意の様式により証明することは負担であると考えられるが、統一した証明書様式や任意の場合でも記載例を示すなどの対応はあるか。 なお、診断書の場合は診断書料が発生し、妊娠していた方の負担となることも考えられるが、見解は如何か。</p>	<p>証明書のひな型については今後お示しする予定ですが、市町村が独自に作成した様式に医師がサインをしていただく運用でも問題ありません。 診断書料への補助は想定していません。</p>
追加版 Ver1	<p>妊婦が流産・死産になってしまわれた場合、支払いの事務手続きをする際の確認方法について教えてください。</p>	
追加版 Ver1	<p>診断書料は妊婦本人負担の想定でしょうか？</p>	
追加版 Ver2	<p>QA71において、妊婦給付認定における妊娠とは「受診した産科医療機関の医師等が胎児心拍を確認したこと」と定義しています。一方で追加QA69の中では、妊娠届出を未提出であっても「妊娠12週以降の死産は対象となります」、「死産の場合は、…死産届により妊娠していた事実があったと判断できるものと考えます」との回答がありました。 確かに妊娠12週以降の死産であれば、胎児心拍はあったものと推定できる一方、産科医療機関で胎児心拍の確認前に死産されるケースも考えられます。このケースの場合、「産科医療機関の医師が胎児心拍を確認した」という定義(条件)を満たしておらず、死産届により一概に妊婦給付認定の対象者とする事はできないと考えられます。胎児心拍を確認していない死産された方へ支給が可能となれば、制度自体を歪めかねないと思います。 これらのことから、妊娠届出の未提出者が妊娠12週以降に死産(妊娠12週以降の人工妊娠中絶も含む)された場合、妊娠12週未満の流産のときと同様に証明書を提出の上、支給対象とすれば整合性が取れるかと思いますが、いかがでしょうか。もし、妊娠12週以降の死産・中絶の場合は死産届により一律に支給対象としてよいということであれば、その理由をご教示ください。</p>	<p>妊婦のための支援給付の支給対象者は妊婦であり、妊娠の事実が確認されれば支給対象となります。その判断として、医師による胎児心拍の確認を妊娠の定義としています。妊娠の届出がなく、産科医療機関で妊娠の確認をしないまま死産している場合については、医師による判断により心拍はあったものと推定され妊娠の事実があるものとして支給対象とする整理となります。</p>

	◇	<p>令和7年3月21日に医療機関でGS(胎嚢)確認。3月28日妊娠届(妊娠4週)。4月7日受診時に胎児心拍が確認できなかったため、4月16日に流産手術をされた方から妊婦支援給付金の申請がある。妊娠届出時の妊娠週数が浅かったため、医療機関に確認したことで胎児心拍が確認されていないことが分かったものである。</p> <p>医療機関で胎児心拍が確認されていないため、4月1日時点で妊娠されているかを確認できないが、医療機関を受診している、本人は胎児心拍を確認できたことを申告をしていることから、妊婦給付認定をし、妊婦支援給付金(10万円)を支給してよろしいか。</p>	<p>医療機関から4月1日時点で心拍がなかったと回答されたのであれば、妊婦のための支援給付は対象外です。</p>
妊娠の事実確認関係			
70	○	<p>市販の妊娠判定薬で陽性反応が出た場合も妊娠の届出を行うことができるが、このように産科医療機関を受診する前の段階で、妊婦支援給付金の認定の申請があった場合にも認定してよいか。</p>	<p>妊婦給付認定に際しては、産科医療機関において妊娠の事実を確認した場合に認定することとなります。</p>
71	○	<p>妊娠の事実を確認した場合に認定とあるが、妊娠の定義は如何なるものか。</p>	<p>妊婦給付認定に関する妊娠の定義は、受診した産科医療機関の医師等が胎児心拍を確認したことをもって妊娠の事実としています。</p>
	追加版 Ver1	<p>新たに妊娠の診断日を申告させるのか、もしくは医療機関受診日で読み替えてよいか。</p>	<p>医療機関受診日で読み替えて構いません。</p>
	追加版 Ver1	<p>5~6週で出産予定日の確定に至ってなくても心拍が確認できれば、給付金の対象であるとの解釈で間違いはないか。 5~6週だと次の受診で確定、母子健康手帳を取りに行くように指導する医療機関や5~6週で心拍確認できたことだけを伝える医療機関など対応が異なる。「7週以降」など週数の目安を示してもらうことはできないか。</p>	<p>胎児心拍が確認されれば妊婦給付認定を申請することが可能です。</p>
	追加版 Ver1	<p>妊娠中の海外からの転入について、妊娠の証明がエコー写真のみの場合は、偽造等の恐れがあるため一度日本の病院で受診し、妊娠の証明を受ける必要があるか。</p>	<p>日本で分娩を行う予定であれば妊娠届の提出により日本の産科医療機関が記載されると認識しています。当該医療機関において妊娠の事実が確認されたのち、妊婦給付申請を受け付けてください。</p>
	追加版 Ver1	<p>子宮外妊娠で心拍確認できるギリギリまで待って手術すれば給付金の対象になるのか。</p>	<p>異所性妊娠は給付対象外です。</p>
	追加版 Ver1	<p>現在も産科医療機関などとの連携を行っているが、患者情報の照会について個人情報保護の観点より、照会不可の医療機関が複数ある。その場合は、妊婦へ診断書の交付を求めることとなるが、発行手数料がかかるため妊婦本人が同意しなかった場合は、支給不可の判断でよいか。</p>	<p>基本的には、妊婦1人1人について医療機関へ妊娠の事実を照会することまでは想定されませんが、妊娠に疑義がある場合であって、医療機関への照会の合意がとれず、妊娠の事実が確認できない場合には、その時点において認定及び支給はできないものと考えられます。 ただし、出産した事実が確認され、時効までに妊婦給付認定の申請と胎児の数の届出があった場合には、支給する必要があります。</p>
	追加版 Ver1	<p>母子保健法では母子手帳交付時、心拍の確認は必要はありません。母子健康手帳交付後に心拍が確認された場合は、医師の診断書等ではなく本人の自己申告での心拍確認でも交付金の支払いは可能か。</p>	<p>母子健康手帳の経過等を確認の上、医療機関において胎児心拍の確認が済んでいるものと考えられる場合には、自己申告で支給していただいても構いません。 なお、産科医療機関に対しては、改めて、胎児心拍を確認した後に妊娠届と妊婦給付認定申請を行うことになる旨を説明しており、文書により協力依頼を通知しています。</p>

	追加版 Ver2	<p>QA71において、妊婦給付認定における妊娠とは「受診した産科医療機関の医師等が胎児心拍を確認したこと」と定義しています。一方で追加QA69の中では、妊娠届出を未提出であっても「妊娠12週以降の死産は対象となります」、「死産の場合は、…死産届により妊娠していた事実があったと判断できるものと考えます」との回答がありました。</p> <p>確かに妊娠12週以降の死産であれば、胎児心拍はあったものと推定できる一方、産科医療機関で胎児心拍の確認前に死産されるケースも考えられます。このケースの場合、「産科医療機関の医師が胎児心拍を確認した」という定義(条件)を満たしておらず、死産届により一概に妊婦給付認定の対象者とするにはできないと考えられます。胎児心拍を確認していない死産された方へ支給が可能となれば、制度自体を歪めかねないと思います。</p> <p>これらのことから、妊娠届出の未提出者が妊娠12週以降に死産(妊娠12週以降の人工妊娠中絶も含む)された場合、妊娠12週未満の流産のときと同様に証明書を提出の上、支給対象とすれば整合性が取れるかと思いますが、いかがでしょうか。もし、妊娠12週以降の死産・中絶の場合は死産届により一律に支給対象としてよいということであれば、その理由をご教示ください。</p> <p>※No.69の追加版Ver2の再掲</p>	<p>妊婦のための支援給付の支給対象者は妊婦であり、妊娠の事実が確認されれば支給対象となります。その判断として、医師による胎児心拍の確認を妊娠の定義としています。妊娠の届出がなく、産科医療機関で妊娠の確認をしないまま死産している場合については、医師による判断により心拍はあったものと推定され妊娠の事実があるものとして支給対象とする整理となります。</p> <p>※No.69の追加版Ver2の再掲</p>
72	○	生化学的妊娠及び異所性妊娠は認定対象となるか。	血清又は尿中にβ-hCGが検出されるものの妊娠が確認されない生化学的妊娠及び妊娠が継続できない異所性妊娠については、現在の出産・子育て交付金における整理と同様、対象外とする考えです。
73	○	人工妊娠中絶及び流産した場合の胎児の数の届出の証拠書類は当該者に求めるのか。	流産等の場合でも、医師により妊娠の事実が確認され、胎児の数も確認されたうえで妊娠の届出により母子健康手帳が交付されている場合は、当該届出者に証拠書類を求める必要はありません。
	追加版 Ver1	人工妊娠中絶及び流産した場合の胎児の数は、妊娠届出での胎児数の確認で、2回目給付も対象としてよいか。	お見込みの通りです。
	追加版 Ver1	中絶および流産の場合は胎児の数の届出が必要で、それに添付資料をつける必要はない、という解釈でよろしいか。	
	追加版 Ver1	胎児の数も確認されたうえで妊娠の届出により母子健康手帳が交付されているというのは、どのような確認方法を想定しているのか。	例えば、母子健康手帳を所持しているかを確認することが考えられます。
	追加版 Ver1	中絶を選択した人に給付金を支給するのは倫理的にどうなのかと医師から指摘があったが、関係機関への説明としてどのように対応したらよいか。	<p>子法上、妊婦に対して支給するものであり、たとえ人工妊娠中絶を選択するにしても妊婦であることに変わりはなく、支給をしていただく必要があります。</p> <p>また、人工妊娠中絶をされた方にサポートが必要な場合も想定されます。人工妊娠中絶に至った事情等を踏まえ、必要な場合には、相談窓口やピアサポートを案内するなど、きめ細やかな配慮をした面談を実施していただくことが重要です。</p>
	追加版 Ver1	「母子健康手帳の提示により」とあるが、具体的はどのページを確認するのか。また、コピーを証明としてとるなどの対応が必要になるか。「流産がわかった日」の確認をどのような方法で行う想定か？(医師の記入欄を指定する、または、証明書の様式を例示するなど)	妊婦届の提出を受けており、本人が母子健康手帳を所持しており、妊娠した事実が診察の記録等から確認できている状況で、流産した旨の申告がある場合には、医療機関を受診した事実を本人から聴取した上で、胎児の数の届出に基づき、支給していただいて構いません。
	追加版 Ver1	人工妊娠中絶及び流産した場合の胎児の数の届出の証拠書類についての質問です。母子健康手帳の「出産の状態」の「出産時の児の状態」「証明」の項目がありますが、死産流産の場合はこちらに何らかの記載(○が付くなど)があることが一般的と考えてよろしいでしょうか。また、このページで証明が確認できない場合の、根拠書類の名称等をお示し願います。	

74	○	死産の場合の胎児の数の届出は死産届による確認でよいか。	お見込みのとおりです。なお、死産の場合でも母子健康手帳が交付されている場合は、母子健康手帳での確認でも問題はありません。
	追加版 Ver1	①行政が保有している交付の事実をもって確認したとしてよいか。または、②母子健康手帳の写真や写しなどの提示を求めて確認してもよいか。もしくは、③届出者に母子健康手帳の現物の提示を求め、確認するのか。	母子健康手帳の確認のみで支給していただいて構いません。
75	○	多胎妊娠であった者が単胎で出産された場合には、多胎の数が支給の対象となるか。	お見込みのとおりです。
	追加版 Ver1	「多胎妊娠であった者が単胎で出産された場合には、多胎の数が支給の対象となる」とありますが、「多胎妊娠」であった時点は、胎児の数の届出が可能となる「出産予定日の8週間」以降である必要がありますか。妊娠初期に多胎妊娠から単胎妊娠となった場合の胎児の数の届出は、「単胎」となりますか。	多胎として心拍確認がされた場合にあつては、胎児の数は多胎となります。
	追加版 Ver1	バニシングツインについても、流産・死産の対応と同様の取扱いと考えて良いか。その場合、届出のタイミングによって、振込が3回となることもあり得るが補助対象で良いか。	胎児心拍が確認できれば流産等と同様の取扱いとして差し支えありません。この取り扱いは、届出のタイミングによって変わるものではありません。
	追加版 Ver1	胎児の数の届け出時期については、「出産予定日の8週間前以降」と記載があります。しかし、届け出の際の「胎児の数」の時点については明記がありませんが、届け出時期と同時期でしょうか？	胎児の数の届出時点は、妊娠期間中のいずれかにおいて、心拍が確認された胎児の数になります。
	追加版 Ver1	妊娠届出時点では双胎で胎児心拍が確認できたが、出産予定日の8週間前に流産により単胎となった場合、流産した胎児にかかる届出は流産した日以降に、出産予定の胎児にかかる届出は出産予定日の8週間以降に、それぞれ届け出ることができるということで良いか。	お見込みの通りです。
	◇	令和6年度に双子を妊娠し、令和6年度中では二人分の胎児心拍が確認されたが、その後一人の胎児心拍が確認できなくなり、令和7年4月1日以降において確認された胎児心拍は一人となった。胎児の数の届出は一人と記載すべきか。	令和7年4月1日時点で単胎となり、確認された胎児心拍は一人分であることから、胎児の数の届出は一人となります。
76	○	胎児の数の届出時に単胎で届出をして支給したが、その後、多胎と判明した場合は、胎児の数の届出の修正を届け出ることにより、妊婦支援給付金が支給されるということで良いか。	お見込みのとおりです。

妊婦支援給付対象範囲

77	●	<p>令和7年3月31日までに妊娠の届出を受け、出産応援ギフトを支給し、令和7年4月1日以降に出産した場合の子育て応援ギフトの取扱如何。</p>	<p>令和6年度中に妊娠の届出を受け、出産・子育て応援交付金事業として出産応援ギフトを支給した後、令和7年度に入り当該者が出産した場合には、これまで子育て応援ギフトの支給としていた部分は新制度での法定給付(妊婦のための支援給付)となります。新制度に基づく給付として、胎児の数に1を加えた値に5万円を乗じた額から5万円を控除して支給を行うこととなります。</p> <p>(参考) 子法改正法附則第3条において、令和7年4月1日前に出産応援ギフトの支給を受けた場合には、第10条の12第3項を読み替え、「妊婦給付認定者が当該妊婦給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として市町村から令和6年度予算における国の妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村から給付される給付金で妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものの支給を受けた場合には、当該妊婦給付認定者が市町村から支払を受けることができる妊婦支援給付金の額は、前項に規定する額から5万円を控除した額とする。」(塗りつぶしは読み替え部分)とされている。</p>
	追加版 Ver1	<p>令和7年4月1日時点で妊娠しており妊娠届出済及び出産応援金(出産応援ギフト)支給済みの妊婦が、令和7年4月1日以降に2回目の妊婦のための支援給付を行う場合は、妊婦給付認定申請しているとみなして胎児の数の届出でよいのか。</p>	
	追加版 Ver1	<p>令和7年3月31日までに妊娠し出産応援ギフトを支給し、令和7年4月1日以降に出産した場合は、新制度での給付になるが、その場合は「妊婦給付認定申請」をし、認定を受ける必要があるのか。あるいは「胎児の数の届出」のみで支給することになるのか。</p>	<p>令和7年4月1日以降に2回目の給付を受けようとする場合には、妊婦給付認定と胎児の数の届出の双方を行っていただく必要があります。妊婦給付認定の申請に必要な情報は、基本的には妊娠届により確認が可能であるため、書類の再度の提出は不要ですが、「妊婦支援給付金を受給する資格を有することと受給を希望すること」の申告のみご本人から電話等でいただく必要があります。</p>
	追加版 Ver1	<p>令和7年4月1日に出産した場合は、子育て応援ギフトの支給対象なのか妊婦支援給付金の支給対象なのか。</p>	
	追加版 Ver1	<p>原発避難者で住民票はA市でB市に居住している者かつ、R6年度にB市に妊娠届出を行ったものが、R7年度も継続して妊娠していて出産ギフト申請を行う場合は、妊婦のための支援給付となるためR7.4月以降に住民票のあるA市へ申請する必要があるか。</p>	<p>原発避難者以外の方の場合には、お見込みの通りです。 原発避難者については、原発避難者特例法の規定により、住民票所在地ではない現在居住している市町村から給付及び伴走型相談支援を受けることとなります。</p>
	追加版 Ver2	<p>これまでのQ&Aでの回答では、令和6年度中に妊娠届を出している方は、妊婦給付認定の申請に必要な事項と同一の項目を届出しているため、妊娠届出したのちに「妊婦のための支援給付を受ける資格があること、その認定を求めること」を電話での確認が可能である旨の回答があった。令和7年度に入って妊娠の届出をする場合においても同様に電話での確認でもよいとも捉えられるが可能でしょうか。 また、市のホームページや広報にて、「4月1日以降に提出される出産応援給付金申請書は、妊婦のための支援給付を受給する資格を有することと妊婦のための支援給付の受給を希望することに同意したうえで提出されたものとし、妊婦のための支援給付を支給させていただく」等を明示することをもって、個別の確認は行わなくても差し支えないか。</p>	<p>令和7年度に入り妊娠の届出をする場合は、「妊婦のための支援給付を受ける資格を有すること及び認定を求めることについての申告」のチェック欄を設ける方法を案内しており、仮にチェック漏れ等により意思確認が出来なかった場合には、追って電話で確認をすることは可能です。 なお、ご質問のように市区町村のHP等に申請や告知をしたものとみなす取扱いは、市町村の判断によるものではありませんが、国としては、個人の申請を本人の告知もなく一律にみなしてしまう運用は推奨されるべきものではないと考えます。</p>
78	○	<p>令和7年3月31日までに妊娠の届出及び出産応援ギフトの申請があったが、出産応援ギフトを支給していない場合、令和7年度に入り法定給付の対象となるのか。また、妊婦給付認定申請はどのように案内をする想定か。</p>	<p>令和7年3月31日までに出産応援ギフトの申請を受理している方については、出産・子育て応援交付金として支給してください。 令和7年4月1日時点で妊娠しており、令和7年3月31日までに出産応援ギフトを申請していない場合は、妊婦給付認定申請を受け、認定のうえ妊婦支援給付金を支給することとなります。 また、基本的には妊娠の届出時に面談を実施して、その場で出産応援ギフトを申請されると思いますが、その場で申請されない方については、令和7年4月1日より制度が変わる旨の周知をお願いいたします。</p>

追加版 Ver1	<p>令和7年3月31日までに妊娠届出をされ母子健康手帳交付をし、出産応援給付金の申請(給付)を令和7年4月1日以降にされる方の場合について。妊婦給付認定申請と胎児の数の届出は、1枚の様式に盛り込み市独自で作成の上、新生児訪問時に案内してよいか。 「妊婦給付認定申請」にある裏面3.妊婦支援給付金の支給を「2回目を希望します」のチェック欄を設けるなどで様式を兼ねてよいか。</p>	問題ありません。
追加版 Ver1	<p>当市は窓口で母子健康手帳交付時、出産応援給付金は出産までに電子か紙で申請いただくようアナウンスしており、出産応援給付金の未申請者が3割ほど発生している点から確認したい。 R7.4/1から妊婦給付認定申請求めること、認定は必須でしょうか。R6年度に母子健康手帳交付した方は出産応援給付金の申請様式が渡っており、個別通知は難しい状況です。出産応援給付金の申請を妊婦給付認定申請書に読み替えて受付でもよいか。出産応援給付金の未申請者の移行期間の対応について具体的にお示しいただきたい。</p>	<p>妊婦給付認定は法定事業であり、出産応援給付金とはその事業の性質がことなることから、読み替えて申請を受け付ける等の取扱いはできません。 妊婦給付認定の申請は、基本的には妊娠届の提出によって代えることが可能ですが、「妊婦支援給付金を受給する資格を有することと受給を希望すること」の申告のみご本人から電話等でいただく必要があります。</p>
追加版 Ver1	<p>妊娠の届出時に面談を実施して出産応援給付金の申請書を手交しているが、ほとんどの申請書は後日郵送で提出されている。よって、令和7年4月1日以降に、令和6年度中に手交した出産応援給付金の申請書が郵送で提出されることが想定されるが、令和7年4月1日以降に受理する出産応援給付金の申請書を、妊婦給付認定申請書と読み替えて受理することは可能か。</p>	<p>既に配布してある、出産応援給付金の申請書が届いた際には、電話等により、上記についてのご本人の意思の確認をしていただく必要があります。</p>
追加版 Ver1	<p>令和7年3月31日以前に出産応援ギフトの申請を行った申請者が、4月1日以降ギフトの支給決定前に妊婦のための支援給付に変更したいと申し出た場合、支給決定前であれば出産応援ギフトの申請取り下げを認め、妊婦のための支援給付への申請に基づき給付を認めることは可能か。</p>	
追加版 Ver1	<p>令和7年3月31日以前にギフトの申請を行った方が、ギフトの支給決定前に現金給付を希望し、ギフトの申請を取り下げ、改めて4/1以降に現金給付の申請を行うことは可能か。(当区では令和6年度では現金給付を行っていない)</p>	令和7年4月1日時点で妊婦であれば可能です。
追加版 Ver1	<p>「令和7年4月1日より制度が変わる旨の周知をお願い」とあるが、具体的な周知開始時期と周知内容を例示されたい。なお、当区では以下のとおり対応することを検討しているが問題ないか。 “令和7年2月下旬以降、妊娠届出時における「出産・子育て応援事業」の説明にあたって、申請のタイミングによって制度が変わる旨(4/1以降の申請の場合は現金給付が可能であること)を追加で説明する。このことにより、妊婦の希望により現金とギフトを選択できるようにする。”</p>	周知用のチラシを作成中であり、追ってお示しします。 なお、お示しいただいている対応で問題はありません。
◇		<p>※「妊婦のための支援給付リーフレット」は、こども家庭庁HPからご確認いただけます。 https://www.cfa.go.jp/policies/shussan-kosodate</p>

	追加版 Ver1	<p>R7/3/31までに妊娠届を提出し、4/1以降に申請を行う方②出産応援ギフトについて現行の制度で、出産後の給付金については新制度で受け取る方(つまり、3/31以前に妊娠届かつ出産応援ギフトの申請を行い、4/1以降に出生した方)のこの2パターンについては、妊娠届とは別のタイミングで「認定の申請」の必要があると思いますが、この申請においてR7.3.31以前に提出してある妊娠届の記載事項を省略する(当該妊娠届を申請の一部とみなす)ことは可能なのでしょうか。また、可能な場合、条件があれば教えてください。</p>	<p>妊婦給付認定の申請に必要な情報は、妊娠届によって確認することが可能ですので、「妊婦支援給付金を受給する資格を有することと受給を希望すること」の申告のみご本人から電話等でいただく形での申請受付が可能です。</p>
	追加版 Ver1	<p>令和6年度中の妊娠に係る経過措置の対応について、Q&Aにおいては、6年度中に出産応援ギフトの申請が「あった場合」=旧制度 「なかった場合」=新制度 といった整理かと思われます。</p> <p>他方で、子子法上において欄外の規定があり、要約すると「施行日前に出産子育て応援交付金による支給を受けた場合は妊婦支援給付から5万円を減じて支給する」と解釈されます。</p> <p>Q&Aにおいては法施行日以降に出生子育て応援交付金(出産応援ギフト)を支給する場合は想定されている一方で、法附則上で想定されていない(=差し引きして妊婦支援給付を支給する規定がない)ように思えるのですが、どういった整理でしょうか。</p> <p>また、子子法上の「支給を受けた」の解釈としては、「支払日(=申請者目録での支給を受けた日)」という認識でよいでしょうか。仮に是とする場合、以下の場合にも相殺が出来ないように思われますがいかがでしょうか。</p> <p>(例)R7.3.20出産応援ギフト申請、同日支給決定 → (出納整理期間中)当該出産応援ギフト支給 → R7未明 胎児の数の届出 & 妊婦支援給付支給決定</p>	<p>令和7年4月1日以降に出生・子育て応援ギフトの対象となるのは、あくまで令和7年3月31日までに出生した者であり、令和7年4月1日以降に出生した者は、令和7年4月1日時点で妊娠している者であることから、すべからず妊婦支援給付金の支給の対象者となります。</p>
	追加版 Ver1	<p>冒頭の「令和7年3月31日までに出生応援ギフトの申請を受理している方に～」における受理の日付の考え方は以下のどれに当てはまりますか。</p> <p>①申請書を初めて受付した日(不備等の有無は関係なく、あくまで申請書を初めて受け付けた日)</p> <p>②申請書に不備等がなく、処理ができる状態で受けた付けた日(不備等があり、その修正の対応に日数がかかった場合は、不備等が解消された日)</p> <p>③申請書を受付後、審査等を経て支給の決定がされた日</p>	<p>②を想定しています。</p>
	追加版 Ver2	<p>追加QAの回答の中で、「※申請に不備があり再申請や不備の修正を求めている間に転出した場合は、受理したもとは認められない。」とありますが、この「不備の修正」についてお尋ねします。省令に定める妊婦給付認定申請事項や胎児の数の届出事項に不備がない場合であっても、口座情報に不備があり、何らかの修正ないし追加提出を求めている間は「不備の修正を求めている間」といえるのでしょうか。</p> <p>口座情報は省令上の認定申請事項及び胎児の数の届出事項ではないとの考えの前提です。また、口座情報以外に不備がないため受理し、口座情報の修正を求めている間に住民票をおいたまま海外に引っ越しする場合、修正が間に合わないため現金や小切手での支給を求められた場合に対応しなければならないか。</p> <p>さらに、住民票があるままなので認定の取消はできず、支給が出来ていない状態は申請不備ではないとの解釈により支払いを留保し続ける必要があるとの取り扱いか。</p> <p>※No.45の追加版Ver2の再掲</p>	<p>口座情報の不備が明らかになるのは、口座振込を行う時点になると考えられることから、この段階において、転出が生じた場合であっても、引き続き支払いをしていただく必要があると認識しています。</p> <p>なお、現金は支払いの方法として法律で規定されている以上、現金での支給を求められた場合にはいかなる理由であれ対応する必要があります。</p> <p>住民票を存置したまま海外転出した場合に、支払いが実質的に行えない場合には、支払いを留保し続ける取扱いとなります。</p> <p>※No.45の追加版Ver2の再掲</p>

	追加版 Ver2	<p>これまでのQ&Aでの回答では、令和6年度中に妊娠届を出している方は、妊婦給付認定の申請に必要な事項と同一の項目を届出しているため、妊娠届出したのちに「妊婦のための支援給付を受ける資格があること、その認定を求めること」を電話での確認が可能である旨の回答があった。令和7年度に入って妊娠の届出をする場合においても同様に電話での確認でもよいと捉えられるが可能でしょうか。</p> <p>また、市のホームページや広報にて、「4月1日以降に提出される出産応援給付金申請書は、妊婦のための支援給付を受給する資格を有すること妊婦のための支援給付の受給を希望することに同意したうえで提出されたものとし、妊婦のための支援給付を支給させていただく」等を明示することをもって、個別の確認は行わなくても差し支えないか。</p> <p>※No.77の追加版Ver2の再掲</p>	<p>令和7年度に入り妊娠の届出をする場合は、「妊婦のための支援給付を受ける資格を有すること及び認定を求めることについての申告」のチェック欄を設ける方法を案内しており、仮にチェック漏れ等により意思確認が出来なかった場合には、追って電話で確認をすることは可能です。</p> <p>なお、ご質問のように市区町村のHP等に申請や告知をしたものとみなす取扱いは、市町村の判断によるものではありませんが、国としては、個人の申請を本人の告知もなく一律にみなしてしまう運用は推奨されるべきものではないと考えます。</p> <p>※No.77の追加版Ver2の再掲</p>
79	●	<p>令和7年3月31日までに妊娠し、出産応援ギフトを支給したが、4月1日以降に流産した場合、2回目の給付として、妊婦支援給付金を支給することは可能か。</p>	<p>可能です。令和7年4月1日より前に妊娠し、出産応援ギフトの支給を受けた妊婦が、令和7年4月1日以降に流産し、流産後に妊婦給付認定申請及び胎児の数の届出を合わせて行われた場合は、胎児の数に1を加えた値に5万円を乗じた額から5万円を控除して、妊婦支援給付金を支給してください。</p>
	追加版 Ver1	<p>令和7年4月1日より前に妊娠し、出産応援ギフトの支給を受けた妊婦が、令和7年4月1日より前に流産をした者は、妊婦支援給付金の支給はされないという理解でよろしいか。</p> <p>また、何を根拠に「流産した日」を判定するか。医療機関にて処置した日などがわかる書類の提出を求める必要があるか。</p>	<p>令和7年4月1日時点で妊娠していないため、妊婦支援給付金の対象となりません。流産した日の確定については、医療機関により流産が確認された日の申告を求め、疑義がある場合には、医療機関に問い合わせをお願いいたします。</p>
	追加版 Ver1	<p>令和6年度中に妊娠届を出したものの、令和7年3月31日までに流産・死産等した方で、出産応援ギフトを令和7年3月までに申請しておらず、令和7年4月1日以降に申請した場合は、妊婦支援給付金の対象ではなく、経過措置（出産応援ギフトの支給）の対象となるでしょうか。なお、現行制度では、流産等された方は出産予定日までに申請すればよく、やむを得ない事情がない場合でも出産予定日より前に申請すれば支給可能でしょうか。</p> <p>一方で、令和6年度中に妊娠届を出し、令和7年4月1日以降に流産・死産・中絶した方で、令和7年3月までに出産応援ギフトを申請していなかった場合は、妊婦支援給付金の認定申請後、妊娠に基づく給付金（5万円）及び胎児の数の届出による胎児の数×5万円の対象となるということでしょうか。</p>	<p>令和7年4月1日時点で妊娠していない方は、妊婦支援給付金の対象となりません。</p> <p>令和6年度中に妊娠・出産又は流産等した方で、出産応援ギフトを未申請の方は、経過措置として、出産応援ギフトの支給対象となります。</p> <p>令和7年4月1日時点で妊娠されている方は令和6年度中に妊娠届出をされている方であっても新制度の対象となります（既に出産応援ギフトを申請されている方については、胎児の数の届出に対応する給付のみ受けられます）。</p> <p>申請はそれぞれ時効が完成する前に行っていただく必要があります。時効は申請が可能となった日から2年です。</p>
	追加版 Ver1	<p>R7.3 以前に妊娠届出かつ流産・死産となり、ギフト未申請だったため4月に申請する場合、ギフトと支援給付のどちらが対象か。また申請期限はいつまでと考えればよいか。</p> <p>R7.3 以前に妊娠届出し、面談を受けないまま4月以降に産または流産・死産した場合、支援給付（妊娠中の分）は申請可能か。</p>	
	追加版 Ver1	<p>示されているケースについて、3/31までに流産した場合は子育て応援ギフトの対象外という解釈で良いか。（単体児の場合に妊婦が受取る総額は子育て応援ギフトの5万円）</p>	
	追加版 Ver1	<p>R7 年3月20日に心拍を確認したが、同年3月30日の診察で流産と診断され、同年4月1日に流産の処置を受けた場合は、妊婦給付金の対象となるのか（流産と診断された日が基準日となるのか）。</p>	<p>令和7年4月1日時点で妊娠はされていない事例ですので、妊婦支援給付金の対象とはなりません。</p>

	追加版 Ver1	流産日の基準はあるか。 流産を証明する書類は必要か。必要な場合の書類は費用が発生するか。	
	追加版 Ver1	流産・死産してしまった方の対応について、死産届といった証明書等で妊娠終了日が確認できる場合を除き、自然流産等は、本人からの申し出(妊娠終了日)により、ギフトか給付金を判断すればよいか？	流産日は本人の申告で認定することを基本としますが、疑義がある場合には、医療機関に問い合わせをお願いします。
	追加版 Ver1	流産をした日をどのように確認することを想定しているのか。本人の自己申告であった場合、流産等をした事実発生日を申し出させるのか。	
	追加版 Ver1	出産応援ギフトの遡及分でも同様だったが、流産となった後に転出してしまうと、転入された側の自治体では妊娠していたことが把握できない(例：R7年3月妊娠届出→R7年4月流産→R7年5月他市へ転出)。転出前自治体も本人からの申告がなければ把握できず、100%把握することは難しい。本件に該当する転出・転入者への対応をどのように想定しているのか。	本人からの申告がなければ流産された方の把握ができないことは承知しておりますが、転入者への制度の案内など周知広報をお願いいたします。 流産となった場合であっても、胎児心拍の確認は医療機関において行われていると考えられるため、転入前に交付された母子健康手帳や記載のある医療機関に問い合わせる等により事実確認を行い、支給をお願いいたします。
	追加版 Ver2	流産日は本人の申告で認定することを基本とするが、令和6年度に妊娠した妊婦が令和7年度に流産の申告時は確認が必要と思われる。その際は申請書に医療機関への確認の同意欄を設けて同意があれば、市町村が医療機関へ確認してよいとの認識でよいか。また、流産の日について市町村で診断書等の提出を求めることは可能という認識でよいか。	令和7年度に流産した場合においても、妊娠の届出を受けているのであれば妊娠の経過等を本人から確認できるものと考えており、一律に医療機関からの診断書を申請者に求める運用は考えておりません。
	◇	令和7年3月21日に医療機関でGS(胎嚢)確認。3月28日妊娠届(妊娠4週)。4月7日受診時に胎児心拍が確認できなかったため、4月16日に流産手術をされた方から妊婦支援給付金の申請がある。妊娠届出時の妊娠週数が浅かったため、医療機関に確認したことで胎児心拍が確認されていないことが分かったものである。 医療機関で胎児心拍が確認されていないため、4月1日時点で妊娠されているかを確認できないが、医療機関を受診している、本人は胎児心拍を確認できたことを申告をしていることから、妊婦給付認定をし、妊婦支援給付金(10万円)を支給してよしいか。 ※No.69の◇の再掲	医療機関から4月1日時点で心拍がなかったと回答されたのであれば、妊婦のための支援給付は対象外です。 ※No.69の◇の再掲
80	○	令和6年度に妊娠の届出をし、出産応援ギフトが支給された妊婦が、令和7年3月31日以前に住民票を除票して海外に転出し、令和7年4月1日以降に海外で出産した後に帰国した場合、帰国後に胎児の数の届出を行うことにより妊婦支援給付金の2回目の支給対象となるか。	令和7年3月31日以前に住民票を除票して海外に転出し、出産後に帰国した場合は、令和7年4月1日(法施行日)以降、妊婦であって日本国内に住所を有する期間がないため、帰国後に妊婦給付認定申請をすることができず認定できません。 (市町村の認定等) 第十条の九 妊婦のための支援給付を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。 2 前項の認定(以下「妊婦給付認定」という。)は、当該妊婦給付認定を受けようとする者の住所地の市町村が行うものとする。

	追加版 Ver1	(1)令和7年4月1日以降に妊娠している期間があり、その妊娠期間中に日本に住民票を有している場合で、時効を迎える前に認定申請及び胎児の数の届出をした場合は、妊婦支援給付の妊娠に基づく給付(5万円)及び胎児の数×5万円の給付の対象となるという認識でよろしいでしょうか。一方で、令和7年4月1日以降に妊娠している期間があったとしても、その妊娠期間中に日本に住民票がない方(出産後に海外から日本に転入した方)は妊婦支援給付の対象外という理解でよろしいでしょうか。 (2)また、流産・死産・中絶等された方についても上記(1)のとおりの方になりますでしょうか。日本に住民票がない方で令和7年4月1日以降に妊娠した時期があったものの、海外から日本へ転入する前に流産等された方は対象外ということでしょうか。	(1)(2)お見込みの通りです。
	追加版 Ver1	子育て応援給付金では、申請可能な期間内に初めて入国した児童を養育する者(例えば生後4か月で初めて入国した外国籍の母児)は給付の対象となっていたが、妊婦支援給付金は、出産後(2回目)についても、「新制度施行後において、妊娠期間中に日本国内に住所を有すること」が条件となるため当該事例では給付不可という認識でよいか。	お見込みの通りです。
	追加版 Ver1	海外での出産の場合、2年の時効間際の申請の可能性も高いと思われるが、起算日(胎児心拍が確認された日や流産等をしたことが医療機関において確認された日)は自己申告で良いのか。	時効の起算点についても、基本的には自己申告ですが、疑義がある場合には、診察を受けた医療機関に対して診療記録を確認する等により確認してください。
	追加版 Ver1	令和7年4月1日以降、妊婦であって日本国内に住所を有する期間がない場合、妊婦給付認定をすることができないとある。 では、例えば妊娠期間中ずっと海外に住民票があり、海外で出産後すぐに国内に転入して住民票をおいた場合は以下のパターンの理解で合っているか。 ・パターン①:子が令和7年3月31日以前生まれであれば、子育て応援金の対象。 ・パターン②:子が令和7年4月1日以降生まれであれば、妊婦のための支援給付(2回目)とはならない。	パターン①は、国内に住民票を置いて子の養育を行うものと面談を実施すれば子育て応援ギフトの対象。 パターン②は、施行日以降に妊婦の住民票がないため認定できないことから対象外。
81	○	令和6年度に妊娠の届出をし、出産応援ギフトが支給された妊婦が、令和7年4月1日以降に住民票を除票して海外に転出し、海外で出産した後に帰国した場合、帰国後に胎児の数の届出を行うことにより妊婦支援給付金の2回目の支給対象となるか。	令和7年4月1日以降に妊婦が住民票を除票して海外に転出し、出産後に帰国して妊婦支援給付金を受給するためには、帰国後に改めて住民票所在地市町村で時効(※)の範囲内に妊婦給付認定申請を行い、認定を受け、胎児の数の届出を行う必要があります。市町村は認定に際し、出産応援ギフトを支給する原因となった妊娠と同一の妊娠である事実を確認のうえ認定し、胎児の数の届出を確認したうえで支給することになります。 ※時効についてはNO.90を参照ください。
	追加版 Ver1	令和6年度に妊娠の届出をし、出産応援ギフトが支給された妊婦が、住民票を除票せず、令和7年4月1日以降に海外にて出産し、子は海外に残したまま、産婦のみ帰国した場合は、妊婦支援給付金の2回目の支給対象となるか。また、申請期限はいつまでになるか。	対象になります。申請期限は、出産予定日であった日の8週間前の日から2年間になります。
	追加版 Ver1	外国籍の妊婦が、住民票をおいたまま里帰りし海外で出産後、子供を国においたまま、妊婦だけ帰国し、日本で出生届がなく出生の確認ができない場合でも、胎児の数の届出をすれば支給されるか。	基本的には自己申告による運用を想定していますが、令和7年4月以降の期間において妊婦であることの確認が母子健康手帳等によりできない場合には、海外における診療記録や戸籍証明等、何かしらの方法で確認をお願いいたします。確認が出来ない場合は認定できないため支給できません。 流産等について海外で発行された医療証明書等では、その真正性が必ずしも確認できない場合、例えば住所地において当該医療機関の存在が確認できない、メール等で当該医療機関に問い合わせが出来ない場合等には、認定そのものが出来ないため支給できません。

82	○	<p>令和6年度に妊娠し、令和7年度に入り妊娠の届出と妊婦給付認定により支給された妊婦が、令和7年4月1日以降に住民票を除票して海外に転出し、海外で出産した後に帰国した場合、帰国後に胎児の数の届出を行うことにより妊婦支援給付金の2回目の支給対象となるか。</p>	<p>令和7年4月1日以降に妊婦が住民票を除票して海外に転出した場合、出産後に帰国して妊婦支援給付金を受給するためには、帰国後に改めて住民票所在地市町村で時効(※)の範囲内に妊婦給付認定申請を行い、認定を受け、胎児の数の届出を行う必要があります。市町村は認定に際し、妊娠の事実を確認のうえ認定し、胎児の数の届出を確認したうえで2回の給付金をまとめて支給することになります。 ※時効についてはNO.90を参照ください。</p>
83	○	<p>令和6年度に妊娠し、令和7年度に入り妊娠の届出をしたが、妊婦給付認定申請をせずに、令和7年4月1日以降に住民票を除票して海外に転出し、海外で出産した後に帰国した場合、帰国後に妊婦給付認定申請を行うことで妊婦支援給付金の支給対象となるか。</p>	<p>令和7年4月1日以降に妊婦が住民票を除票して海外に転出した場合、出産後に帰国して妊婦支援給付金を受給するためには、帰国後に改めて住民票所在地市町村で時効(※)の範囲内に妊婦給付認定申請を行い、認定を受け、胎児の数の届出を行う必要があります。市町村は認定に際し、妊娠の事実を確認のうえ認定し、胎児の数の届出を確認したうえで2回の給付金をまとめて支給することになります。 ※時効についてはNO.90を参照ください。</p>
	追加版 Ver2	<p>妊婦給付認定申請及び胎児の数の届出の時効に関して、転出入の絡む場合について、妊婦支援給付金を一部しか受け取っていないとき、転入元市町村での認定は取り消され、転入先市町村にて妊婦給付認定申請をし、認定の上、支給することとなっています。これは、転入先市町村での妊婦給付認定申請は時効の期限内、つまり胎児心拍が確認された日から2年以内にする必要があることから、例2のように胎児の数の届出の時効が経過していない場合であっても、転出先では妊婦給付認定ができないために胎児の数の届出もできない場合があるということでしょうか。</p> <p>(例1)転出入がない場合 R7.4.1 胎児心拍確認 その後、妊婦給付認定申請を提出し妊婦給付認定を受ける →妊婦支援給付金1回目を受給 R7.10.1 出産予定日の8週間前の日 R9.4.1 胎児の数の届出を提出 →妊婦支援給付金2回目を受給 (例2)転出入がある場合 R7.4.1 胎児心拍確認 その後、妊婦給付認定申請を提出し妊婦給付認定を受ける →妊婦支援給付金1回目を受給 R7.10.1 出産予定日の8週間前の日 R9.4.1 「胎児の数の届出」をしないまま、転出(=転出元自治体の認定は取消) →胎児心拍確認日より2年を経過しているため、転出先で妊婦給付認定申請はできない。 つまり、胎児の数の届出による給付金(妊婦支援給付金2回目)の受給はできないと理解で間違いありませんか。 また、災害等の指定によることも家庭庁からの申請期限の猶予についての通知される以外の場面で時効の延長はないという認識でよろしいでしょうか。(申請予定者個々の事情には依る申請期限の延長はないということでしょうか。)</p>	<p>時効によって消滅するのは受給の権利であり認定申請の権利ではありません。認定の申請は胎児心拍確認日から2年間、胎児の数の届出は出産予定日の8週間前の日から2年受給の権利があり申請・届出が可能となります。よって、例のように転出した場合の転出先で、1回目の時効が成立していても、2回目の時効が成立する前に認定の申請及び胎児の数の届出を行えば、認定のうえ2回目の支給が可能です。なお、例2の見解については、令和9年9月30日までに転入先市町村で妊婦給付認定申請及び胎児の数の届出を行った場合には、2回目の支給が可能です。 また、時効の延長は災害等によることにより国から申請期限の延長の通知がある以外には、法第73条の規定となります。</p>
84	○	<p>令和7年度に妊娠の届出をした後に、住民票を除票して海外に転出し、海外で出産した後、日本に帰国せずに妊娠の事実があったことを主張して妊婦支援給付金の申請をしてきた場合、妊娠の事実をもって認定及び支給はできるか。</p>	<p>妊娠の届出があったとしても、妊婦給付認定申請の時点で日本国内に住居を有していないため、妊婦給付認定できないことから支給できません。</p>
	追加版 Ver2	<p>海外の医療機関からの診断書が提示された場合、その真正性をどのようにどの程度確認するべきか。また、確認できない場合、再度、日本の医療機関を受診した受診日を胎児心拍の確認日とすることは問題あるか。時効の起算点にも関わると考えます。 ※No.52の追加版Ver2の再掲</p>	<p>海外の医療機関の診断書が提出された場合、その真正性が確認できない場合は申請書の根拠資料として申請者への聞き取りや追加の確認資料を求めることも可能です。いずれにしても、胎児心拍の確認日は、医療機関を受診し、胎児心拍の確認できた日となります。 ※No.52の追加版Ver2の再掲</p>

	◇	住民票を市に置いたまま、海外で生活されている妊婦が妊娠届出をし、妊婦給付認定申請をされた。妊娠の確認を受けた病院は現地の病院で、国内の医療機関は受診しないとのことである。海外の医療機関名を記載してもらうことで妊婦給付認定の対象になるということよろしいか。 ※No.52の◇の再掲	海外の医療機関名を記載いただいても差し支えありません。 ※No.52の◇の再掲
経過措置関係			
85	○	令和7年3月31日までに出生している方に対する令和7年度以降の給付(いわゆる経過措置)の経費を引き続き検討しているとのことだが、確定された場合の交付申請については、令和6年度にするのではなく、経過措置分の交付要綱が別途定められ、当該交付要綱に基づき令和7年度に国へ交付申請するというので良いか。	令和7年度の対応については、引き続き検討している段階ですが、確定した場合の対応はお見込みの方法を予定しております。
	追加版 Ver1	R6年4月2日～R7年3月31日に産まれた児童について、やむを得ない特別な事情により、R8年3月中に申請があった場合、R8年4月以降に支給することになる。さらに本市ではデジタル地域通貨を導入しており、デジタル地域通貨で支給した場合、有効期限が1年のため、対象者が実際に使用した金額が確定するのはR9年4月以降になるが、補助金の扱いはどうなるのか。	出産・子育て応援交付金は、令和7年3月31日までに出生された方で令和6年度中に面談等ができず支給していない方に対して、令和7年度に入り支給した場合に、その対象経費を令和7年度の交付要綱に基づき市町村に交付するものです。また、実施要綱に定めるとおり、令和8年3月31日以降は支給の申請ができません。市町村が令和8年度予算で支給した経費については、国は補助できませんので、対象者に早期に使用していただくための措置を検討してください。
86	○	令和7年3月31日までに出産し、令和7年3月31日までに子育て応援ギフトを支給していない場合、令和7年度に入り法定給付の対象となるのか。	令和7年3月31日までに出生している場合は妊婦のための支援給付の対象とはなりません。この場合は、経過措置として、出産・子育て応援交付金の対象となりますので、令和7年度に入り面談及び給付申請を受け、子育て応援ギフトとして支給してください。令和7年度に必要な市町村への交付額の確保については、引き続き対応の検討をしております。
87	○	令和6年度までに出産したこどもに関する子育て応援ギフトを、令和7年度に出産・子育て応援交付金として支給することになった場合の市町村の予算措置はどうなるのか。	出産・子育て応援交付金として支給する分については都道府県及び市町村において、令和6年度と同様に令和7年度の予算計上が必要となる予定です。令和7年度に必要な市町村への交付額の確保については、引き続き対応の検討をしております。
	追加版 Ver1	令和7年度の経過措置に係る経費については、令和7年度に交付申請することになると思うが、自治体の予算としては、令和7年度当初予算ではなく、令和6年度の予算を令和7年に繰り越して対応しても良いか。	自治体の歳入歳出予算について、令和6年度予算を繰り越すか、令和7年度当初予算により措置するかは自治体においてご判断ください。なお、令和7年度交付申請に係る国費分については、令和6年度の執行残額を令和7年度に繰り越すことを検討しています。
88	○	令和6年度までに出産・子育て応援給付金を現金以外のクーポン等により支給した支給対象者が令和7年度にクーポン等を使用し、当該使用した額に応じて業務委託事業者に精算払いする場合のクーポン等は対象経費となるか。	令和7年度の当該対象経費に必要な額の確保については、引き続き対応を検討しております。

89	○	令和7年3月31日に出生し、出産・子育て応援ギフトを支給していない場合の申請期限はいつまでか。	<p>出産・子育て応援ギフトの申請期限は、出産した子が1歳に達する日以後の最初の3月30日までです。令和7年3月31日に出生した児童の場合は、当該児童は、令和8年3月30日に1歳に達することから、1歳に達する日以後最初の3月31日は「令和8年3月31日」となり、令和8年3月30日が期限となります。なお、この場合の令和7年度に必要な市町村への交付額の確保については、引き続き対応の検討をしております。</p> <p>(参考) 令和6年3月29日付け成環第119号により通知した、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について」の一部改正についての事務連絡及び、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱の別添2第2Ⅱ(4)ア②(前文省略)ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに支給の申請を行うことができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、対象児童が1歳に達する日以後の最初の3月31日(令和6年3月31日までに1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日)以降は支給の申請はできないものとする。</p>
その他法定事項・府令・政令			
90	○	妊婦支援給付金の申請や支給期限はいつまでか。	<p>妊婦支援給付金は、改正子子法において、5万円を妊婦給付認定後に遅滞なく、胎児の数に5万円を乗じた額を、胎児の数の届出があった以後に支払うものと定められています。国として標準的な事務処理期間を示すことは考えておりませんが、いずれの場合も速やかに支給していただくこととなります。</p> <p>その上で、妊婦給付認定申請及び胎児の数の届出の期限については、改正子子法第73条に基づき、権利の行使ができる時を起算日として、2年となります。</p> <p>権利の行使ができる時とは、具体的には、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦給付認定申請については、医療機関で胎児心拍が確認された日 ・胎児の数の届出については、出産予定日の8週間前とする方向(今後、内閣府令において届出が可能となる日として規定する予定としています。) ・妊娠が継続できず流産等をした場合については、流産等をしたことが医療機関等において確認された日 <p>(参考) 子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) (妊婦支援給付金の支払方法) 第10条の14 妊婦支援給付金のうち、5万円は妊婦給付認定後遅滞なく、第10条の12第2項の規定により算定した額から5万円を控除した額は当該妊婦給付認定者の胎児の数についての前条第1項の規定による届出があった日以後に支払うものとする。ただし、第10条の12第3項の規定の適用がある場合における妊婦支援給付金については、同項の規定により算定した額を当該届出があった日以後に支払うものとする。</p> <p>第73条 妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付を受ける権利並びに拠出金等及び子ども・子育て支援納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収する権利は、これらを行することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅する。</p>
	追加版 Ver1	1回目の給付は、受診により妊娠が確定した日を起算日とするが、時効終了間際の申請等で本人の記憶が曖昧であっても、本人の申告をもって起算日を決定し、疑義がある場合は医療機関に照会する対応でいいか。	お見込みの通りです。
	追加版 Ver1	R7年3月31日以前に妊娠届出をした妊婦(出産予定日はR7年4月1日以降)が、R7年4月1日以降に妊婦給付認定の申請を行う場合の申請期限についてご教示ください。	時効の起算点を妊婦給付認定の申請が出来るようになった日と考えて、令和7年4月1日からの2年間になります。

追加版 Ver1	妊婦給付認定申請はしたが、胎児の届出をしない方に対し、支給期限内に通知等をし、勧奨する必要があるのか。	胎児の数の届出をしない理由については、単に失念している人の他、流産等をしてしまった場合も考えられるところです。それらも踏まえつつ、伴走型相談支援等により把握できる妊婦の個別事情等を踏まえ自治体のご判断においてご対応ください。
追加版 Ver1	権利の行使ができる時として、「胎児の数の届出については、出産予定日の8週間前とする方向」とあるが、これ以前に出産している場合も支給期限は上記内容が起算日となるのか。又は、出産日が起算日となるのか。	省令において出産予定日8週間前の日よりも前に出産した場合には、その日から胎児の数の届出が出来るよう規定いたします。このため、ご質問の場合には出産日が起算日となります。
追加版 Ver1	時効起算日が心拍確認日とあるが、妊娠届出等では心拍確認を必須としていないことから母子手帳交付日または妊娠届出日と読み替えることは可能か。	時効起算日を母子保健手帳交付日又は妊娠届出日と読み替えることはできません。妊婦給付認定の申請に当たっては、妊娠届で必要な事項に併せて「妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについて認定を申請する」とされており、心拍確認により妊婦であることが確認できない限り「資格を有することについての認定」が出来ないと考えられますので、心拍確認の後に申請を求めてください。なお、産科医療機関に対しては、改めて、胎児心拍を確認した後に妊娠届と妊婦給付認定申請を行うことになる旨を説明しており、文書により協力依頼を通知しています。
追加版 Ver1	出産予定日は本人の申し出によるものでよろしいですか。81のように令和7年4月1日以降、住民票を除票し海外へ転出し、出産後に帰国した方は出産日の8週間前から起算し、2年以内に申請があった場合支給してよいという認識でよろしいでしょうか。出産日から起算し2年以内に申請でもよろしいでしょうか。	出産予定日は基本的には医療機関において告知されたものを母子健康手帳に記載したものと想定しています。海外での出産等にかかる取扱いについては、これまで上記で説明した通りです。
追加版 Ver1	出産後に妊婦支援給付金の2回目の案内をする場合、時効の起算日である出産予定日の8週間前とずれるがやむを得ないということで良いか。	時効の起算点は、「届出が可能になった日」ですので、あくまで省令において定めた日である出産予定日の8週間前の日以降であれば、届出を提出でき、かつ受け付ける必要があるものと考えています。
追加版 Ver1	2回目の届け出については産後でも問題ないのでしょうか？	出産予定日の8週間前の日は届出が可能な開始日ですので、産後の届出でも問題ありません。
追加版 Ver1	QA90において、妊婦給付認定申請の期限は「医療機関で胎児心拍が確認された日」と示されていますが、一般的に広く普及・認知されており、かつ本人が追加の費用負担をすることなく、市に提出することができる証明書類はないと史料します。一方で、全ての申請者の受診事実を市が各医療機関に確認することは実務上不可能であり、確認する・しないの不公平が生じることも避けたいと考えます。そこで、妊婦健診を受診した際に、医療機関が母子健康手帳に記入する「妊婦健診の初回受診日」の控え(画像データ)等を、妊娠の事実を証する根拠資料として取り扱い、すべての申請者に提出を求める運用とすることは可能でしょうか。この場合、認定申請期限の定め方として「初回の妊婦健康診査受診日より2年」と表記することになり、国資料が示す日(心拍確認日)とずれる場合もあり得ますが、問題ないでしょうか。	申請の在り方については、基本的には自己申告によるものと考えていますので、医療機関の証明書や母子健康手帳の写しの提出を求める運用は避けるべきと考えております。産科医療機関に対しては、改めて、胎児心拍を確認した後に妊娠届と妊婦給付認定申請を行うことになる旨を説明していますので、初回受診日が胎児心拍を確認した日となりますが、仮に初回の受診で胎児心拍が確認されていない場合は、妊婦給付認定申請を受けることが出来ないため、次回の受診日が妊娠の事実確認日であり、時効の起算日として、以降2年間申請が可能となります。期限を表記する場合においては、「当該妊娠にかかる妊娠の事実が確認された日から2年間」としていただく必要があります。
追加版 Ver1	出産・子育て応援ギフトでは、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がある場合には、当該特別な事情がやんだ後3か月以内の申請することとされていたが、妊婦支援給付金では、やむを得ない特別な事情がある場合でも、申請期限は起算日から2年を経過するまでという考え方でよいか。	法令上規定していませんので、申請期限は起算日から2年が経過すれば時効が成立します。なお、甚大な災害の指定等により申請期限の猶予などを検討することは考えられます。

	追加版 Ver1	<p>妊婦給付認定申請及び胎児の数の届け出の期限については、権利の行使ができる時を起算日として、「2年」とのことですが、本市では外国人对応(特にベトナム人)が多く、そもそも夫婦で来日されていても、「妻が口座を作っていない」、「妊娠後、すぐに帰国して自国で出産」というケースが多くあります。現状は委任状対応していますが、妊婦等支援給付は、国Q&A53～56のとおり委任状対応は認められないと解釈しています。また、来日されたばかりの人について、銀行側が犯罪利用を警戒してか、すぐに口座を作らせないというケースもあると仄聞しています。そういった場合についても、やはり権利行使できる時を起算日として2年の認識でよろしいですか。</p>	お見込みの通りです。
	追加版 Ver2	<p>妊娠届(申告)では、胎児の心拍確認は必須とされていません。「初回受診日が胎児心拍を確認した日となる」とありますが、「仮に初回の受診で胎児心拍が確認されていない場合は、妊婦給付認定申請を行うことが出来ない」ともあります。胎児心拍の確認がされているかを、妊婦本人に確認する必要があるということでしょうか。(妊娠届出書のみでの確認では不可ということか)それとも、妊婦・医療機関へ確認することなく、妊娠届に医療機関が記載されていれば、その受診日が心拍確認日として良いか。</p>	<p>仮に妊娠届を受け付けた際に、胎児心拍が確認されていない場合には、「妊婦のための支援給付を受ける資格を有すること及び認定を求めることについての申告」のチェック欄にチェックをつけられない(仮にご本人がチェックされていても、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することに該当しないため無効となる)ため、次回以降、胎児心拍が確認された際に、改めて電話等により本人から申告していただく必要があります。その際には、胎児心拍が確認されたときの受診日が妊娠の事実確認日となります。産科医療機関に対して、胎児心拍の確認が妊婦給付認定申請の条件であることを説明していますが、妊娠届出書の提出のみをもって、胎児心拍が確認できたとすることはできません。</p>
	追加版 Ver2	<p>妊婦給付認定申請及び胎児の数の届出の時効に関して、転出入の絡む場合について、妊婦支援給付金を一部しか受け取っていないとき、転入元市町村での認定は取り消され、転入先市町村にて妊婦給付認定申請をし、認定の上、支給することとなっています。これは、転入先市町村での妊婦給付認定申請は時効の期限内、つまり胎児心拍が確認された日から2年以内にする必要があることから、例2のように胎児の数の届出の時効が経過していない場合であっても、転出先では妊婦給付認定ができないために胎児の数の届出もできない場合があるということでしょうか。</p> <p>(例1)転出入がない場合 R7.4.1 胎児心拍確認 その後、妊婦給付認定申請を提出し妊婦給付認定を受ける →妊婦支援給付金1回目を受給 R7.10.1 出産予定日の8週間前の日 R9.4.1 胎児の数の届出を提出 →妊婦支援給付金2回目を受給</p> <p>(例2)転出入がある場合 R7.4.1 胎児心拍確認 その後、妊婦給付認定申請を提出し妊婦給付認定を受ける →妊婦支援給付金1回目を受給 R7.10.1 出産予定日の8週間前の日 R9.4.1 「胎児の数の届出」をしないまま、転出(=転出元自治体の認定は取消) →胎児心拍確認日より2年を経過しているため、転出先で妊婦給付認定申請はできない。 つまり、胎児の数の届出による給付金(妊婦支援給付金2回目)の受給はできないと理解で間違いはないでしょうか。 また、災害等の指定によることも家庭庁からの申請期限の猶予についての通知される以外の場面で時効の延長はないという認識でよろしいかでしょうか。(申請予定者個々の事情には依る申請期限の延長はないということでしょうか。) ※No.83の追加版Ver2の再掲</p>	<p>時効によって消滅するのは受給の権利であり認定申請の権利ではありません。認定の申請は胎児心拍確認日から2年間、胎児の数の届出は出産予定日の8週間前の日から2年受給の権利があり申請・届出が可能となります。よって、例のように転出した場合の転出先で、1回目の時効が成立していても、2回目の時効が成立する前に認定の申請及び胎児の数の届出を行えば、認定のうえ2回目の支給が可能です。なお、例2の見解については、令和9年9月30日までに転入先市町村で妊婦給付認定申請及び胎児の数の届出を行った場合には、2回目の支給が可能です。</p> <p>また、時効の延長は災害等によることにより国から申請期限の延長の通知がある以外には、法第73条の規定となります。 ※No.83の追加版Ver2の再掲</p>
	追加版 Ver2	<p>海外の医療機関からの診断書が提示された場合、その真正性をどのようにどの程度確認するべきか。また、確認できない場合、再度、日本の医療機関を受診した受診日を胎児心拍の確認日とすることは問題あるか。時効の起算点にも関わることと思います。 ※No.52, 84の追加版Ver2の再掲</p>	<p>海外の医療機関の診断書が提出された場合、その真正性が確認できない場合は申請書の根拠資料として申請者への聞き取りや追加の確認資料を求めることも可能です。いずれにしても、胎児心拍の確認日は、医療機関を受診し、胎児心拍の確認できた日となります。 ※No.52, 84の追加版Ver2の再掲</p>

	◇	<p>令和7年3月21日に医療機関でGS(胎嚢)確認。3月28日妊娠届(妊娠4週)。4月7日受診時に胎児心拍が確認できなかったため、4月16日に流産手術をされた方から妊婦支援給付金の申請がある。妊娠届出時の妊娠週数が浅かったため、医療機関に確認したことで胎児心拍が確認されていないことが分かったものである。</p> <p>医療機関で胎児心拍が確認されていないため、4月1日時点で妊娠されているかを確認できないが、医療機関を受診している、本人は胎児心拍を確認できたことを申告をしていることから、妊婦給付認定をし、妊婦支援給付金(10万円)を支給してよろしいか。 ※No.69, 79の◇の再掲</p>	<p>医療機関から4月1日時点で心拍がなかったと回答されたのであれば、妊婦のための支援給付は対象外です。 ※No.69, 79の◇の再掲</p>
	◇	<p>住民票を市に置いたまま、海外で生活されている妊婦が妊娠届出をし、妊婦給付認定申請をされた。妊娠の確認を受けた病院は現地の病院で、国内の医療機関は受診しないとのことである。海外の医療機関名を記載してもらうことで妊婦給付認定の対象になるということよろしいか。 ※No.52, 84の◇の再掲</p>	<p>海外の医療機関名を記載いただいても差し支えありません。 ※No.52, 84の◇の再掲</p>
	◇	<p>医療機関の受診や妊娠届出をせずに、飛び込みで出産に至った(母子健康手帳は産後交付となる)場合、妊婦支援給付金の支給申請にかかる起算日はいつになるのか。</p>	<p>時効の起算点は、「権利を行使できるとき」であることから、妊婦給付支援金のうち5万円の起算日は、客観的に妊娠の事実が確認された日として、「胎児の心拍が医療機関において確認され妊娠が確定した日」としています。 医療機関の受診や妊娠届出をせずに、飛び込みで出産に至った場合については、妊娠そのものの事実が客観的に確認された日が出産日と同一になることから、出産日が起算日となります。</p>
91	○	<p>妊婦給付認定のために対象者が市町村に提示する内容は何か。 また、申請書様式などの定めはないのか。</p>	<p>妊婦給付認定申請の内容は、内閣府令に定める予定ですが、基本的には、妊娠の届出で規定された事項と同じ内容とする予定です。ただし、法第10条の9第1項に基づく認定に当たって、妊婦の方には、妊婦給付認定の資格を有すること及び認定を求めることについての申告を行っていただく必要があると考えています。 このため、妊娠の届出と重複している事項については、妊娠の届出により代えることができるとした上で、市町村は妊娠の届出に妊婦給付認定の資格を有すること及び認定を求めることについての申告を受ける欄を設ける等により、妊婦給付認定の申請を受け付けることが出来る取扱いと出来ないか調整中です。 なお、国としては、妊娠の届出について、市町村が独自の様式を使用している現状に鑑み、様式の定めは行わない予定です。</p>
	追加版 Ver1	<p>現在、妊娠届出時の面談と新生児訪問等(生後70日前後)の面談時に申請書の電子申請用の二次元コードを配付しており、申請画面はその二次元コードからのみアクセス可としているが、この運用(二次元コードの配布のタイミングやアクセス制限等)を継続して問題ないか。</p>	<p>省令において定めた期間において申請・届出が可能な何らかの方法が担保されている必要があります。</p>
	追加版 Ver1	<p>給付認定申請にあたり、妊娠の届出と重複する事項については妊娠の届出に変えることができるかとあるが、給付認定の様式に「当該自治体に提出した妊娠届の記載と同じ」というようなチェック欄を設け、記載を簡略化することは差し支えないか。</p>	<p>問題ありません。</p>
	追加版 Ver1	<p>胎児の数の届け出に加え、妊娠給付認定申請も必要となっているため、胎児の数の届け出の様式に「妊娠届出日」「妊娠月数←(出産後なので【妊娠期間】と表現してよいか?それとも、この設問は不要か?)」「妊娠届出日時点の住所地」「妊娠に関して診療を受けていた医療機関の情報」を追加して、1枚の申請書としてよいか?</p>	<p>1枚の申請書とするのも差し支えありません。なお、出産又は死産・流産以降に、申請書を提出する場合は、「妊娠月数」を「出産又は死産若しくは流産した日」と読み替える規定とする予定です。</p>

	追加版 Ver1	<p>妊娠届出日より口座情報等の申請日が遅くなる可能性がある。給付申請日＝妊娠届出日ではなく、給付申請日＝給付に必要な書類が全て揃った日という認識で良いか。また、6胎児の数の届出申請書＝標準化管理項目の「胎児の数の届出日」と「給付申請日」両方に該当するという認識で良いか。</p>	<p>給付申請日は妊婦給付認定申請を行った日であり、上記でも示したとおり市町村が認定にあたり不備等なく受理した日となります。また、胎児の数の届出によって支給することになるため、ご認識のとおりです。</p>
	追加版 Ver1	<p>妊婦給付認定申請書及び胎児の数の届出書の提出について、紙媒体でなくLOGOフォームなどの電子申請やインターネットサイト上での申請としても良いか。</p>	<p>問題ありません。</p>
	追加版 Ver1	<p>現金給付を行う際の妊婦の口座情報について、妊婦のための支援給付認定申請時ではなく、面談後の給付金の申請時に口座情報を記載させることは可能か。</p>	<p>妊婦のための支援給付については、子法第10条の14に基づき、「5万円は妊婦給付認定後遅滞なく支払うこととされていることを踏まえ、基本的には申請時に口座情報を取得していただくようお願いいたします。なお、妊婦支援給付金のうち、妊娠確認後の5万円の給付に当たって必要なのは、妊婦給付認定の申請のみであり、「面談後の給付金の申請」は不要です。</p>
	追加版 Ver1	<p>出産後であって、胎児の数が出生届・住民基本台帳等で確認できる場合であっても、胎児の数の届出は必要か。</p>	<p>法定の届出であるため必要です。</p>
	追加版 Ver1	<p>国から、妊婦支給認定申請に関して、妊娠届け出にチェック欄を設けることで、妊婦支給認定申請の記載を省略することができるがあるが、本町の妊娠届出には「診断した医師の氏名」「妊婦の職業」「妊娠届け出日時点の住所地」等の記入欄を設けていない。その場合でも省略としてよいのか。 加工が可能かつ、現行の妊娠届出書で問題ない場合、妊婦給付認定書の太い黒枠のエリアを減らし、記入項目を減らしたい。可能か。</p>	<p>母子保健法施行規則第3条第5号において、妊娠届出の記載事項は「医師又は助産師の診断又は保健指導を受けたときは、その氏名」とされており、妊娠届出でご指摘のような事項を省略している取扱いの是非について確認が必要だと思われます。</p>
	追加版 Ver1	<p>先日申請書の様式(案)の送付があったが、給付を行うにあたり、不要と思われる項目(例:職業など)については、市町村の判断で削除することは可能か。</p>	<p>省令規定事項を省略することは想定していません。なお、職業については妊娠届出で求めていることから、同様に省令に規定するものです。</p>
	追加版 Ver1	<p>様式について、国から示されている様式の内容が網羅されていれば、体裁を加工して大丈夫なのか。 例)口座情報にゆうちよの口座用の欄を設けたい。 給付金の名称を独自のものにした場合(未定)、表記したい。</p>	<p>問題ありません。</p>
	追加版 Ver2	<p>追加QAの回答の中で、「※申請に不備があり再申請や不備の修正を求めている間に転出した場合は、受理したものとは認められない。」とありますが、この「不備の修正」についてお尋ねします。省令に定める妊婦給付認定申請事項や胎児の数の届出事項に不備がない場合であっても、口座情報に不備があり、何らかの修正ないし追加提出を求めている間は「不備の修正を求めている間」といえるでしょうか。 口座情報は省令上の認定申請事項及び胎児の数の届出事項ではないとの考えの前提です。また、口座情報以外に不備がないため受理し、口座情報の修正を求めている間に住民票をおいたまま海外に引っ越しする場合、修正が間に合わないため現金や小切手での支給を求められた場合に対応しなければならないか。 さらに、住民票があるままなので認定の取消はできず、支給が出来ていない状態は申請不備ではないとの解釈により支払いを留保し続ける必要があるとの取り扱いか。 ※No.45, 78の追加版Ver2の再掲</p>	<p>口座情報の不備が明らかになるのは、口座振込を行う時点になると考えられることから、この段階において、転出が生じた場合であっても、引き続き支払いをしていただく必要があると認識しています。 なお、現金は支払いの方法として法律で規定されている以上、現金での支給を求められた場合にはいかなる理由であれ対応する必要があります。 住民票を存置したまま海外転出した場合に、支払いが実質的に行えない場合には、支払いを留保し続ける取扱いになります。 ※No.45, 78の追加版Ver2の再掲</p>

	追加版 Ver2 様式	<p>「妊婦給付認定通知書」や「妊婦支援給付金」の支給決定通知について、「行政不服審査法事務取扱ガイドライン(R4.6)総務省行政管理局」によりますと、「申請に対する処分について申請どおりの処分をする場合には、一般に、当該処分の相手方には不服申立ての利益はないと考えられるから、当該処分は不服申立てをすることができる処分には当たらず、教示を要しないと考えられる。」とあるため、教示文の記載は予定しておりませんが、必要でしょうか？</p> <p>それとも、以下①～④の全てが行政処分に該当し、それらの通知文書には教示文が必要との認識でしょうか。</p> <p>①妊婦給付認定における認定及び却下 ②妊婦給付認定の取消 ③妊婦支援給付金の支払い(支給決定) ④妊婦支援給付金の不支給</p> <p>また、12月20日示された各様式例は例示であり、申請書様式の同意欄に、「医師による胎児心拍の確認がされていること」や、公金受取口座利用のためのチェック欄(□公金受取口座への振込を希望します。)等を自治体独自で追記することは問題ないでしょうか。 ※No.48の追加版Ver2の再掲</p>	<p>胎児の数の届出について、争いがある可能性が否めないことから、様式例において教示文は記載するものですが、あくまで様式例は例示であり、法令やお示しのガイドラインを踏まえ、地方自治体において独自に様式を定めることは差し支えありません。 ※No.48の追加版Ver2の再掲</p>
	追加版 Ver3	<p>「例えば、自治体の規則において、転出した場合には妊婦給付認定が自動的に取り消される旨を定めた上で、支給決定通知書においてその旨を明示することが考えられます。」との回答があったが、取消し通知は行政手続法上の行政処分とされており、子子法省令案でも通知しなければならぬとされているが、不確定な未来に対する通知は、行政処分の通知の効力を果たしたことになるのか。</p> <p>また、不確定な未来に対する通知にも不服申立ての教示文が必要となるか。 ※No.48, 60の追加版Ver3の再掲</p>	<p>これまでQ&Aでは、妊婦のための支援給付に関する認定、支給決定、取消し等の支給に関する処分にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法施行規則第1条の4の5に基づき通知を行う必要があること、 ・本通知の在り方は自治体において検討しても問題はなく、例えば、認定の際にあらかじめ転居した際には取り消す等の通知を示すことで、自治体の規則において、転出した場合には妊婦給付認定が自動的に取り消される旨を定めた上で、妊婦給付認定通知書においてその旨を明示することで、取消時に転居先まで通知をしなくてもよいこと、 ・通知に際しては、これらの処分が行政処分にあたることから行政不服審査法に基づき教示文を示すこと、 ・一方で、教示文は市町村がそれぞれ作成されているもので差し支えないことをお示してきました。基本的な考え方は、これまでの整理と変わるものではありませんが、総務省と調整の上、「妊婦のための支援給付」の通知と教示文について、改めて以下の通り整理しましたので、お示しいたします。 <p>○ 妊婦のための支援給付は、行政手続法第2条第3号における「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分」である許認可には該当しうると考えられるものの、当該者が転出した場合には、住民基本台帳法第24条に基づく転出届の提出をもって、子ども・子育て支援法第10条の10に基づき取り消すものであり、これは行政手続法第2条第4号ニでいう「許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの」に該当し、不利益処分には該当しないものと考えられます。</p> <p>○ 一方で、妊婦給付認定申請の取消の際には、子ども・子育て支援法施行規則第1条の4の5に基づき通知を行っていただく必要がありますが、当該通知は、あらかじめ認定の通知や支給決定通知等において、「転出した場合には取り消す」旨を記載することをもって足りるものとしします。</p>

○ 行政不服審査法第82条に基づく教示文については、「行政不服審査法事務取扱ガイドライン(令和4年6月)総務省行政管理局」において、「申請に対する処分について申請どおりの処分をする場合には、一般に、当該処分の相手方には不服申立ての利益はないと考えられるから、当該処分は不服申立てをすることができる処分には当たらず、教示を要しないと考えられる。」とされていることを踏まえると、認定の通知や支給決定通知では不要ですが、認定の取消や認定の却下の通知においては必要になります。このため、仮に認定の通知や支給決定通知等において、「転出した場合には取り消す」旨を記載し、取消通知を省略する場合には、「転出した場合には取り消す」旨に加え、行政不服審査法に基づく教示文を記載する必要があります。

○ この際、教示文において示すべき「不服申立てをすることができる期間」の開始日については、「転出した日の翌日」としてください。

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）

（転出届）

第二十四条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）※令和7年4月1日施行

（市町村の認定等）

第十条の九 妊婦のための支援給付を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定（以下「妊婦給付認定」という。）は、当該妊婦給付認定を受けようとする者の住所地の市町村が行うものとする。

（妊婦給付認定の取消し）

第十条の十 妊婦給付認定を行った市町村は、妊婦給付認定を受けた者（以下「妊婦給付認定者」という。）が当該市町村以外の市町村の区域内に住所地を有するに至ったと認めるときその他政令で定めるときは、当該妊婦給付認定を取り消すことができる。

行政手続法（平成5年第88号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～二 （略）

三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

四 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分

ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

五～八 （略）

			<p>行政不服審査法（平成26年法律第68号） （不服申立てをすべき行政庁等の教示） 第八十二条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。 2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。 3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面で行なければならない。</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号） ※令和7年4月1日施行 （妊婦支援給付金の支給に関する事項の通知） 第一条の四の五 市町村は、法第十条の九第二項の妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の額の決定その他その支給に関する処分を行ったときは、その内容を申請者又は届出者に通知するものとする。 ※No.48, 60の追加版Ver3の再掲</p>
92	○	虚偽の妊婦給付認定の申請を防止するため、どのような対策を講じるのか。	<p>本人からの申請に疑義がある場合は、改正子子法第10条の5に基づき、本人等に報告等を求めることができるほか、本人の同意がある場合には、申請書に記載の医療機関に照会を行う等により、妊娠の真偽等を確認することが考えられます。 なお、医療機関への照会については、出産・子育て応援交付金事業から継続した対応を行えるように関係学会と協議を進める検討をしているため、市町村においても地域の産科医療機関等と連携する対応をご検討ください。</p> <p>（参考）子子法改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） （報告等） 第十条の五 市町村は、妊婦のための支援給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、妊婦若しくはその配偶者若しくは妊婦の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に質問させることができる。</p>
	追加版 Ver1	<p>最後に「医療機関への照会については、出産・子育て応援交付金事業から継続した対応を行えるように関係学会と協議を進める検討をしている」とありますが、今後、国から関係学会に向けて当事業への協力依頼文書などが発出されるという認識でよろしいでしょうか。 （出産・子育て応援交付金事業開始当時には、令和4年12月27日付けで厚生労働省から日本医師会・日本産婦人科医会・日本産婦人科学会に向けて「出産・子育て応援交付金事業への協力について（依頼）」という文書が発出されています。）</p>	<p>「出産・子育て応援交付金事業への協力について（依頼）」に相当する文書については、日本医師会、日本産婦人科、日本産科婦人科学会へ通知済みです。 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/be80930d-51d1-4084-aa3e-b80930646538/b98f7626/20250217_policies_shussan-kosodate_46.pdf</p>
	追加版 Ver1	<p>「医療機関への照会については、出産・子育て応援交付金事業から継続した対応を行えるように関係学会と協議」のなかで、国から医療機関への発信で行っていただけないのか。地域の産科医療機関との確認は、必要時に応じてで問題はないか。</p>	

	追加版 Ver1	「虚偽の妊婦給付認定の申請を防止するため」に「本人の同意がある場合には、申請書に記載の医療機関に照会を行う等」とあるが、本人の同意は妊娠届にチェック欄等を設けることで確認するものとして差し支えないか。	問題ありません。
	追加版 Ver1	本人からの申請に疑義がある場合に、本人の同意があれば医療機関への照会を行うことができるとされているが、本人の同意が得られない場合にはどのように対応するのか。第10条の5(報告等)の規定に基づき、同意を強要することはできないのではないか。	子法第10条の5の規定に基づき調査をしたうえで、例えば、妊娠を証明できる書類等が確認できない場合には、基本的には認定ができないため、支給できないものと考えられます。
現金その他確実な支払方法			
93	○	その他確実な支払の方法に定められた内容を具体的にご教示いただきたい。	妊婦支援給付金の支払方法は、現金での受け渡しの他、内閣府令により、口座振替の方法を定めることを検討しています。
94	○	「現金その他確実な支払の方法として内閣府令に定めるもの」に電子マネーは該当するか。給料の電子払いが厚生労働省の認める方法により可能となったがその他確実な支払方法とはならないのか。	妊婦のための支援給付は、子ども・子育て支援法に基づく法定給付であり、その支給は確実に行われる必要があるところ、電子マネーについては、専用アプリの使用等、その受取に当たっての制約が存在しうることから、現金に準ずる支払いの方法として内閣府令に位置づけることが必ずしも適切ではないと考えられます。 ただし、本人の希望があれば、現金での支払いに加えて、電子マネーでの支払いの方法を選択肢として提示することは妨げられません。給与の支払いにおいても、希望者には電子マネーでの支払いを認めているところですが、あくまで希望者であって、本人の同意なく会社側が電子マネーで給与を支払うことは認められておりません。
95	○	ATM現金受取の方法は現金もしくはその他確実な支払方法に該当するか。該当しない場合、本人の同意を得て支給することは可能か。	該当しません。本人の同意を得て支給することは可能です。
96	○	市町村が独自に発行し、1ポイント=1円単位で利用できる「電子地域通貨」は「その他確実な支払の方法として内閣府令に定めるもの」に該当するか。	該当しません。
97	○	妊婦支援給付金の口座振込を民間事業者に委託することは可能か。	地方自治法(昭和22年法律第67号)により公金の取扱いが制限されており、委託可能なのは、指定金融機関のみであるため、指定金融機関以外の民間事業者に現金支給を委託することはできません。 なお、本件に関する地方自治法の解釈については、総務省に確認済みです。 (参考) 地方自治法(昭和22年法律第67号) (金融機関の指定) 第二百三十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。 2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。 (私人の公金取扱いの制限) 第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づく政令に特別の定めがある場合又は次条第一項の規定により委託する場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。
受給者同意のうえでの現金その他確実な支払方法以外の給付			
98	●	市町村の判断により、現金支給を採用せず、クーポンのみの支給とすることはできないか。	給付金は法定給付のため、受給者本人が希望する場合を除き、法令により定められた方法以外での支給はできません。

99	●	市町村の独自の上乗せ分も含めて、50,000円を超える金額(52,000円相当など)でクーポンを支給する場合にも、クーポンのみの支給とすることはできないか。	たとえ市町村独自の上乗せ分が存在するとしても、受給者本人が希望する場合を除き、法令に定める支給方法とは異なる方法での支給はできません。
100	○	現金以外での支給を希望された際に後のトラブルを防ぐためにどのように同意をもらうべきか。	現金その他確実な支払方法以外での支給を可能とする市町村は、どの支払方法を選ぶかについて、本人に選択肢を適切に示して、その意思を明確に確認しておく必要があります。 このため、本人の意思確認の手順として、 ・まず現金で受け取るか、それ以外で受け取るかの意思決定を得た上で、 ・現金以外で受け取ることが明示された場合に、具体的な受取方法として、クーポン等を選択していただくことが必要となります。
	追加版 Ver1	現金以外での支給を希望された際、「現金」「現金以外」の選択肢とは別に、「クーポンでの支給に同意する」旨のチェックボックスを設ける必要があるか。「現金で受け取る」「現金以外で受け取る。クーポンでの支給に同意する」の2択でどちらかを選択させる方法では不適切か。(前者の場合、「現金」を選択したにもかかわらず、「クーポンでの支給に同意する」にもチェックを入れてしまう人がいるのではないかという懸念があるため)	「現金で受け取る」「現金以外で受け取る。クーポンでの支給に同意する」の2択でどちらかを選択させる方法については問題ありません。
	追加版 Ver1	事情により本人名義の銀行口座を開設できない妊婦に対し、現金ではなくクーポンで受け取るよう案内することは適切か。それとも、窓口現金払ができるように、申請書に「窓口での現金支給を希望」という選択肢を設ける必要があるか。(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金と同様の取り扱い)	現金で受け取る場合の選択肢はしっかりと明示した上で、例えば、「窓口現金払いよりも、クーポン支給であれば迅速な支給が可能」等の案内をすることは考えられます。ただし、本人が現金支給を希望した場合には対応する必要があります。
101	○	クーポンで支給する場合の妊婦からの同意の取得方法は、システム上で「クーポンでの支給に同意する」旨のチェックボックスを設ける方法で良いか。	お見込みの通りです。
102	○	現金とクーポンのいずれを選ぶかの選択をしてもらう方法については、webサイト上で、選択肢(現金・現金以外)を掲載して、現金以外を選択した場合に、市町村で準備した各種クーポン等から妊婦がいずれかを選択する方法でも問題ないか。	問題ありません。 ・まず現金で受け取るか、それ以外で受け取るかの意思決定を得た上で、 ・現金以外で受け取ることが明示された場合に、具体的な受取方法として、クーポン等を選択していただくことが必要となります。 なお、現金での受け渡しと口座振替以外の方法については、本人が希望した場合にのみ可能となる支給方法です。
103	○	現金以外のクーポン等として出産・子育て応援給付金を支給した場合において、有効期限内に当該クーポン等の未使用分を現金に替えて支給することは可能か。	現金以外のクーポン等として支給した出産・子育て応援給付金の有効期限前の未使用分を、現金で支給することは差し支えありません。 なお、当該未使用分のクーポン等を支給対象者へ現金として支給する場合にあたっては、公金の取り扱いとしての制限がかかることから、クーポン等の業務委託事業者等ではなく、市町村から支給対象者に支給することとなります(市町村が指定する公金取り扱い金融機関に委託して支給することは可能)。 (参考) 地方自治法(昭和22年法律第67号) (金融機関の指定) 第二百三十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。 2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。 (私人の公金取扱いの制限) 第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づく政令に特別の定めがある場合又は次条第一項の規定により委託する場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。

	追加版 Ver1	妊婦のための支援給付を現金以外のクーポン等で支給した者から、クーポンの未使用分を現金で受取りたい旨の希望があった場合、それを断ることは問題ないか。	妊婦支援給付金を給付した現金でもってクーポンを購入いただいた整理となるため、一度購入したものの取消については、そのクーポンを選択した際の契約次第かと思えます。 現金以外のクーポン等として支給した出産・子育て応援給付金の有効期限前の未使用分を、現金で支給することは差し支えありません。
	追加版 Ver1	令和6年度までの対象者に交付した出産・子育て応援交付金のクーポン等は5万円相当で出しているが、残額相当を現金に替えて支給できるということか。妊婦支援給付金をクーポン等で支給した場合も同様か。	
その他			
104	○	妊婦給付認定後、振込先口座が解約されるなどしたため給付金を支給できず、かつ出国した等の事情により認定を受けた妊婦の居所が不明で連絡を一切取ることができない場合、請求書類の不備を理由に給付金の請求を却下してよいか。	差し支えありません。
	追加版 Ver1	外国人の妊婦が給付認定申請時にすでに帰国日直前であり、近日中に転出し妊婦本人名義の口座も解約予定である場合、給付金振込が口座解約日までに間に合わないことが想定されるが、その場合に給付認定申請を却下することは可能か。	支払い方法が確認できないことをもって認定の却下等はできません。結果として口座の解約等により支給できない場合であっても、起算日から2年の間に支払いが可能となった場合には支払う必要があります。
	追加版 Ver1	請求書類の不備を理由に給付金の請求を却下していいとあるが、こちらの保管期限は申請期限と同様に2年か。	時効の範囲内は支払えるよう書類等の保管をお願いいたします。
	追加版 Ver2	追加QAの回答の中で、「※申請に不備があり再申請や不備の修正を求めている間に転出した場合は、受理したもとは認められない。」とありますが、この「不備の修正」についてお尋ねします。省令に定める妊婦給付認定申請事項や胎児の数の届出事項に不備がない場合であっても、口座情報に不備があり、何らかの修正ないし追加提出を求めている間は「不備の修正を求めている間」といえるのでしょうか。 口座情報は省令上の認定申請事項及び胎児の数の届出事項ではないとの考えの前提です。また、口座情報以外に不備がないため受理し、口座情報の修正を求めている間に住民票をおいたまま海外に引越す場合、修正が間に合わないため現金や小切手での支給を求められた場合に対応しなければならないか。 さらに、住民票があるままなので認定の取消はできず、支給が出来ていない状態は申請不備ではないとの解釈により支払いを留保し続ける必要があるとの取り扱いか。 ※No.45, 78, 91の追加版Ver2の再掲	口座情報の不備が明らかになるのは、口座振込を行う時点になると考えられることから、この段階において、転出が生じた場合であっても、引き続き支払いをしていただく必要があると認識しています。 なお、現金は支払いの方法として法律で規定されている以上、現金での支給を求められた場合にはいかなる理由であれ対応する必要があります。 住民票を存置したまま海外転出した場合に、支払いが実質的に行えない場合には、支払いを留保し続ける取扱いになります。 ※No.45, 78, 91の追加版Ver2の再掲
105	○	妊婦支援給付金に、市町村独自に上乗せで支給することは可能か。	国は、市町村独自の予算措置について判断する立場にありません。 なお、市町村による上乗せ支給部分については、子ども・子育て支援法の規定は適用されないことには十分ご留意ください。
	追加版 Ver1	現金支給とデジタルギフトの選択制では、市民は現金支給を選択する方が圧倒的に多く、デジタルギフトを選択する市民は少ないと想定される。 (現金支給とデジタルギフトを併用している当市自治体の近隣自治体では、現金:デジタル=9:1の割合と聴いてる) 国の10/10補助により、デジタルギフトを選択した場合は、5万円+1万円=6万円とするといったような上乗せ補助はできないか？ 上乗せ支給をしないかぎり、デジタルギフトによる支給は選択されず、導入する自治体は皆無であると想定されるがいかがか？	上乗せ補助は考えておりません。

	追加版 Ver1	<p>現在府の方では、R7以降のクーポン支給について、業者から50,000円ポイントに5,000ポイント上乗せする案の提案を受けています。</p> <p>この案について、現金給付かクーポン支給かを対象者に選んでもらった上でクーポン支給を選択されれば、あくまで選択オプションとしての整理かと存じますので問題ないかと存じます。</p> <p>ただし、5,000円ポイントの上乗せにつきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者負担であること ・業者から市町村への請求は50,000円であるが、実際には対象者には、55,000円分が支給されることとなります <p>上記の点が法定給付上問題ないのか御教示いただきたく存じます。</p>	問題ありません。
106 省令	追加版 Ver1	<p>胎児の数の届出の際に届け出る事項について、当該妊娠に関して保健指導又は健康審査を受けている医療機関の情報を定めているがこの活用用途はどういったことを想定しているものか。また、電磁的に記録する必要があるか。</p>	届出を受けた胎児の数に疑義等がある場合に、本人同意の上で照会することを想定しています。また、必ずしも電磁的記録は求めていません。
107 省令	追加版 Ver1	<p>1) 内閣府令に定める「通知への記載事項」が網羅されていれば、書式(文字の配置や、記載事項以外の文言等)は問わない、という理解で良いでしょうか。</p> <p>2) 地域通貨アプリのお知らせ機能による通知(申請者が保存することはできない。かろうじてスクリーンショットなら可能)も、「メール等」に含むという認識で間違いはないでしょうか。</p> <p>3) 送付以外に面談時などに支給日、金額を伝えることでも可能なものか。事務効率化のために、市町村の判断にて、書面による通知を省略して差し支えないか。</p> <p>4) 面談時に胎児の数の届出書を受け取り、その場でクーポンを渡す形を想定しているが、その際、胎児の数の届出書にクーポンの受領サイン(署名・受領日)をもらうことで、支払い通知書に代えることは可能か。</p> <p>5) 出産子育て応援事業において、認定通知書や支払通知を振込をしたことで、実施したことになっている自治体が多数あります。妊婦に対する支援給付についても、通知を発行せず、振込をした事実で通知したことにしてよいのか。</p> <p>6) 支払通知書を送付するのは認定後なので、支払通知書またはギフトカードの支給をもって認定の通知をしたこととみなして差し支えないか。</p>	<p>(1) 書式は問いません。</p> <p>(2)～(6)通知の在り方については、各自治体において検討していただいて差し支えありませんが、その場合においても後から照会を受けた際に、通知をした旨を確実に示せる必要はあるものと考えます。</p>
108 省令	追加版 Ver1	<p>妊婦給付認定申請時、「[妊婦のための支援給付を受ける資格を～申請]をすることについてのチェック欄を設けることで、妊娠の届出を妊婦給付認定申請書にかえることが出来る」とありますが、妊娠届出と妊婦給付認定申請を一体化せず、給付申請書は別様式で事務手続きをすすめるといった方法でも問題はありませんかでしょうか。</p> <p>妊娠届出書と妊婦給付認定と給付申請の全てを一体化すると、給付条件に満たない心拍確認前の妊婦に母子手帳や妊婦健診チケットの発行が出来かねるといった問題も生じることから、上記のように分けたいと考えています。ご回答のほど、よろしく願いいたします</p>	問題ありません。
109 省令	追加版 Ver1	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦支援給付認定申請書及び胎児の数の届出の項目について、医療機関情報の住所・電話番号は必須でしょうか。医療機関名とある程度の住所(〇〇市)などの情報だけでも問題ないでしょうか。 ・妊娠届出に医療機関名の記載をさせていただいているので、妊婦支援給付認定申請書及び胎児の数の届出の様式の医療機関情報の項目に、妊娠届出と同じというチェック欄を設けるなどし、市民の方の手間を省くことは可能でしょうか。 	<p>妊婦給付認定の申請事項については、妊娠届とそろえています。</p> <p>胎児の数の届出については、胎児の数に疑義があった場合等に確認できるよう医療機関の情報を求めることとしていましたが、ご指摘を受けて、「医療機関の名称」のみとし、医療機関を特定するために必要な情報については、「その他市町村長が必要と認める事項」の中で、自治体において検討いただくこととします。</p> <p>妊娠届と同じというチェック欄を設けることで記載を省略することは可能です。</p>

110	追加版 Ver1	<p>現行の出産・子育て応援ギフトについて、本市ではLogoフォームを利用した電子申請で受け付けており、100%に近い方がLogoフォームからの申請をしています。令和7年4月以降は、個人番号を届け出ただけのことになりますが、Logoフォームでは個人番号の取り扱いができないとのことで、対応を検討しているところです。Logoフォームでの申請受付を継続したいため、母子健康手帳の交付番号等で紐づける、以下の取り扱いは可能かをご教示願います。</p> <p>(妊婦のための支援給付1回目(妊娠届時)) ①妊娠届出書にチェック欄を設けて、妊婦給付認定申請を受ける。(→妊娠届出書には個人番号が記載される。届け出に基づき母子健康手帳を交付する。母子健康手帳には交付番号を記載する。) ②振込口座をLogoフォームから登録してもらい、その口座に振り込む。(→Logoフォームに個人番号は入力せず、母子健康手帳交付番号、氏名、振込口座等を入力する。※母子健康手帳交付番号で妊娠届と紐づける。)</p> <p>(妊婦のための支援給付2回目(胎児の数の届出)) ①Logoフォームから、母子健康手帳交付番号、氏名、胎児の数、振込口座等を登録してもらい、その口座に振り込む。(→Logoフォームに個人番号は入力せず、母子健康手帳交付番号、氏名で1回目の支援給付と紐づけて確認をする。※母子健康手帳交付番号で妊娠届と紐づける。) ※マイナンバーカードを利用する「ぴったりサービス」からの申請となると、カードを持っていない方は紙申請となるため、事務負担が増えてしまうことが懸念されます。</p>	<p>(妊婦のための支援給付1回目(妊娠届時)) ①可能です。 ②可能です。</p> <p>(妊婦のための支援給付2回目(胎児の数の届出)) 胎児の数の届出については、個人番号を求めないこととします。このため、お示しいただいた取扱いに問題はありませぬ。</p>
111 省令・通知	追加版 Ver2	<p>現在、給付申請受理後、対象者に「出産子育て応援交付金に対する決定通知書」を送付している。妊婦給付認定申請書(妊娠届出書)受理後、認定通知書を発送することになっているが、現行のとおり支給決定通知書をもって認定通知書兼支払い通知書に代えて差し支えないか。追加版Q&A省令2つ目の回答により、通知のあり方は各自自治体において検討していただいて差し支えないとなっているため、(後から照会を受けた際に、通知をした旨を確実に示せることを前提)差し支えないと認識している。 また、何らかの事情(流産、死産等をしたことを家族に「知られたくない等)の場合は、認定通知を住所地へ送付せず、手渡しや送付先変更などの対応は可能か。もしくは通知を送付しない判断は可能なのか。</p>	通知のあり方については、各自自治体でご判断いただいて差し支えありません
112 ぴったりサービス	追加版 Ver1	<p>現在ぴったりサービスの制度は、「出産・子育て応援金事業」しか存在しないが、「妊婦のための支援給付」または「妊婦支援給付金」等の名前の制度は追加されるか。 また、ぴったりサービスに「妊婦支援給付金」の手続き様式を、標準様式として追加される予定はあるか。</p>	妊婦のための支援給付を制度として新たに追加し、標準様式を追加する予定です。
113 給付支援サービス	追加版 Ver1	<p>給付支援サービスについて 当該システムについて確認したところ、下記が確認できた。 ・同一年度に同じ対象者に対しての給付ができない ・年度毎に更新が必要であり、旧年度の対象で未支給の対象は新年度のシステムに再登録が必要である ・申請期限が個人毎に設定できない 妊婦支援給付の制度は、年度内に2回対象となる方もおり、申請期限も2年とされている。 当該サービスを利用しての運用を具体的にお示しいただきたい。</p>	給付支援サービスについては、デジタル庁が所管するサービスであり、所管するデジタル庁にお尋ねください。

114 生活保護	追加版 Ver1	妊婦支援給付金については、生活保護の収入認定がなされるのか。	収入認定としない方向で検討しています。
	◇	妊婦支援給付金については、生活保護の収入認定がなされるのか。	収入認定はされません。 詳しくは「厚生労働省発社援0331第2号令和7年3月31日「生活保護法による生活保護の実施要綱について」の一部改正について(通知)」を参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T250402Q0250.pdf
115 課税	追加版 Ver1	妊婦支援給付金は非課税か。また、差押禁止の対象となるのか。 妊婦支援給付金については、自治体独自の予算(地方単独事業)で増額をした場合、当該増額分について、非課税・差押禁止の対象になるのか。	子法第10条の6及び第10条の7に基づき差し押さえ禁止対象であり非課税です。
	追加版 Ver1	妊婦支援給付金の支給の要件として、市民税完納の要件をつけることは可能か。	法律に定められた以上の要件を課すことはできません。
116 国籍	追加版 Ver1	妊婦給付認定や妊婦支援給付金の申請において、国籍に関する要件はあるか。 「国籍に関する要件はない」と承知していますが、依然、県内市町村から「日本国籍を有する場合で・・・」という前提条件がついた質問が来るので、「国籍に関する要件はない(国籍の有無に関係なく同一基準である)」旨、Q&Aに明記していただきたいです。	国籍に関する要件はありません。
117 相続	追加版 Ver1	妊婦給付認定後、給付前・こどもの数の届出前に妊婦死亡した場合は、受給権は発生し、相続は発生しますでしょうか。	受給権は相続されますので、遺族から胎児の数の届出を提出いただき、支給してください。
118 相続	追加版 Ver1	胎児心拍を確認し妊娠したが、妊産婦が死亡した場合の妊婦支援給付金について (1)妊産婦が死亡する前に、妊婦支援給付金の認定申請をしていた場合 ①妊娠に基づく給付(5万円)の支給が死亡日より後であったとしても、申請時点で妊婦支援給付の対象者であれば、妊婦給付認定者となり、妊婦支援給付金(5万円)は支給対象となるでしょうか。(受給権は相続されるでしょうか。) ②胎児数の届出が妊産婦死亡前にされている場合は、受給権は相続されるでしょうか。また、妊産婦死亡前に胎児数の届出がされていない場合はどうなるでしょうか。 ③上記①、②の場合、妊産婦からの申請どおり、妊産婦名義の口座に振り込みを行ってもよろしいでしょうか。もし、相続人から妊婦名義以外の口座に振り込んでほしい旨の申し出があった場合の対応についてもご教示ください。 (2)妊産婦が死亡する前に、妊婦支援給付金の認定申請をしていなかった場合、妊娠に基づく給付金(5万円)及び胎児の数×5万円の給付金の受給権の考え方をご教示願います。	(1)①②上記の通りです。 (1)③妊婦が死亡している場合には、必ずしも妊婦の口座に振りこむ必要はありません。 (2)死亡した妊婦が令和7年4月1日以降に妊娠していた場合、遺族からの妊婦給付認定の申請及び胎児の数の届出を受理したうえで支給することになります。
119 未支給	追加版 Ver1	給付金等の受け取りを希望しないという選択はあるのか。辞退する場合、別途届出が必要となるのか。	給付金の受給には妊婦給付認定の申請が必要であり、本人が受け取りを希望せず、申請を行わない場合には、支給することができません。

120 周知広報	追加版 Ver1	自治体用の問い合わせ窓口(コールセンター)を設置していただきたい。	現時点でコールセンターの設置は考えていません。
121 新規	追加版 Ver2	令和6年度出産・子育て応援交付金の妊婦のための支援給付に係るシステム構築・改修費について、当該事業に係る契約日は、変更交付決定日以降でなければいけないか。	変更交付決定よりも前から各自治体でシステム構築・改修を開始していた場合も、当該事業に要した費用が国庫補助の対象となります。
122	◎	流産された方・人工妊娠中絶された方への案内はどのようにすべきか？	<p>こども家庭庁ウェブサイト上に掲載しているリーフレット「給付金と相談窓口のご案内(流産・死産等)」をご活用いただくなど、対象者には制度のご案内をお願いします。</p> <p>併せて、流産・死産を経験した女性等への心理社会的支援等について(令和3年5月31日付通知)、不妊症・不育症患者や子どもを亡くした家族に対する情報提供等について(令和4年4月8日付事務連絡)などもご活用ください。</p> <p>人工妊娠中絶された方には、母体保護や健康リスクへの影響、適切なカウンセリングやサポート、予防に関する性教育などが必要と考えますので、本給付申請の際の面談を機に支援に繋げるようご対応をお願いします。</p> <p>(参考) ■こども家庭庁ウェブサイト 関連資料 妊婦のための支援給付リーフレット(添付先URL) 「給付金と相談窓口のご案内(流産・死産等)」 「妊婦のための支援給付のご案内妊婦のための支援給付のご案内」 https://www.cfa.go.jp/policies/shussan-kosodate ■こども家庭庁ウェブサイト 流産・死産等を経験された方へ(URL) https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/ryuuzan/</p>
123	◎	人工妊娠中絶の場合の支給までの流れを確認したい。市町村によって異なると思うが、診断の際に基本的なことを説明するため。	<p>基本的には以下のような流れが想定されます。</p> <p>・手術前に市町村に申請する場合 ※この場合、医師の診断書は不要。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医師が胎児心拍確認 2 当該者が市町村に申請(妊娠の届出をするなら母子手帳交付) 3 市町村から給付金(5万円)を支給 ※支給には振込等で一定期間かかります。 4 手術 5 当該者が市町村と面談及び胎児の数の届出 6 市町村から給付金(妊娠している子どもの数×5万円)を支給 ※支給には振込等で一定期間かかります。 <p>・手術後に市町村に申請する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医師が胎児心拍確認 2 手術 3 当該者が市町村に申請+胎児の数の届出 ※申請の際、妊娠の事実の確認のため医師の診断書が必要。 4 市町村から給付金(5万円+妊娠している子どもの数×5万円)を支給 ※支給には振込等で一定期間かかります。